

(別紙)

楽曲目録

- 1 楽 曲 名 Awapuhi Sweet (アワプヒ・スウィート)
作 曲 者 原告
作 詞 者 ピター・アルクイーザ
楽曲の内容 訴状添付CD-R記録のファイル1「Awapuhi Sweet」収録の
とおり

- 2 楽 曲 名 Ka Pua Loke Mae Ole (カ・プア・ロケ・マエ・オレ)
作 曲 者 原告
作 詞 者 原告
楽曲の内容 訴状添付CD-R記録のファイル2「Ka Pua Loke Mae Ole」
収録のとおり

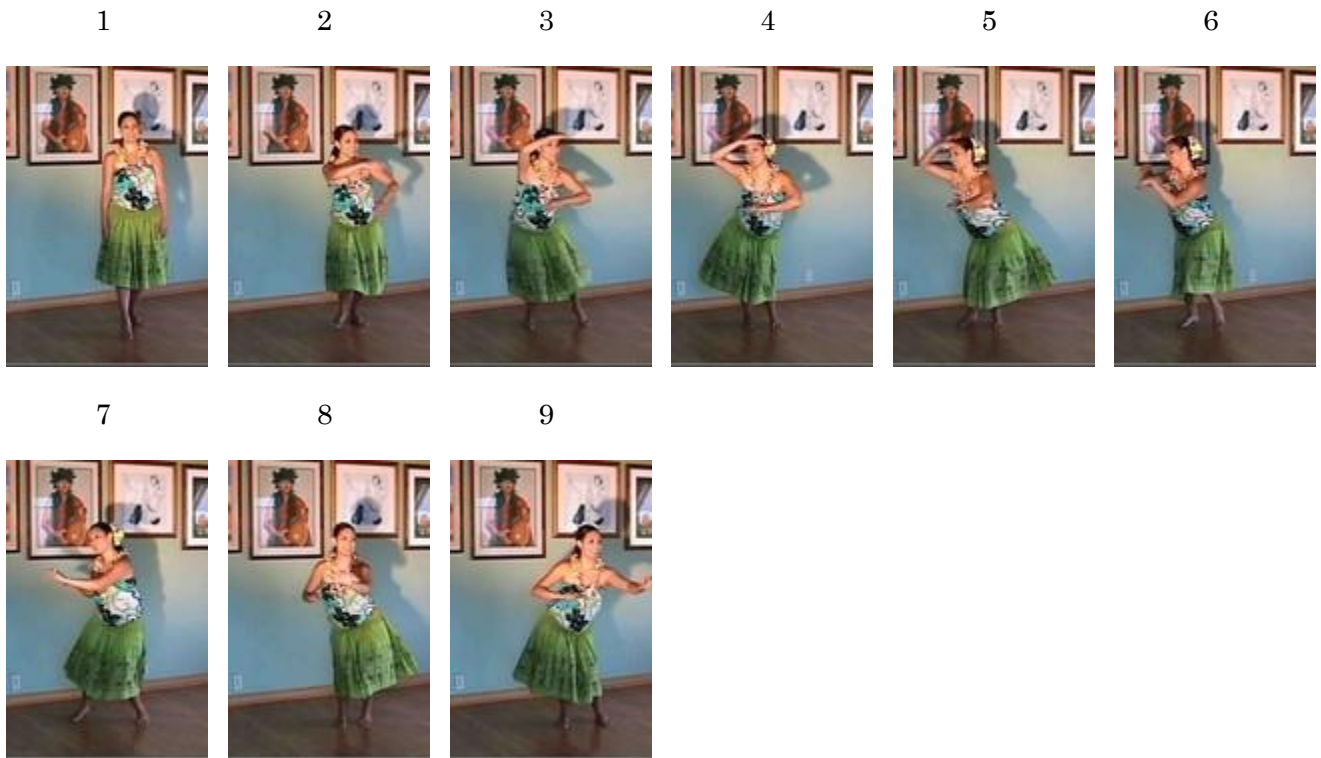
- 3 楽 曲 名 E Kaimana' alohi (エ・カイマナ・アロキ)
作 曲 者 原告
作 詞 者 原告
楽曲の内容 訴状添付CD-R記録のファイル3「E Kaimana' alohi」収
録のとおり

以 上

(別紙)

本件振付け6に関する主張対比表

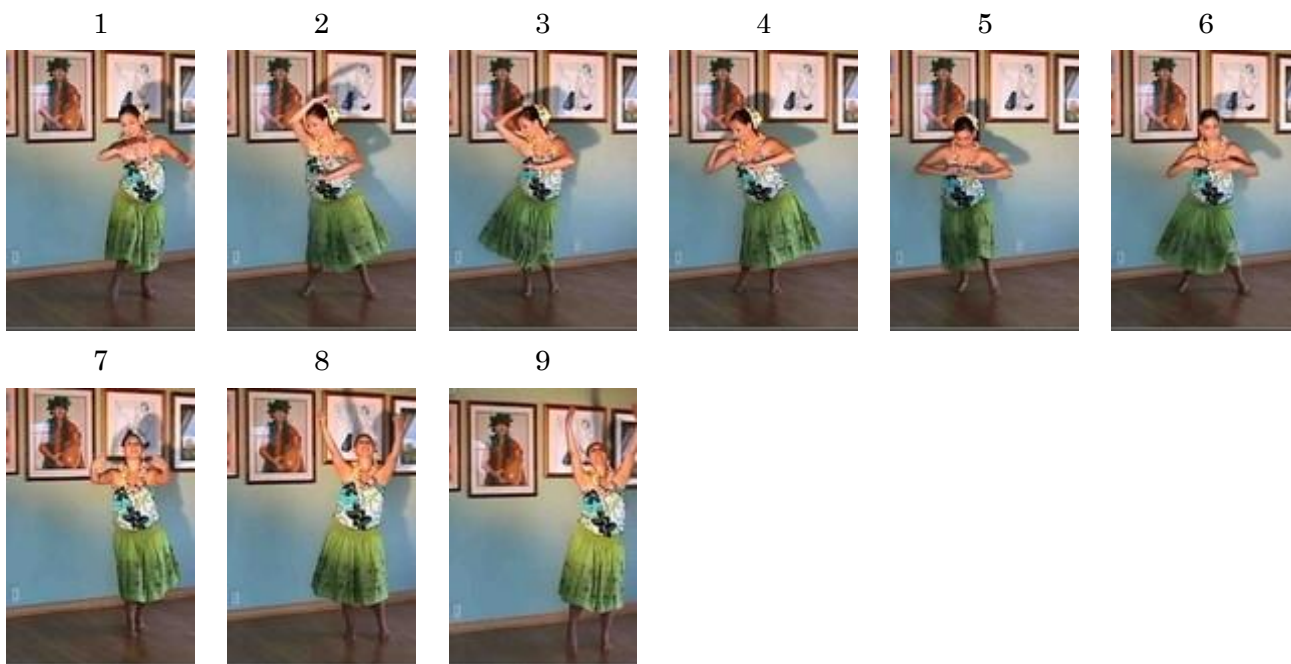
1.



歌詞	原告の主張	被告の主張
‘Auhea wale ana ‘oe (アウヘア ヴ アレ アナ オエ)	‘Auhea の部分の振付けで、本件振付け6は、体の向きを左前から右前に動かすにあたり、右腕を掌を下に向け額の前にかざし、わきを開いて左腕を肘を曲げて胸の前に持ち上げて水平に置いている点で、他の振付けとは異なる。	(3~5) ‘Auhea の部分の振付けで、甲25の他の振付け及び乙12の振付けのいずれも、本件振付け6と同様、片方の手のひらを額にかざし、遠方を見る姿勢を取っている。 「わきを開いて左腕を肘を曲げて胸の前に持ち上げて水平に置いている」点は、振付けの枢要部分ではなく、あらゆる舞踊においてありふれた動作である。 (8~9) ‘oe の部分の振付けで、甲25の他の振付け及び乙12の振付けのいずれ

		<p>れも、本件振付け6と同様、手を身体 の斜め前に差し出しているところ、こ れは、‘oe’に対応するハンドモーショ ンである。</p> <p>(1~9)「右足と左足を交互に2歩ずつ」 右ないし左に「踏みだし移動する」ス テップは、カホロという左右に移動す る既存の基本ステップである。</p>
--	--	---

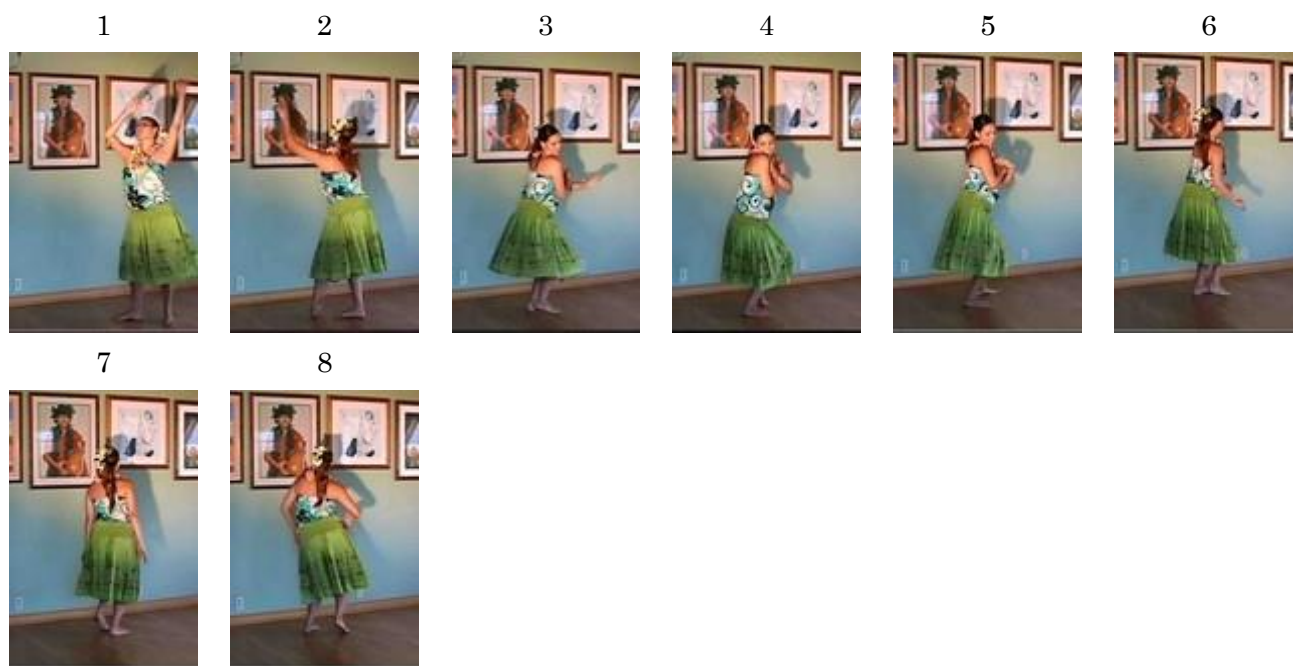
2.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ku'u lei o ka pō (クウ レイ オ カ ポー)</p>	<p>o ka pō の部分の振付けで、甲 2 5 の左下及び右下の振付けでは頭の上に掲げた両手の掌が同じ向き（前方やや斜め上）に揃えられているのに対し、本件振付け 6 は、両手の掌をいずれも内側へ向けている。</p>	<p>(2~4)Ku'u lei の部分の振付けで、甲 2 5 の他の振付け及び乙 1 2 の振付けのいずれも、本件振付け 6 と同様、頭部上方から、首に花の輪を掛けるようにして、肩まで手を下ろし、花輪に触れるところ、これは、lei に対応するハンドモーションである。</p> <p>(7~9)pō の部分の振付けで、甲 2 5 の他の振付け及び乙 1 2 の振付けのいずれも、本件振付け 6 と同様、両手を斜め上に挙げる動作を行うところ、これは、pō に対応するハンドモーションである。掌の向きは、振付けの枢要部分ではない。</p> <p>(1~9)「右足と左足を交互に 2 歩ずつ」右ないし左に「踏みだし移動する」ステップは、カホロという左右に移動す</p>

		る既存の基本ステップである。
--	--	----------------

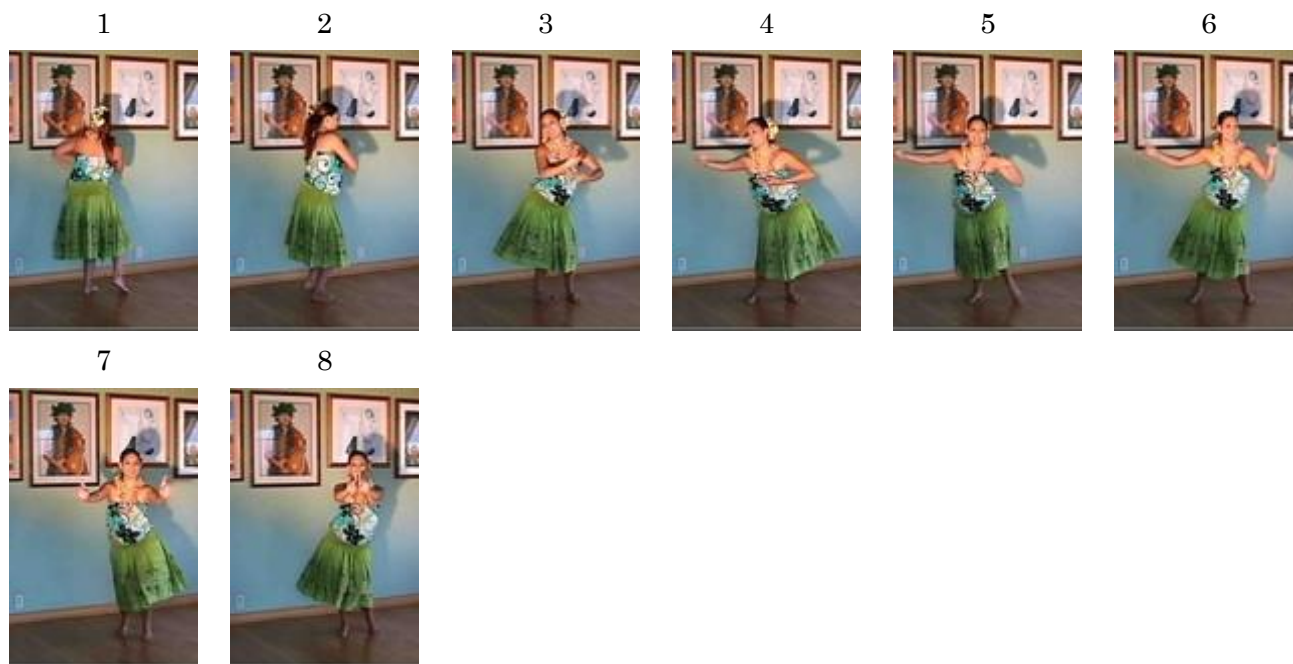
3.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Pō anu ho ‘okahi no au (ポー アヌ ホオカヒ ノ ヴァウ)</p>	<p>Pō anu の部分の振付けで、甲 2 5 の他の振付けは正面又は斜め前を向いたままで動作を行っているのに対し、本件振付け 6 は、両腕を下ろして胸の前で交差させる一連の動作を、右に 2 7 0 度ターンするステップの中で行っている。</p> <p>ho ‘okahi no au の部分の振付けで、本件振付けは、両腕を伸ばしきるまで下ろしながら左斜め後ろへ左足右足を交互に</p>	<p>(1~2)pō の部分の振付けで、甲 2 5 の他の振付け及び乙 1 2 の振付けのいずれも、本件振付け 6 と同様、両手を斜め上に挙げる動作を行うところ、これは、pō に対応するハンドモーションである。</p> <p>(4~5)anu の部分の振付けで、甲 2 5 の他の振付け及び乙 1 2 の振付けのいずれも、本件振付け 6 と同様、両腕を胸の前で、交差させる。</p> <p>「右に 2 7 0 度ターンするステップ」は、クォーターカホロというステップである。</p> <p>(6~8) 両手を伸ばして下ろすという動作が、ho ‘okahi no au の部分の振付けであるとしても、舞踊においてありふ</p>

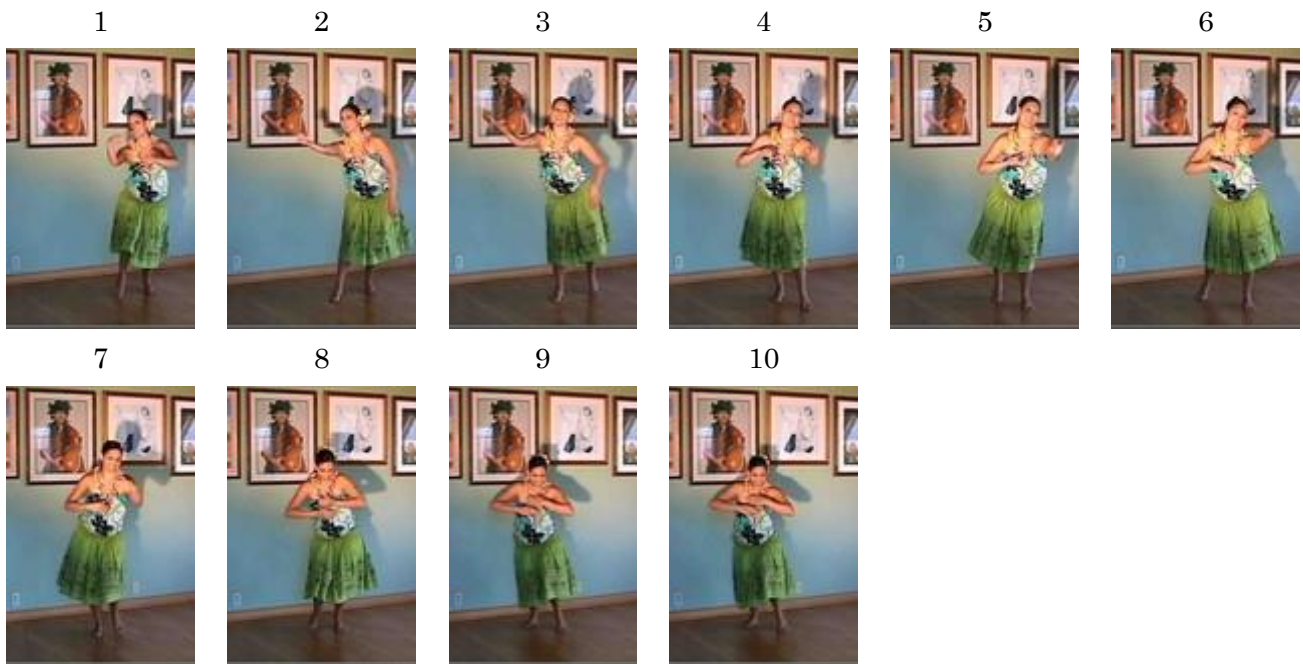
	2 歩ずつ前進する（聴衆と反対の方向へ歩いていく）点で、他の振付けとは異なる。	れた動作である。
--	---	----------

4.



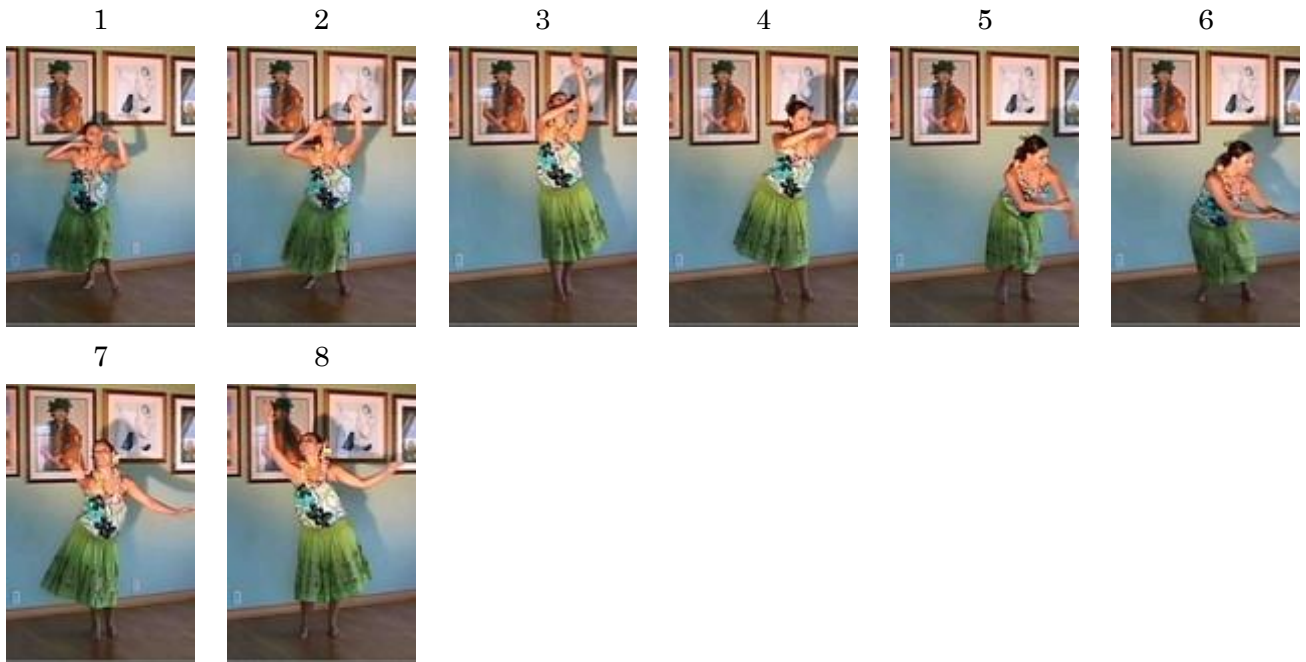
歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Sweetheart mine, E pili mai (スイートハート マイ ン エ ピリ マイ)</p>	<p>E pili mai の部分の振付けで、本件振付け6は、両手の人差し指を立てて両腕を体の外側へ伸ばし、両腕を伸ばしたまま、同時に体の前方へ持ってきて、胸の前で両手をくっつける点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~4)Sweetheart mine の部分の振付けで、甲25の右上及び乙12の振付けのいずれも、本件振付け6と同様、手で自分の胸を包み込むような動作をする。</p> <p>(5~8) E pili mai の部分の振付けにおける本件振付け6は、他の楽曲において、pili に対応するハンドモーションとして用いられているものである(乙21, 22)。</p>

5.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Inā 'o 'oe a 'o au (イナ オ オエ ア オ ヴァウ)</p>		<p>(1~6) 'oe の部分の振付けで、甲 2 5 の他の振付け及び乙 1 2 の振付けのいずれも、本件振付け 6 と同様、手を身体の前斜めに差し出しているところ、これは、'oe に対応するハンドモーションである。</p> <p>(7~10) au の部分の振付けで、甲 2 5 の他の振付けのいずれも、本件振付け 6 と同様、両肘を曲げ、腕の前で掌を自分の方に向けているところ、これは、au に対応するハンドモーションである。</p>

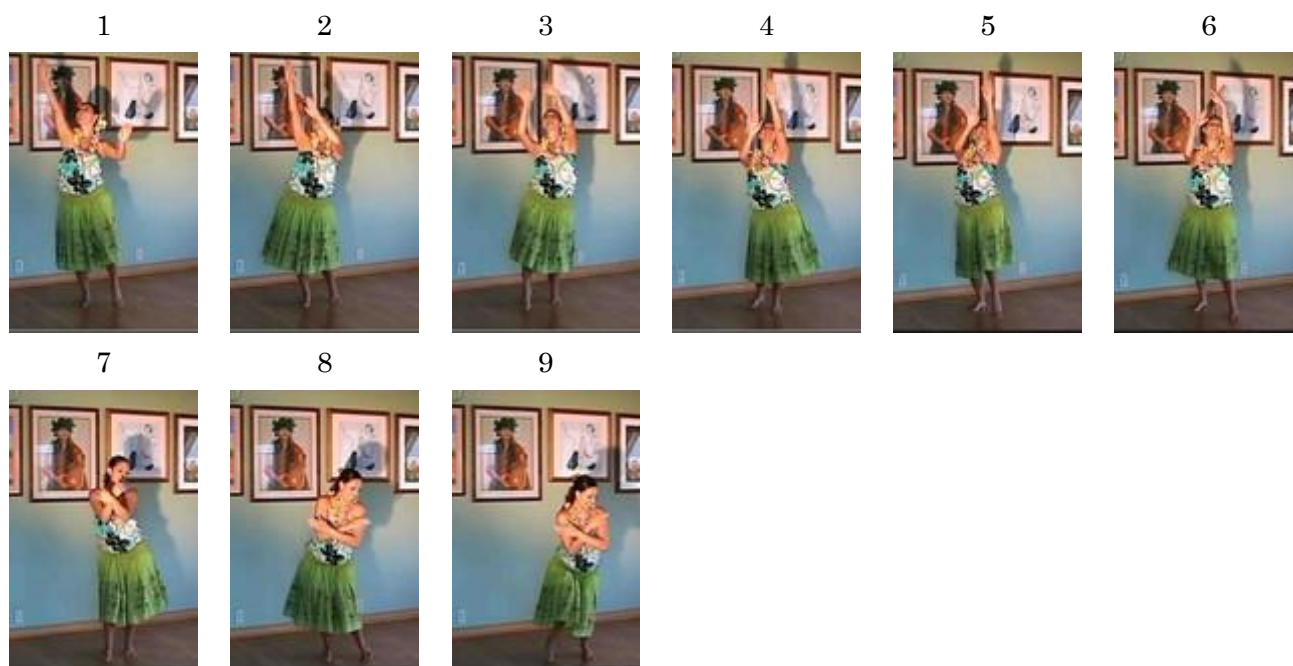
6.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>‘Ike i ke ahi o Makana (イケ イ ケ アヒ オ マカナ)</p>	<p>ahi o Makana の部分の振付けで、本件振付け6は、掌を下にして右手を右目の横に添えて顔とともに左斜め上に向け、左手は左斜め上へ掌を下にしてまっすぐ伸ばし、その後、伸ばした左手の肘付近に右手を添え、左手の手首を下に曲げて左腕を伸ばしたまま左斜め上から左斜め下までやや勢いよく降ろしていき、左腕を降ろすと同時に腰を落としてやや姿勢を低くし、さらに、姿勢を低くしたまま両手を少し曲げた状態で胸の前で揃え、両手の掌で一度波打たせ、続い</p>	<p>(1~3) ‘Ike i ke の部分の振付けで、甲25の左下及び右下の振付けはいずれも、本件振付け6と同様、手を目の横に添え、もう片方の手を伸ばすところ、これは、ike に対応するハンドモーションである。</p> <p>(7~8)Makana の部分の振付けで、乙12の振付けは、片方の手を上げ、もう片方の手を水平に移動させているところ、これは、地名に対応するハンドモーションである。</p>

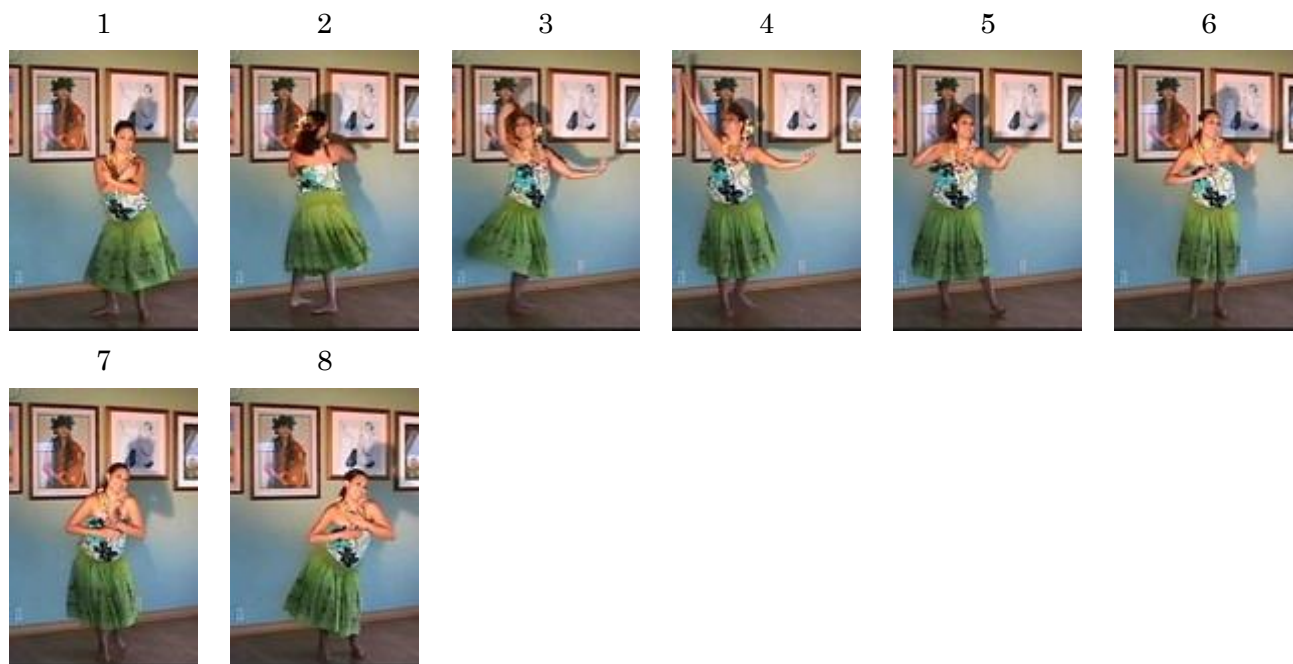
	<p>て腰を上げて伸び上がりながら，左腕を伸ばした状態で体の横のやや斜め下，右腕も伸ばした状態でやや斜め上へ持って行き，再び両手の掌を一度波打たせる点で，他の振付けとは異なる。</p>	
--	--	--

7.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He makana ia na ke aloha (ヘ マ カナ イア ナ ケ アロハ)</p>	<p>He makana ia の部分の振付けで、掌を正面に開いたまま右腕を右斜め上にまっすぐ伸ばし、同じく掌を正面に開いたまま左腕をやや曲げ気味で右腕に添う様に置き、右腕を曲げると同時に左腕を伸ばすことで両手の高さを入れ替える点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~6) He makana ia の部分の振付けで、本件振付け6は、手を上げるところ、山ないし高い場所を表現するために手を上げるという動作は、舞踊一般においてありふれたものである。</p> <p>(7~9) aloha の部分の振付けで、乙12の振付けも、本件振付け6と同様、両手を胸の前で交差させる動作を取るところ、これは、aloha に対応するハンドモーションである。</p>

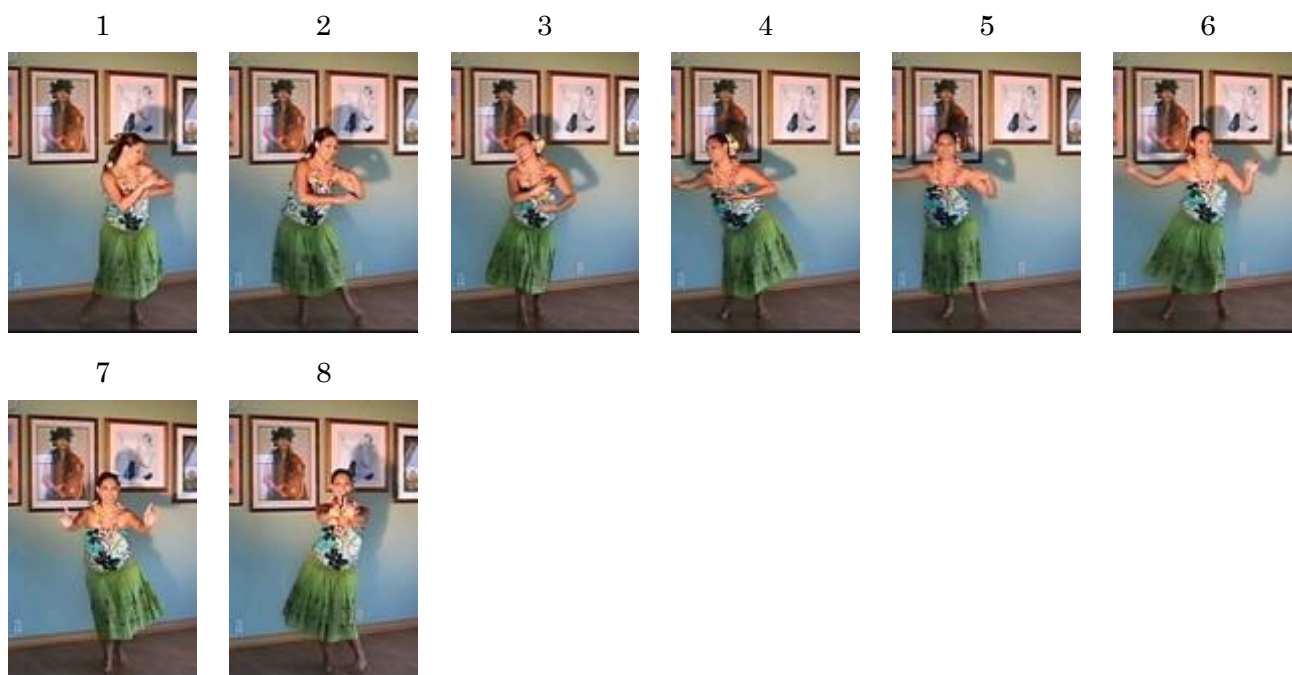
8.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>No nā kau a kau, 'o 'oe a 'o au (ノ ナ カウ ア カウ オ オエ ア オ ヴァウ)</p>	<p>No nā kau a kau の部分の振付けで、右足左足を交互に2歩ずつ出して右に360度ターンしながら、右腕を右斜め上に、左腕を体の左側へ、それぞれ伸ばしていく点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(2~4) No nā kau a kau の部分の振付けで、甲25の左下及び右下の振付けはいずれも、本件振付け6と同様、片方の腕を上、もう片方の腕を水平にする。「右足左足を交互に2歩ずつ出して右に360度ターン」するのは、スピントーンである。</p> <p>(5~6) 'oe の部分の振付けで、甲25の右上及び乙12の振付けのいずれも、本件振付け6と同様、手を身体の斜め前に差し出しているところ、これは、'oe に対応するハンドモーションである。</p> <p>(7~8) au の部分の振付けで、甲25の他の振付け及び乙12の振付けのいずれも、本件振付け6と同様、両肘を曲げて、胸の前で手のひらを自分の方へ向</p>

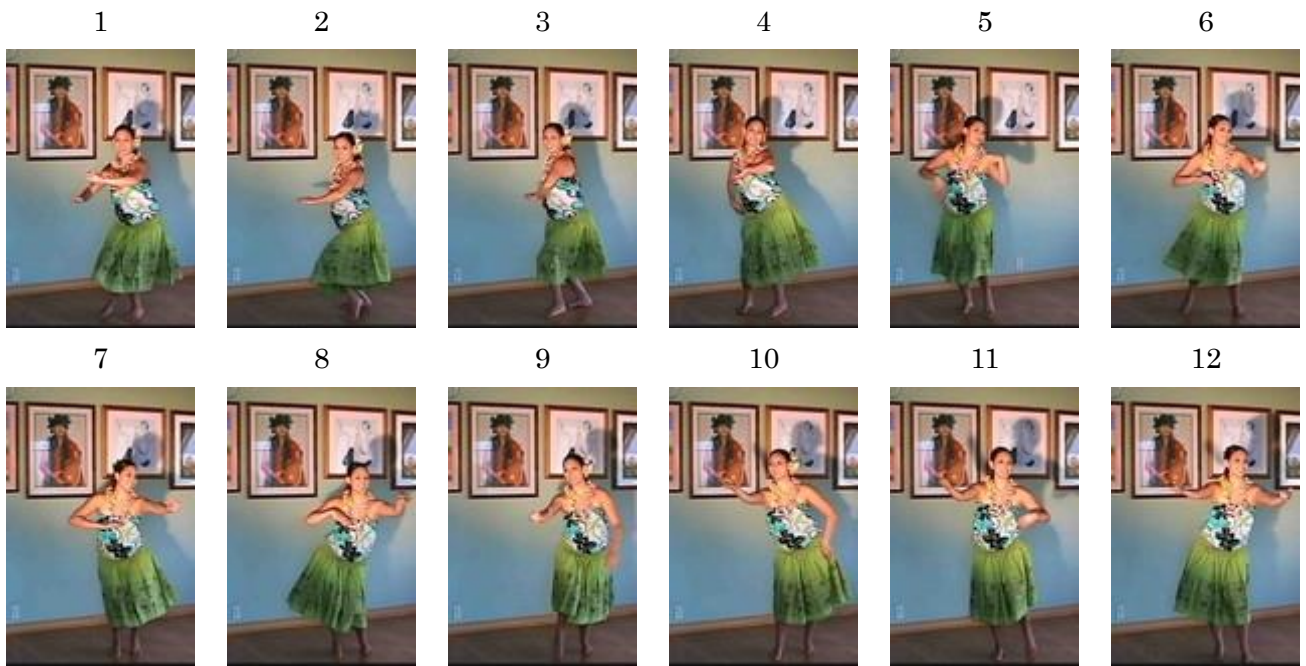
		ける動作をしている。
--	--	------------

9.



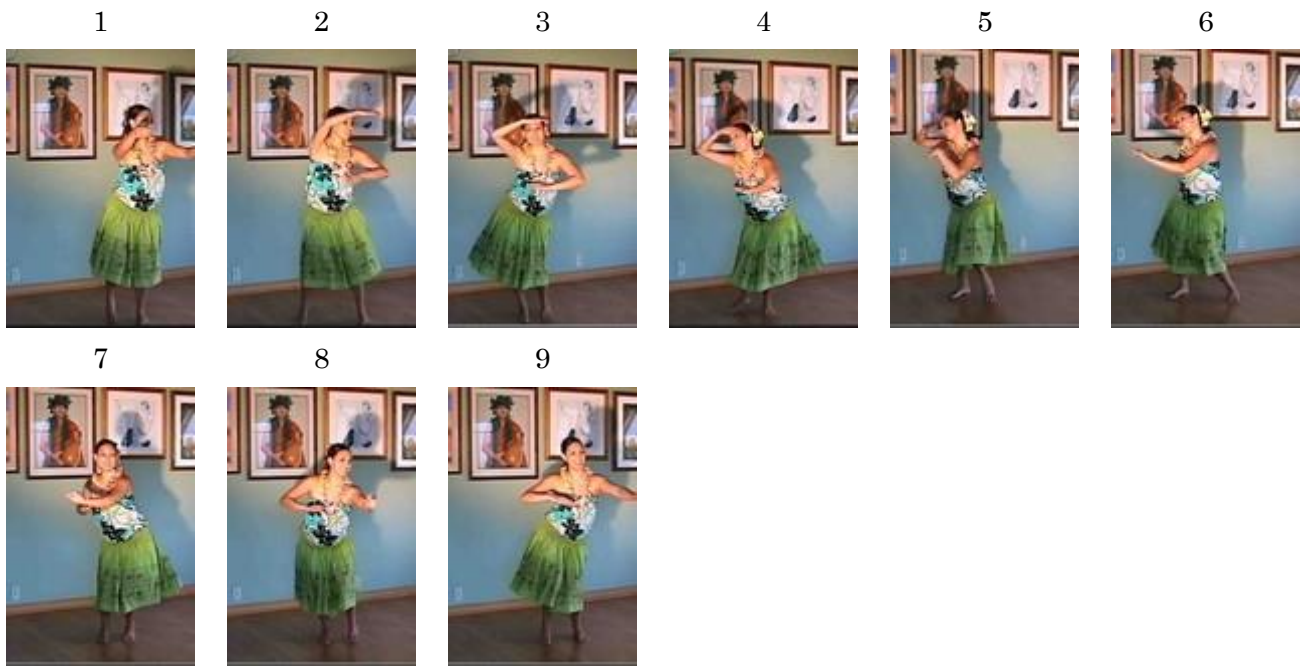
歌詞	原告の主張	被告の主張
Sweetheart mine, E pili mai (スイ ートハート マイ ン エ ピリ マ イ)	上記 4 と同様	上記 4 と同様

10.



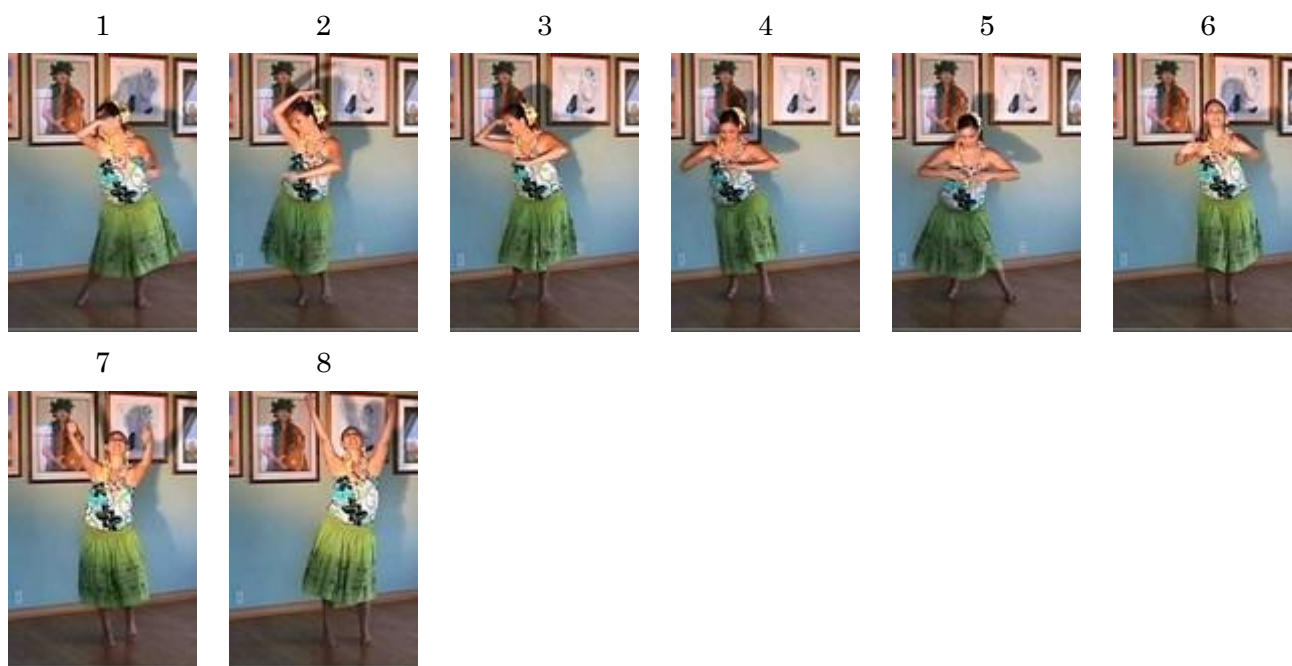
歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		(1~12)甲 2 5 の左下及び右下の振付けのいずれも、片方の手を体の斜め前に置いて、掌を下に向け、もう片方の手を肘を曲げて胸の前に置くという動作を、左右の手を入れ替えて交互に行うところ、これは、間奏に対応するハンドモーションである。

11.



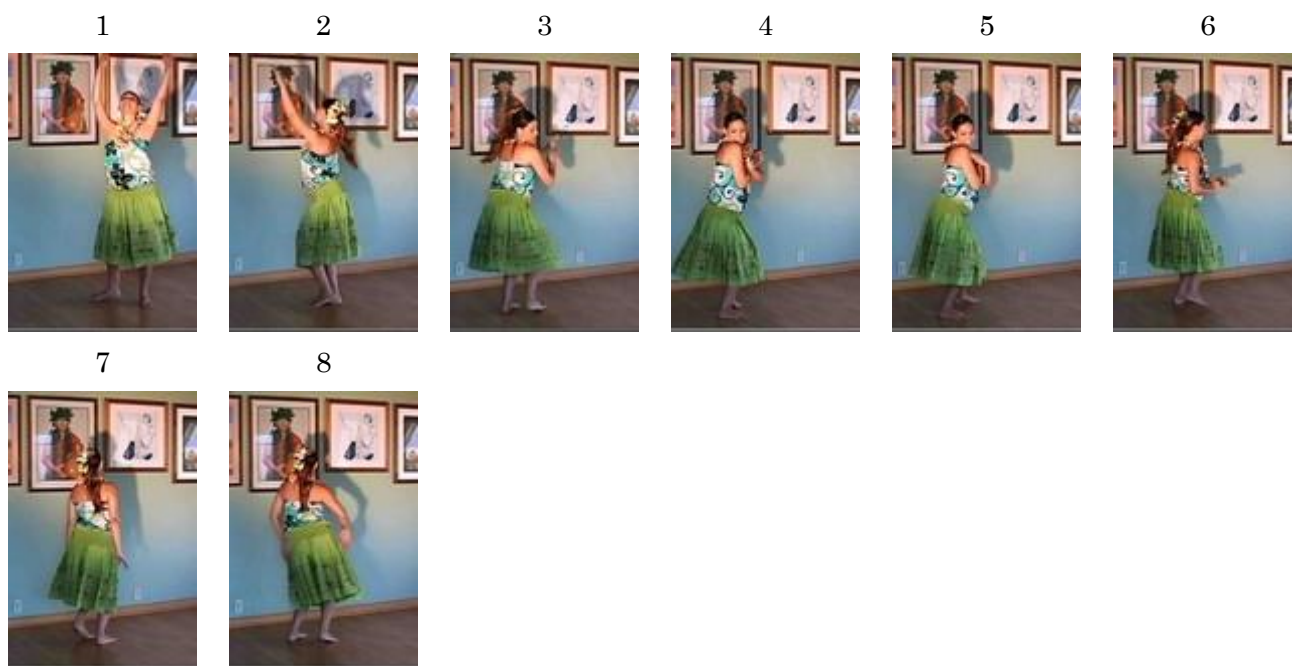
歌詞	原告の主張	被告の主張
‘Auhea wale ana ‘oe (アウヘア ヴ アレ アナ オエ)	上記 1 と同様	上記 1 と同様

12.



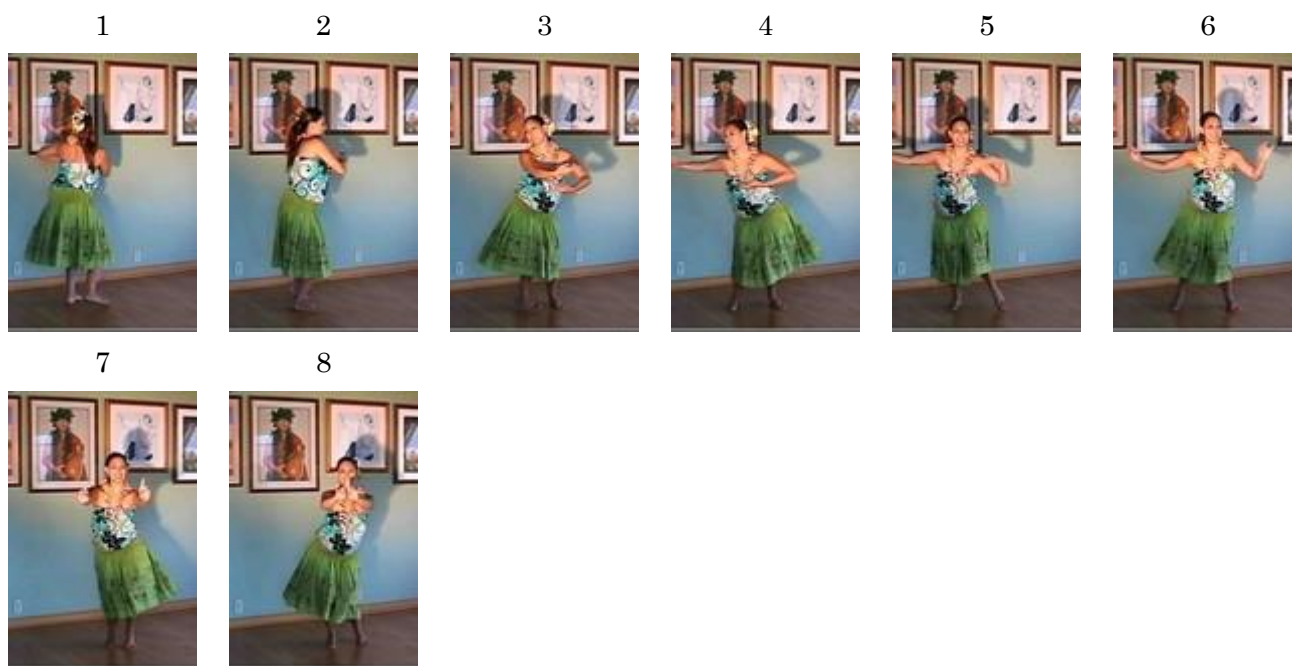
歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku'u lei o ka pō (クウ レイ オカ ポー)	上記 2 と同様	上記 2 と同様

13.



歌詞	原告の主張	被告の主張
Pō anu ho ‘okahi no au (ポー アヌ ホオカヒ ノ ヴ ァウ)	上記3と同様	上記3と同様

14.



歌詞	原告の主張	被告の主張
Sweetheart mine, E pili mai (スウィートハート マイ ン エ ピリ マイ)	上記4と同様	上記4と同様

15.

1



2



3



4



5



6



7

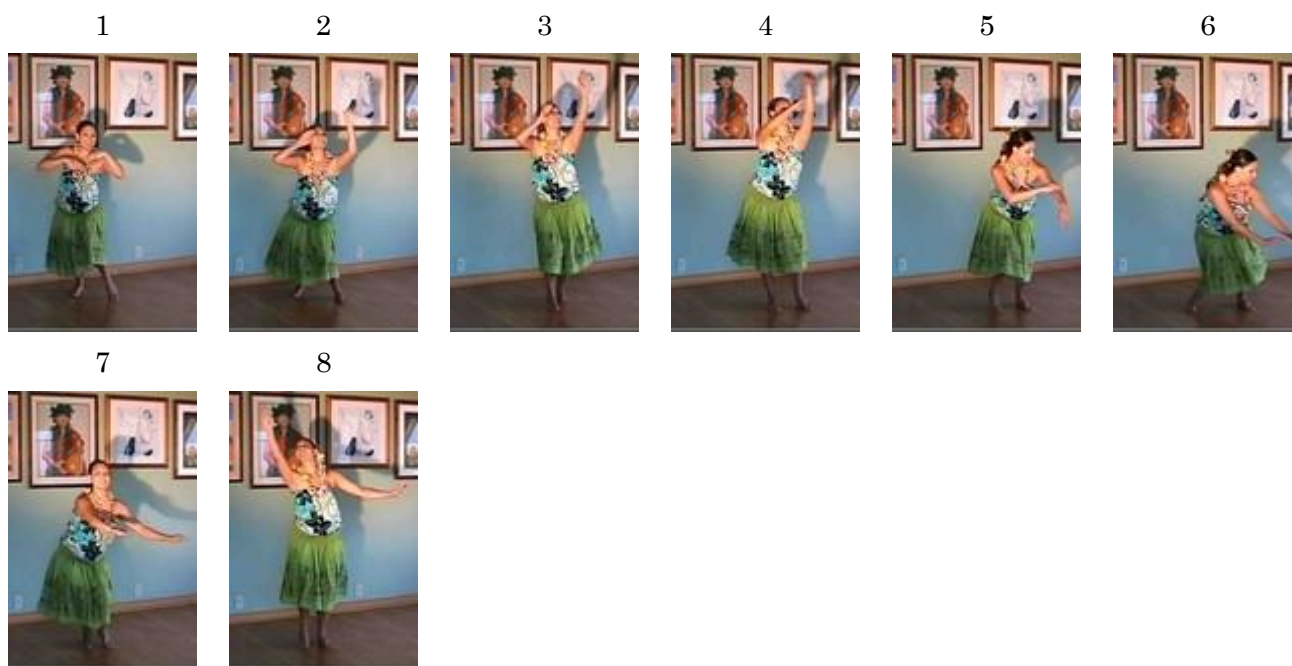


8



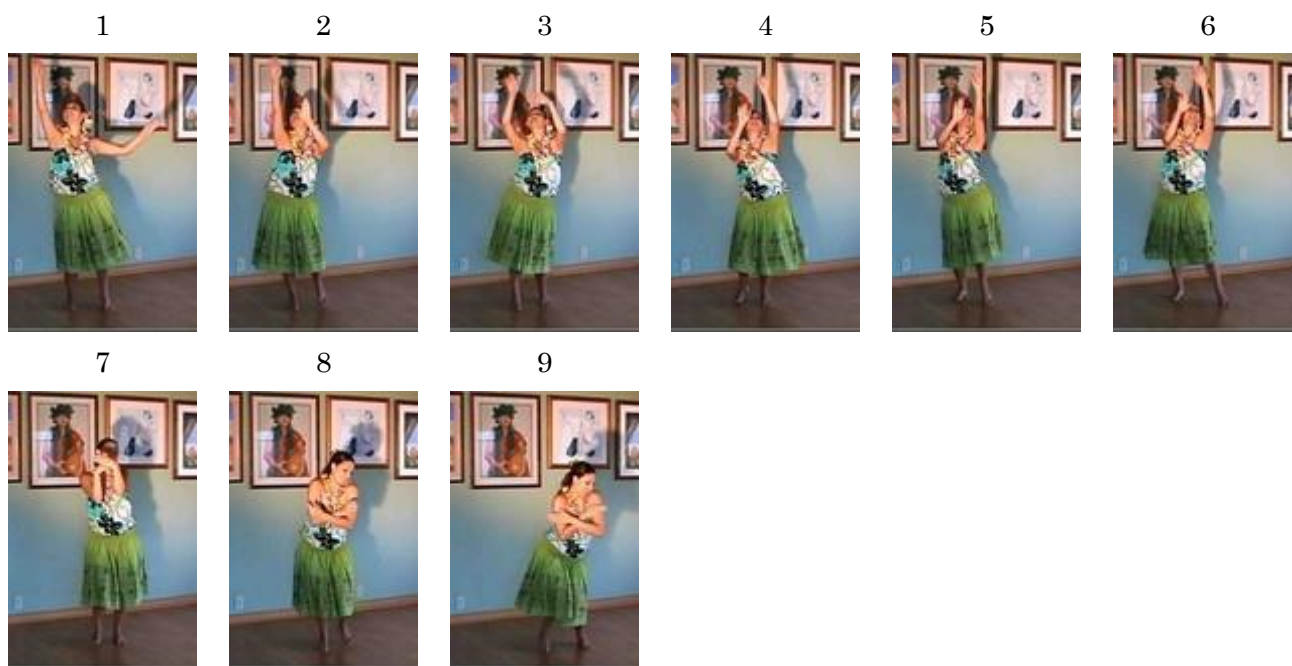
歌詞	原告の主張	被告の主張
Inā 'o 'oe a 'o au (イナ オ オエ ア オ ヴァウ)	上記5と同様	上記5と同様

16.



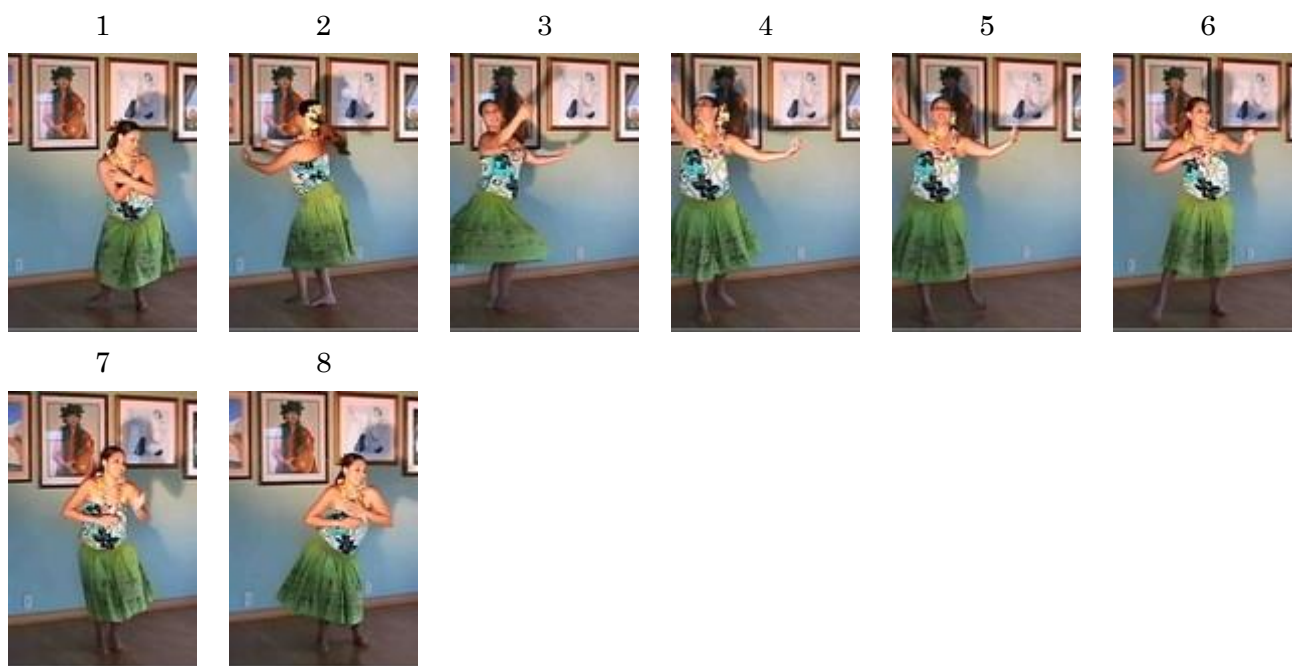
歌詞	原告の主張	被告の主張
'Ike i ke ahi o Makana (イケ イケ アヒ オ マカナ)	上記6と同様	上記6と同様

17.



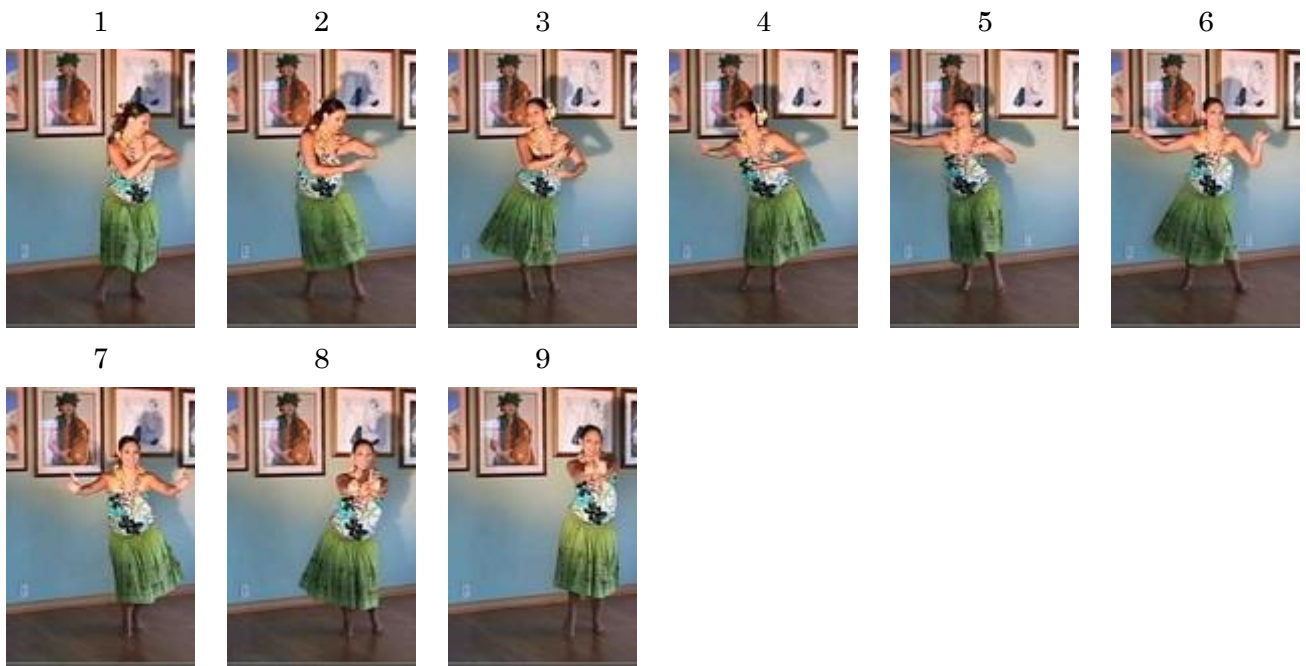
歌詞	原告の主張	被告の主張
He makana ia na ke aloha (へ マ カナ イア ナ ケ アロハ)	上記7と同様	上記7と同様

18.



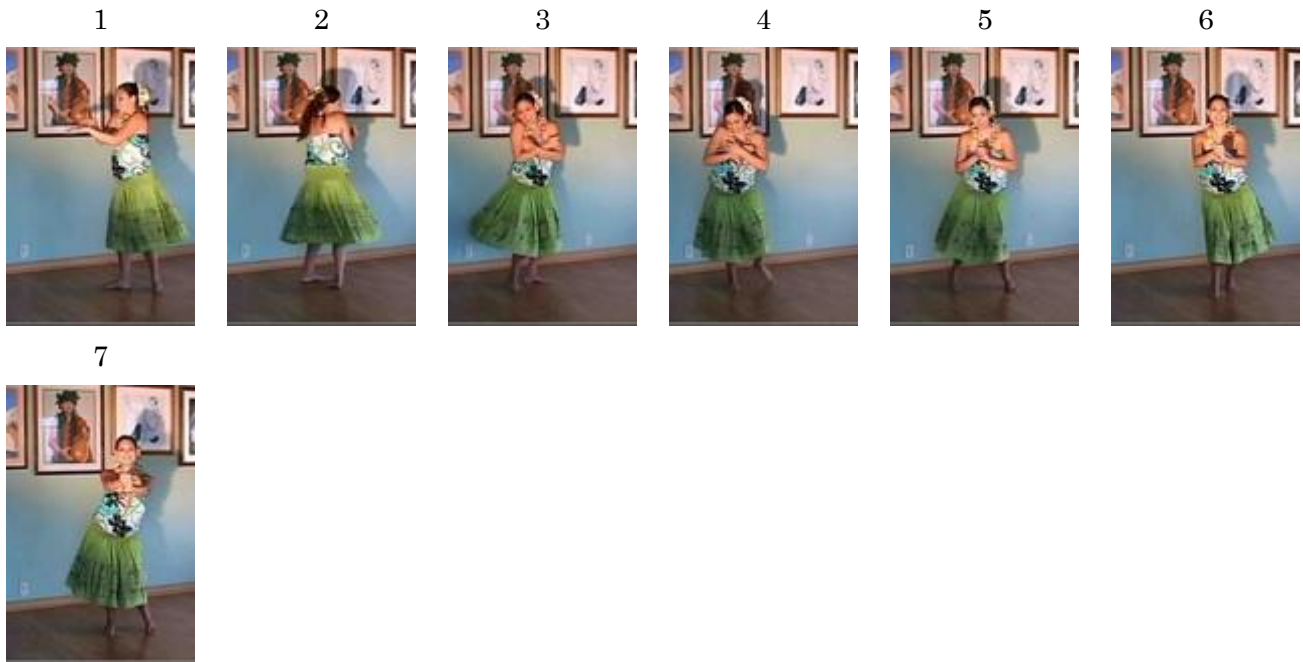
歌詞	原告の主張	被告の主張
No nā kau a kau, 'o 'oe a 'o au (ノ ナ カウ ア カウ オ オエ ア オ ヴァウ)	上記 8 と同様	上記 8 と同様

19.



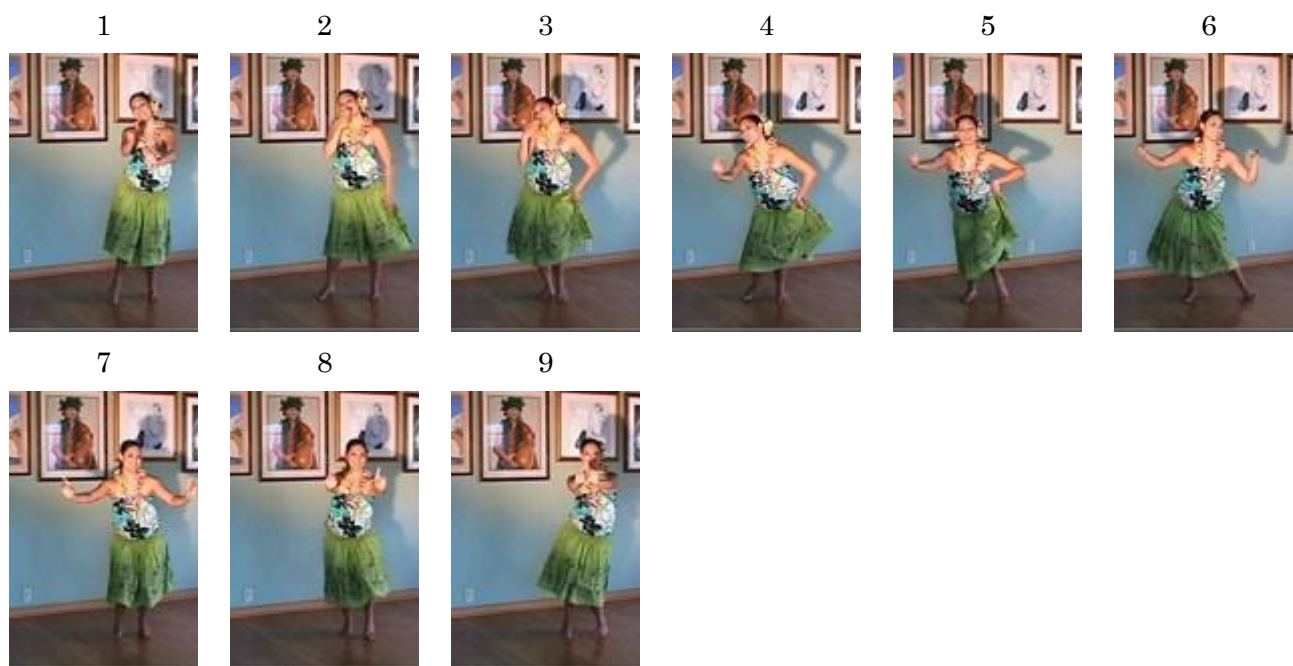
歌詞	原告の主張	被告の主張
Sweetheart mine, E pili mai (スウィートハート マイ ン エ ピリ マイ)	上記9と同様	上記9と同様

20.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Sweetheart mine, E pili mai (スウィートハート マイン エ ピリ マイ)</p>	<p>Sweetheart mine の部分の振付けで、両手の掌を内向きにして胸の前で交差させる動作を、右足左足を交互に2歩ずつ出して右に360度ターンしながら行う点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>E pili mai の部分の振付けで、体の前で両手の掌を互いに握りしめ、その状態で両腕をまっすぐ水平に胸の前方へ伸ばしていく点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(2~5) Sweetheart mine の部分の振付けで、甲25の左下及び右下の振付けのいずれも、両手を胸の前で交差させる。「右足左足を交互に2歩ずつ出して右に360度ターン」するのは、スピントーンである。</p> <p>(5~8) E pili mai の部分の振付けで、本件振付け6は、他の楽曲において、pili に対応するハンドモーションとして用いられているものである(乙21, 22)。</p>

21.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Sweetheart mine, E pili mai (エ スウィート ハート マイン エ ピリ マイ)</p>	<p>Sweetheart mine の部分の振付けで、右肘を曲げ、掌を内側にして人指し指・中指の先の辺りを一度口に当て、その後、掌を上にして右斜め前へゆっくりと右腕を伸ばす点で、他の振付けとは異なる。 E pili mai の部分の振付けについては、上記 4 と同様。</p>	<p>(1~4)Sweetheart mine の部分の振付けで、キスを投げる仕草をすることで、愛する人を表現するのにキスを投げる仕草をすることは、ありふれた表現である。 (5~9) E pili mai の部分の振付けで、原告の振付けは、他の楽曲において、pili に対応するハンドモーションとして用いられているものである (乙 2 1, 2 2)。</p>

22.



歌詞	原告の主張	被告の主張
アウトロ		(1~14)甲 2 5 の左下及び右下の振付けはいずれも、本件振付け 6 と同様、片方の手を体の斜め前に置いて、手のひらをしたに向け、もう片方の手の肘を曲げて胸の前に置くという動作を、左右の手を入れ替えて交互に行う。

以 上

(別紙)

本件振付け 1 1 に関する主張対比表

1.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
イントロ		フラダンスにおけるありふれた動作である。

2.

1

2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>E ku' u pili aloha (エ クウ ピリ アロハ)</p>	<p>E ku'u pili の部分の振付けで、甲 2 6 の他の振付けではいずれも、両腕を同時に体の前に持って来ているのに対し、本件振付け 1 1 は、まず、左肘を曲げて左手の掌を内側に向け左胸の前に置きつつ、右腕のみを掌を上にして胸の高さで右斜め前にまっすぐ伸ばしていき、その後右腕と左腕をともに正面へ伸ばしている。</p>	<p>(1~3)肘を曲げて片方の手を胸の前に置き、もう片方の腕を胸の高さで伸ばすという動作は、フラダンスではありふれた動作である。 (4~8)甲 2 6 の他の振付けはいずれも、本件振付け 1 1 と同様、両手を握り合わせ、胸の前に持って行き、その後両手を胸の前で交差させているところ、前半の動作は、pili に対応するハンドモーションであり、後半の動作は、aloha に対応するハンドモーションである。</p>

3.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ku' u lei kau po' ohiwi (クウ レイ カウ ポオヒヴィ)</p>	<p>kau po'ohiwi の部分の振付けで、本件振付け 1 1 は、わきを開いて両肘を曲げ、両手を同時に肩の上に添えており、さらにその後体を右斜め前に向け、掌が内側に向いた状態で、手先を少ししならせながら肩の前を通るように両手を同時に下ろす動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(2~6) Ku'u lei の部分の振付けで、甲 2 6 の振付けはいずれも、片方または、両手でレイ（花輪、首飾り）を頭上から首にかけるような動作をし、その後、レイを触る仕草をするところ、これは、lei に対応するハンドモーションである。</p> <p>(7~9)kau po'ohiwi の部分の振付けで、甲 2 6 の振付けはいずれも、肩に手を置いている。両手を同時に肩の上に添えるか、左右の肩に交互に両手を添えるかは、微差にすぎない。</p>

4.

1

2

3

4

5



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Onaona i ka ihu (オナオナ イ カ イフ)</p>	<p>Onaona i ka ihu の部分の振付けで、本件振付け 1 1 は、左腕を肩の高さで左斜め前に伸ばして左手の指をすぼめ上に向けた後、右腕を伸ばし、右手で左手の指先の先端を一度触れ、肩の高さで鼻の前を通るように右側へ動かす点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~5) Onaona i ka ihu の部分の振付けで、甲 2 6 の他の振付けのいずれも、本件振付け 1 1 と同様、両手又は片手を、息を吸い込みながら鼻先にもってくるところ、これは、onaona に対応するハンドモーションである。歌詞が花の香りに言及する箇所であるから、pua (花) に対応するハンドモーションである、左腕を肩の高さで左斜め前に伸ばして左手の指をすぼめ上に向けるという動作が創作性を生むものではない。</p>

5.

1

2

3

4



歌詞	原告の主張	被告の主張
Nohea i ka maka (ノヘア イ カ マカ)	Nohea i ka maka の部分の振付けで、本件振付け 1 1 は、顔の向き・視線を左上方へ向けつつ左腕を掌を内側に向けて真上に伸ばし、続いてわきを開いて左肘を曲げて左手の掌を左目の横に添えている点で、他の振付けとは異なる。	(1~4)Nohea i ka maka の部分の振付けで、甲 2 6 の他の振付けはいずれも、本件振付け 1 1 と同様、肘を曲げて手を目の横に添えるところ、これは、 maka に対応するハンドモーションである。

6.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Liliko i ka ua kilihune (リリコ イカウアキリ フネ)</p>	<p>Liliko i ka ua kilihune の部分の振付けで、甲26の他の振付けはいずれも、正面を向いたまま掌を左右に波打たせながら上から下へゆっくりと下ろしているのに対し、本件振付け11は、掌を正面に向けて右腕を上へ伸ばし左手を右手よりやや低い位置に添えた状態で両掌を一度握って開き、その状態のまま左に180度ターンして後ろ向きの状態になった後、両掌を再び一度握って開き、さらに続いて、体を右に215度ターンして後ろ向きの状態から左斜め前に向けつつ、両掌を右斜め下へまっすぐ下ろしていく。</p>	<p>(1~9)Liliko i ka ua kilihune の部分の振付けで、甲26の他の振付けはいずれも、本件振付け11と同様、両手ないし片手を頭上に挙げ、指をこすり合わせながら、下へ降ろしていく動作を行うところ、これは、uaに対応するハンドモーションである。掌を握ったり、ターンをしたりすることは、振付けの枢要部分ではないし、そのターンも既存のターンにすぎない。</p>

7.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Kilipohe i ke kanilehua (キリポヘイケカニレフア (レフア))</p>	<p>Kilipohe i ke kanilehua の部分の振付けで、甲 2 6 の他の振付けはいずれも、両掌を正面に向けて揃えた状態で上から下へ (又は右から左へ) 動かしているのに対し、本件振付け 1 1 は、左手の指をすぼめその指を上向きにし、右手は左手を支えるようにその下へ添え、その手の状態のまま体の向きを正面に戻しながら</p>	<p>(1~18)Kilipohe i ke kanilehua の部分の振付けで、甲 2 6 の他の振付けはいずれも、本件振付け 1 1 と同様、両手ないし片手を頭上に挙げ、指をこすり合わせながら、下へ降ろしていくところ、これは ua に対応するハンドモーションである。</p>

	<p>ら両手を高く上に伸ばし、続いて右手を左手よりもさらに高く上げ、掌を正面に向け、左手の後ろで右手の指をヒラヒラと震わせながら胸の高さまで右斜め下方向へ徐々に下ろしている。</p> <p>'lehua（繰り返し）の部分で、本件振付け 1 1 は、左手の指をすぼめその指を上向きにし、右手は左手を支えるようにその下に添え、両腕を肩の高さでまっすぐ前へ伸ばし、その状態で右に 3 6 0 度ターンした後、同じ手の状態のまま、前に伸ばした両手を左斜め上へゆっくり持ち上げる点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>甲 2 6 の右上の振付けは、本件振付け 1 1 と同様、両手ないし片手でつまむような形を作り、上に向け、花のつぼみの形を模する動作をするところ、これは、pua のハンドモーションであるが、kanilehua の lehua は、レファという花である。ターンは、既存のターンである。</p>
--	--	--

8.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
E ku' u pili aloha (エ クウ ピリ アロハ)	上記2と同様	上記2と同様

9.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku' u lei kau po' ohiwi (クウ レイ カウ ポオヒヴィ)	上記3と同様	上記3と同様

10.

1

2

3

4



歌詞	原告の主張	被告の主張
Onaona i ka ihu (オナオナ イ カ イフ)	上記4と同様	上記4と同様

11.

1

2

3

4



歌詞	原告の主張	被告の主張
Nohea i ka maka (ノヘア イ カ マカ)	上記5と同様	上記5と同様

12.

1

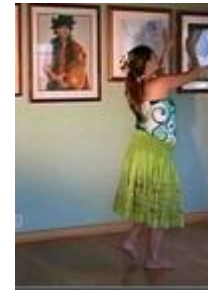
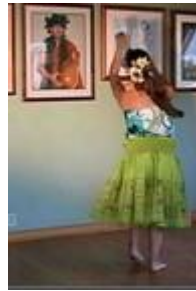
2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
Liliko i ka ua kilihune (リリコ イカウアキリ フネ)	上記6と同様	上記6と同様

13.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



歌詞	原告の主張	被告の主張
Kilipohe i ke kanilehua (キリ ポヘ イ ケ カ ニレフア)	上記7と同様	上記7と同様

14.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Wewelo ke aloha i ka ‘ono hi (ヴェ ヴェロ ケ アロ ハイ カ オノ ヒ)</p>	<p>Wewelo ke aloha の部分の振付けで、本 件振付け 1 1 は、わきを開いて両肘を上 に軽く曲げ、両掌を正面に向けて顔の前 へ揃え、その状態のまま右へ 3 6 0 度タ ーンし、ターンを終えるところでわきを 開いて右肘を曲げ、右手の掌を内向きに して右目の横に添え、左手の掌を上に向 け左腕を肩の高さで左斜め前に軽く伸</p>	

	<p>ばしていく点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>i ka ‘onohi の部分で、本件振付け 1 1 は、左手の掌を内向きにして左目の横に添えて右手を右斜め上にまっすぐ伸ばした後、さらに、わきを開いて右肘を曲げて、右手の掌を内向きにして右目の横に添えて左手の掌を上に向けて左腕を肩の高さで左斜め前に軽く伸ばしていく（‘Wewelo ke aloha’の部分の振付けのターンの前後の振付けに対応し、左右の手を入れ替えつつ 2 回動作を行っている。）点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(4~6) 甲 2 6 の他の振付け、本件振付け 1 1 と同様、両手を目の横に添える動作を行うところ、これは、‘onohi に対応するハンドモーションである。</p> <p>(7~10) 甲 2 6 の他の振付けはいずれも、本件振付け 1 1 と同様、胸の前で両腕を交差させるところ、これは、aloha に対応するハンドモーションである。</p> <p>(11~17) 甲 2 6 の振付けは、本件振付け 1 1 と同様、両手を目の横に添える動作を行うところ、これは、‘onohi に対応するハンドモーションである。</p>
--	---	--

15.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>‘Ume’ ume mai ho’ i kau (ウメ ウメ マイ ホイ カウ)</p>	<p>Ume’ume mai ho’i kau の部分の振付け で、本件振付け 1 1 は、両手で手招きを するように両腕を少し曲げつつ掌を 2 回揺らす動作を左右交互に行っている 点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~7)甲 2 6 の他の振付けはいずれも、 本件振付け 1 1 と同様、両手で手招き をしているところ、これは、mai ho’i に対応するハンドモーションである。 既存のハンドモーションを左右交互に 2 回繰り返したところで、独自性はな い。</p>

16.

1

2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>E kahi lei ho ' oheno (エ カヒ レイ ホオヘノ)</p>	<p>E kahi lei の部分の振付けで、本件振付け 1 1 は、レイを首からかける動作（レイを表す動作）を行う前に、わきを開いて両肘を曲げ、胸の前で重ならないように両手の掌を内側に向けて横に揃え、掌を一回波打たせた後、そのまま両手を肩の高さまでまっすぐ正面に伸ばしている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(4~8) 甲 2 6 の振付けはいずれも、片方又は両手でレイ（花輪、首飾り）を頭上から首にかけるような動作をし、その後、レイを触る仕草をするところ、これは、lei に対応するハンドモーションである。</p>

17.

1

2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
E ku' u pili aloha (エ クウ ピリ アロハ)	上記2と同様	上記2と同様

18.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku' u lei kau po' ohiwi (クウ レイ カウ ポオヒ ヴィ)	上記3と同様	上記3と同様

19.

1

2

3

4



歌詞	原告の主張	被告の主張
Onaona i ka ihu (オナオナ イ カ イフ)	上記4と同様	上記4と同様

20.

1

2

3

4



歌詞	原告の主張	被告の主張
Nohea i ka maka (ノヘア イ カ マカ)	上記5と同様	上記5と同様

21.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
Liliko i ka ua kilihune (リリコ イカウアキリ フネ)	上記6と同様	上記6と同様

22.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



歌詞	原告の主張	被告の主張
Kilipohe i ke kanilehua (キリ ポヘ イ ケ カ ニレフア)	上記7と同様	上記7と同様

23.

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



歌詞	原告の主張	被告の主張
Wewelo ke aloha i ka ‘onohi (ヴェ ヴェロ ケ アロ ハイ カオノヒ)	上記 1 4 と同様	上記 1 4 と同様

24.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
‘Ume’ ume mai ho’ i kau (ウメ ウメ マイ ホイ カウ)	上記15と同様	上記15と同様

25.

1



2



3



4



5



6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
E kahi lei ho ' oheno (エ カヒ レイ ホオヘノ)	上記16と同様	上記16と同様

26.

1

2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<i>E ku' u pili aloha</i> (エ クウ ピリ アロハ)	上記 2 と同様	上記 2 と同様

27.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ku' u lei kau po' ohiwi (クウ レイ カウ ポオヒヴィ)	上記3と同様	上記3と同様

28.

1

2

3

4



歌詞	原告の主張	被告の主張
Onaona i ka ihu (オナオナ イ カ イフ)	上記4と同様	上記4と同様

29.

1

2

3

4



歌詞	原告の主張	被告の主張
Nohea i ka maka (ノヘア イ カ マカ)	上記5と同様	上記5と同様

30.

1

2

3

4

5

6



7

8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
Liliko i ka ua kilihune (リリコ イカウアキリ フネ)	上記6と同様	上記6と同様

31.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11



歌詞	原告の主張	被告の主張
Kilipohe i ke kanilehua (キリ ポヘ イ ケ カニ レフア (レフア))	上記7と同様	上記7と同様

32.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13

14

15

16

17

18



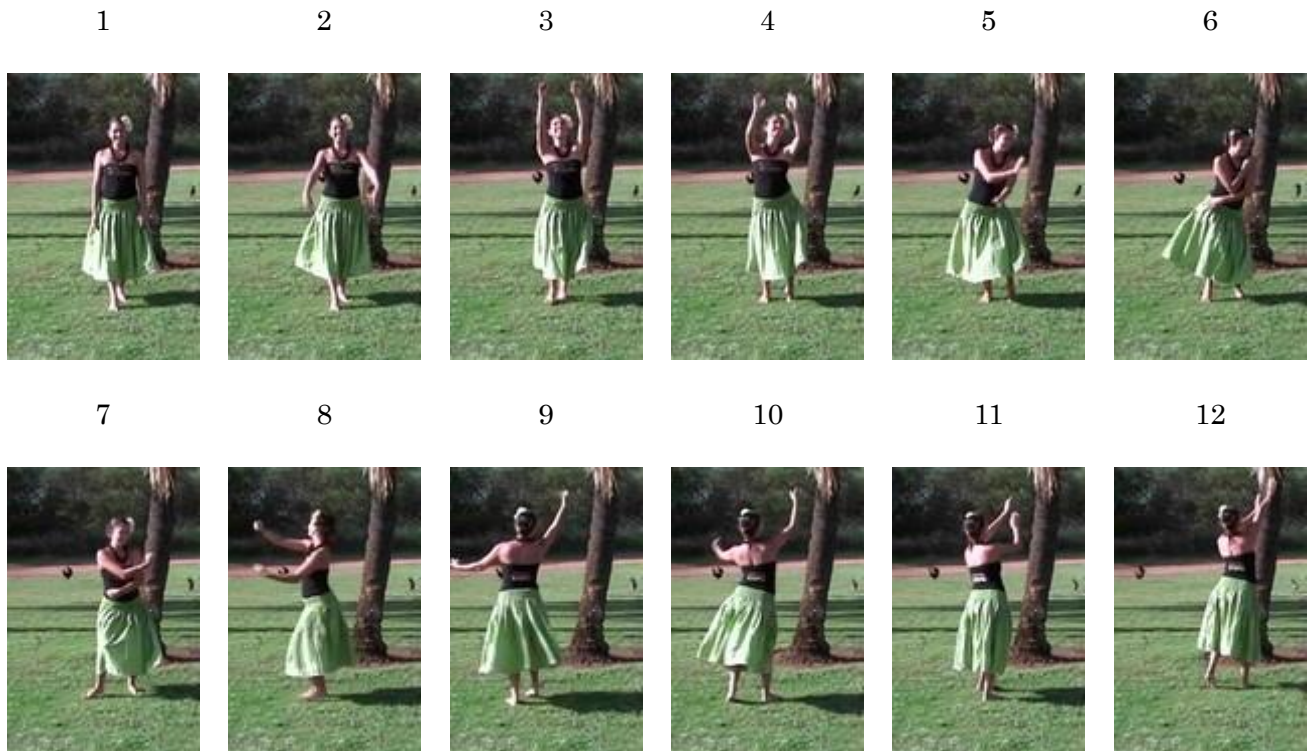
歌詞	原告の主張	被告の主張
アウトロ		フラダンスにおけるありふれた動作である。

以上

(別紙)

本件振付け 1 3 に関する主張対比表

1.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ua lanipili i ka nani o Papakōlea (ウア ラニピリ イ カ ナニ オ パパコーレア)</p>	<p>‘Ua lanipili i ka nani’ の部分で、本件振付け 1 3 は、両腕の肘を軽く曲げ、掌を正面に向け指を伸ばした状態で上に伸ばし、指先を小さく震わせながら胸の高さまで降ろしてくる動作を用い、続いて掌を内に向け指先を伸ばした状態で右掌を左肩の前、左掌は右腰に添える動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。また、右掌を左肩の前、左掌は右腰に添える動作も、他の振付けとは異なる。</p> <p>o Papakōlea の部分で、本件振付け 1 3</p>	<p>(1~6) 両腕の肘を軽く曲げ、掌を正面に向け指を伸ばした状態で上に伸ばし、指先を小さく震わせながら胸の高さまで降ろしてくる動作は、ua に対応するハンドモーションであり、掌を内に向け指先を伸ばした状態で右掌を左肩の前、左掌は右腰に添える動作は、微細なアレンジである。ステップは、既存のステップである。</p>

	<p>は、交差させた両腕を開いて後ろを向き、後ろに向いた状態で腕を伸ばす動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(7~12) 両腕を開いて伸ばす動作は、場所を表わすハンドモーションである。</p> <p>(7~10)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(11~12)ステップは、既存のステップである。</p>
--	--	--

2.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He nani uluwehi ke kui pua melia (ヘ ナニ ウル ヴェヒ ケ クイ プアメリア)</p>	<p>He nani uluwehi の部分で、本件振付け 1 3 は、両手を大きく開きながら後ろから前へターンする動作、続いて左斜め前と右斜め前で一回ずつスクープ（両手ですくい上げること）する動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>両手を大きく開きながらという動作は、nani に対応するハンドモーションである。 左斜め前と右斜め前で一回ずつスクープ（両手ですくい上げること）する動作は、uluwehi の歌詞の語義と同義である Ulu 'ohi 'ohi の歌詞に対応する振付けの 1 つである甲 5 1 の右下の振付</p>

		<p>けと同様であるし、甲 5 1 の左下及び右下の振付けと同様のものである。</p> <p>kui pua melia の部分の振付けは、pua に対応するハンドモーションである。</p> <p>(1~3)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(4~9)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(10~11)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(12~15)ステップは、既存のステップである。</p>
--	--	---

3.

1



2



3



4



5



6

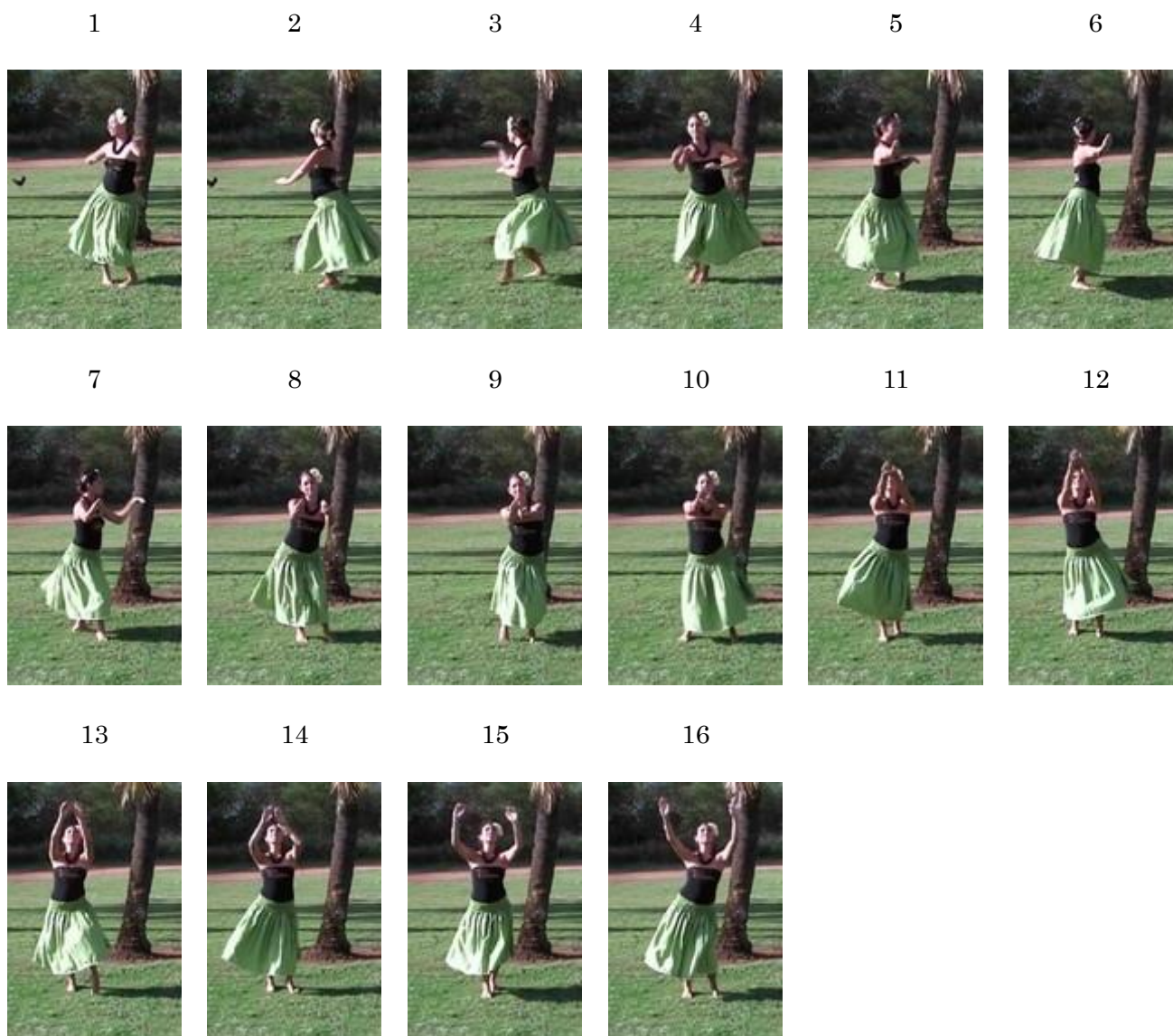


7



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		間奏に対応するハンドモーションの微細なアレンジであり、ステップも既存のステップである。

4.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ulu ‘ohi‘ohi nā pua melia no Anianikū (ウル オヒオヒ ナ プア メリア ノ アニアニクー)</p>	<p>Ulu ‘ohi‘ohi nā の部分で、本件振付け 1 3 は、体を右に向け、左腕は脇を開き、肘を曲げた状態で、掌を下に向け指先を伸ばし、左胸の前に添える。右腕は、右手の掌を下に向け指先を伸ばし、肘を軽く曲げた状態で、肩の高さで右側へ伸ばす。その後、再び体を正面に戻し、その動作に合わせて、右腕を軽く肘を伸ばした</p>	<p>Ulu ‘ohi ‘ohi nā’の部分の振付けは、甲 5 1 の右上の振付けと同様であり、これは pua に対応するハンドモーションであるか、そのアレンジにすぎない。</p>

	<p>状態で正面に伸ばし、掌は上に向け指先をすぼめる動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>pua melia no Anianiku の部分でも、本件振付け 1 3 は、両手を頭の高さまで同時にゆっくり持ち上げる動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~9)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(10~16)ステップは、既存のステップである。</p>
--	---	---

5.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13

14

15

16



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>I ka mili 'ia e ka ua lanipili o Papakōlea (イ カ ミリ イア エ カ ウア ラ ニピリ オ パパ コーレア)</p>	<p>I ka mili 'ia e ka ua の部分で、本件振付け 1 3 は、軽く肘を曲げ、掌をそれぞれ内側に向け指を伸ばした状態で、両腕を肩の高さで正面に伸ばす。両手の掌をシェイクさせながら、左右の掌を、右掌が上、左掌が上の順に縦に交差させる動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~4)I ka mili 'ia e ka ua の部分の振付けで、甲 5 3 の左下の振付けも、両手で相手をなでるような動作をしているところ、これは mili に対応するハンドモーションである。ステップは、既存のステップである。</p>

	<p>lanipili o Papakōlea の部分で、本件振付け 13 は、両手を上に伸ばして右手と左手の高さを入れ替える動作を行い、パパーコーレアの場所を表現するために後ろ向きの状態から前に向き直して左腕を伸ばす動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>パパーコーレアの歌詞に対応する振りも、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(5~8)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(9~16)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(13~16)右手をまっすぐ上に伸ばしたまま、後ろ向き状態から前に向き直して左腕を伸ばす動作は、甲 5 1 の左下及び右下の振付けと同様であり、これは場所を表すハンドモーションである。</p>
--	---	--

6.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka nani o Papakōlea (ウア ラニピリ イ カ ナニ オ パパコーレア)	上記1と同様	上記1と同様

7.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13

14

15

16

17

18



歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi ke kui pua melia (ヘ ナニ ウル ヴェヒ ケ クイ プアメリア) ~ (間 奏)	上記 2 と同様	上記 2 と同様

8.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>I luna nānā Kalāwahine (イルナ ナーナーカラワヒネ)</p>	<p>I luna nānā の部分で、本件振付け 1 3 は、両腕をゆっくり下から上へ持ち上げる動作を行い、左右交互に片腕を上へ伸ばしてもう片方の手を目の横に添える動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>Kalāwahine の部分で、本件振付け 1 3 は、両手を交互に、視線を向けた斜め前</p>	<p>他の振付けも、上方に視線を向けて、目の横に手を添え、もう一方の手を上げるところ、これは、luna の歌詞の語義が高いということを踏まえつつ、見るという語義を有する nānā と同義の ike に対応するハンドモーションを行っているにすぎない。両腕をゆっくり下から上へ持ち上げることは、luna の</p>

	<p>の方向に伸ばしながらターンする動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>歌詞の語義である高いを表現するために必然的に伴う動作である。甲51の他の振付けはいずれも、視線を上方に向け、上方に片手ないし両手を上げている。</p> <p>(1~3)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(4~7)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(8~15)ステップは、既存のステップである。</p>
--	--	---

9.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He Anianikū me Pūowaina o Papakōlea (ヘ アニアニクー プーオワイナ オ パパコーレア)</p>	<p>He Anianikū me Pūowaina の部分で、 本件振付け 1 3 は、体を横に向けて両足 を交互に一步踏み出しつつ両腕を斜め 下に伸ばした後に上に伸ばす動作を行 っている点で、他の振付けとは異なる。 (8~14) 両腕の肘を軽く曲げて掌を下に 向け指先を軽く伸ばし、肩の高さで前へ</p>	<p>Anianikū は高地であるところ、両腕を 斜め下に伸ばした後に上に伸ばす動作 は、甲 5 1 の右下の振付けと同様であ るところ、これは、Anianikū と同様に 高地という語義を有する Mauna に対 応するハンドモーションである。 (8~14) 両腕の肘を軽く曲げて掌を下 に向け指先を軽く伸ばし、肩の高さで</p>

	<p>伸ばした状態のまま，伸ばした右手と右腕をゆっくり3回波打たせながら，右に360度ターンする動作に独自性がある。</p>	<p>前へ伸ばした状態のまま，右に回転する動作は，甲51の右上及び右下の振付けと同様であり，これは開けた場所や大地という語義を有する Aina に対応するハンドモーションである。</p> <p>(1~8)ステップは，既存のステップである。</p> <p>(9~16)ステップは，既存のステップである。</p>
--	--	--

10.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka nani o Papakōlea (ウア ラニピリ イ カ ナニ オ パパコーレア)	上記1と同様	上記1と同様

11.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13

14

15

16

17

18



歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi ke kui pua melia (へ ナニ ウルヴェヒ ケ クイ プアメリ ア) ~ (間奏)	上記7と同様	上記7と同様

12.

1 2 3 4 5 6



7 8 9 10 11 12



13 14 15



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ke aloha i ka ‘ohu, e Papakōlea (ケ アロハ イ カ オ フ エ パパコーレ ア)</p>	<p>Ke aloha i ka ‘ohu,の部分で、本件振付け13は、左右交互に、両掌を体の方に向け、指を伸ばし、右手を右肩の上、左手を右肩の前に添える動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~8) Ke aloha i ka ‘ohu,の部分の振付けは、レイ (lei) のハンドモーションの両手バージョンを行うものであるところ、‘ohu の歌詞に対応する振付けとしてこのような動作を行う例は、乙34の3の振付けにも見られる。このような動作を複数回行うか否かは、微細なアレンジにすぎない。</p>

	<p>e Papakōlea の部分で、本件振付け 1 3 は、体を右に向けて左腕を肩の高さで体の左方向へ伸ばし、その後、体を左に向けて右腕を肩の高さで体の右方向に伸ばす動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(9~16) 体を右に向けて左腕を肩の高さで体の左方向へ伸ばし、その後、体を左に向けて右腕を肩の高さで体の右方向に伸ばす動作は、Aina に対応するハンドモーションを片手で行っているにすぎない。</p> <p>(1~15)ステップは、既存のステップである。</p>
--	---	---

13.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13

14

15



歌詞	原告の主張	被告の主張
‘O ka noe a ka ua lanipili o Papakōlea (オ カ ノエ ア カ ウア ラニピリ オ パパコーレア)	Papakōlea の部分で、本件振付け 1 3 は、両手を前に伸ばして波打たせながら ターンする動作を用いている点で、他の 振付けとは異なる。	(1~8)ステップは、既存のステップであ る。 (9~15)ステップは、既存のステップであ る。

14.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka nani o Papakōlea (ウア ラニピリ イ カ ナニ オ パパコーレア)	上記1と同様	上記1と同様

15.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13

14

15

16

17

18



歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi ke kui pua melia (ヘ ナニ ウル ヴェヒ ケ クイ プアメリア) ~ (間 奏)	上記7と同様	上記7と同様

16.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Hū ana ka mana‘o, ha‘i manawa (フ アナ カ マナオ ハイ マナヴァ)</p>	<p>Hū ana ka mana‘o,の部分で、本件振付け13は、左右交互に片腕を伸ばし、最後に指を伸ばし掌を開いて左手をこめかみの右に添える動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>ha‘i manawa の部分で、本件振付け13は、掌を下向きに返し、左斜め方向から右斜め方向へ体の向きとともに右腕を</p>	<p>手を頭に添える動作は、甲51の他の振付けにおいても行われており、左右交互に片腕を伸ばす動作は、微細なアレンジである。</p> <p>掌を下向きに返し、左斜め方向から右斜め方向へ体の向きとともに右腕を動かしていく動作は、ha‘i manawa の語</p>

	<p>動かしていく動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>義と同義である ha'ina に対応するハンドモーションである両手を口に添えた後、正面に伸ばすという動作を行った後の微細なアレンジである。</p> <p>(1~9)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(10~11)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(12~16)ステップは、既存のステップである。</p>
--	-------------------------------------	--

17.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ha‘ina ‘ia mai o ku‘u mele o Papakōlea (ハイナ イア マイ オ クウ メレ オ パパコーレア)</p>	<p>Ha‘ina ‘ia mai o ku‘u mele の部分で、 本件振付け 1 3 は、右腕を顔の前あたり から頭の上、首の後ろを通り右胸の前に 持ってきて、両手を同じ高さで胸の前に 添える動作を用いている点で、他の振付 けとは異なる。</p>	<p>(5~8) Ha‘ina ‘ia mai o ku‘u mele’ の 部分の振付けは、lei に対応するハンド モーションである。 (1~4)ステップは、既存のステップであ る。 (5~8)ステップは、既存のステップであ る。 (9~15)ステップは、既存のステップであ</p>

		る。
--	--	----

18.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka nani o Papakōlea (ウア ラニピリ イ カ ナニ オ パパコーレア)	上記1と同様	上記1と同様

19.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi ke kui pua melia (ヘ ナニ ウル ヴェヒ ケ クイ プアメリア)	上記2と同様	上記2と同様

20.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua lanipili i ka nani o Papakōlea (ウア ラニピリ イ カ ナニ オ パパコーレア)	上記1と同様	上記1と同様

21.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13

14

15

16

17

18



19

20



歌詞	原告の主張	被告の主張
He nani uluwehi ke		

kui pua melia (へ ナニ ウルヴェヒ ケ クイ プアメリ ア)		
---	--	--

以 上

(別紙)

本件振付け 1 5 に関する主張対比表

1.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He blossom nani ho'ie (へ ブロッ サム ナニ ホイ エ) ～前奏</p>		<p>(1～4) 体の向きを正面に向ける。 (5～8) 右腕の脇を開き，右手の掌を下に向け，指を揃えて伸ばし右胸の前に添える。左腕は軽く肘を曲げ，指を曲げ左の腰の横に添える。次に左右の腕を入れ替え，左腕の脇を開き，左手の掌を下に向け，指を揃えて伸ばし左胸の前に添える。右腕は軽く肘を曲げ，指を曲げ右の腰の横に添える。ステップは右足左足を交互に1歩ずつ体の向きに合わせ踏み出す。</p>

2.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ka'ala, ka mauna Ku kilakila (カアラ カ マウナ クー キラキラ)</p>	<p>Ka'ala の部分で、本件振付け 15 は、体の向きを右横へ向け、両手の掌を正面に向けて指先を揃えて伸ばし、左腕をまっすぐ上へ伸ばし、右腕を顔の右側に添え、その状態で右足左足を交互に 2 歩ずつ後ろへステップを踏んだ後、同じ両手、両腕の状態のままで右回りにターンする動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>両手の掌を正面に向けて指先を揃えて伸ばし、左腕をまっすぐ上へ伸ばし、右腕を顔の右側に添える動作は、mauna に対応するハンドモーションである。その状態で右足左足を交互に 2 歩ずつ後ろへステップする動作は、既存のステップのアレンジである。右回りにターンする動作は、既存のステップである。</p>

3.

1

2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ua noho i ka malu i ka uluwehiwehi (ウア ノホ イ カ マル イ カ ウルヴェヒヴェヒ)</p>	<p>Ua noho i ka malu の部分で、本件振付け 1 5 は、脇を開けて右腕の肘を曲げ、右手の掌を下に向けて指を伸ばし胸の前に置き、顔と視線をやや右斜め下へ向けつつ、左腕を上を伸ばし肘を軽く曲げ、左手の掌を下に向け頭の上に添え、その状態で右足を 1 歩前を出し腰をやや落とす動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>i ka uluwehiwehi の部分で、本件振付け 1 5 は、水をすくうような動作の後に、体を正面に向け、両腕を同時に持ち上げ、両腕の肘を軽く曲げて頭の上で物を持つような様な動作を行うという点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>脇を開けて右腕の肘を曲げ、右手の掌を下に向けて指を伸ばし胸の前に置き、顔と視線をやや右斜め下へ向けつつ、左腕を上を伸ばし肘を軽く曲げ、左手の掌を下に向け頭の上に添える動作は、左右の手が異なるものの、乙 3 2 の 1 の振付けと同様である。ステップは、カヴェルという既存のステップである。</p> <p>水をすくうような動作の後に、体を正面に向け、両腕を同時に持ち上げ、両腕の肘を軽く曲げて頭の上で物を持つような様な動作は、乙 3 2 の 5 の振付け</p>

		けと同様である。ステップは、カホロという既存のステップのアレンジである。
--	--	--------------------------------------

4.

1

2

3

4

5

6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He blossom nani ho'i e (へ ブロッ サム ナニ ホイ エ)</p>	<p>本件振付け 1 5 は、体を右横に向けて右腕は後方へまっすぐ伸ばし、左腕は脇を開いて肘を曲げ左手の掌を上に向け指を伸ばし左胸の前に添えた後、右手の指先をすぼめて上を向けながら、体の向きを左横に向けつつ右腕を正面（体が左横を向いた状態で体の右の方向）へまっすぐ伸ばす動作、続いて、同じ体の向きと両腕の状態のまま、一度シェイク（招くように両腕と両手の掌を波打たせる）する動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>He blossom nani の部分の振付けは、乙 3 2 の 3 の振付けと同様であり、これは、pua に対応するハンドモーションである。</p> <p>ho'i e の部分の振付けは、乙 3 2 の 1 及び甲 4 2 の右下の振付けと同様であり、これは、ho'i に対応するハンドモーションである。</p>

5.

1

2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ho'olana i ka malie (ホオラナ イ カ マリエ)</p>	<p>Ho'olana i ka の部分で、本件振付け 1 5 は、両腕の脇を開いて肘を曲げた状態で、両手の掌を内側に向けて指先を伸ばし、微笑んだ顔の両頬に添え、両手の掌を正面向きに返す動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>malie の部分で、本件振付け 1 5 は、両腕を腰の辺りまでまっすぐ伸ばした状態のまま左回りに 3 6 0 度ターンしている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>両腕の脇を開いて肘を曲げた状態で、両手の掌を内側に向けて指先を伸ばし、微笑んだ顔の両頬に添え、両手の掌を正面向きに返す動作は、pāpālina に対応するハンドモーションである。</p> <p>左回りに 3 6 0 度ターンすることは、既存のステップである。</p>

6.

1

2



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

7.

上記 2 から 5 までの振りをもう一度繰り返す。

8.

1

2

3

4

5

6



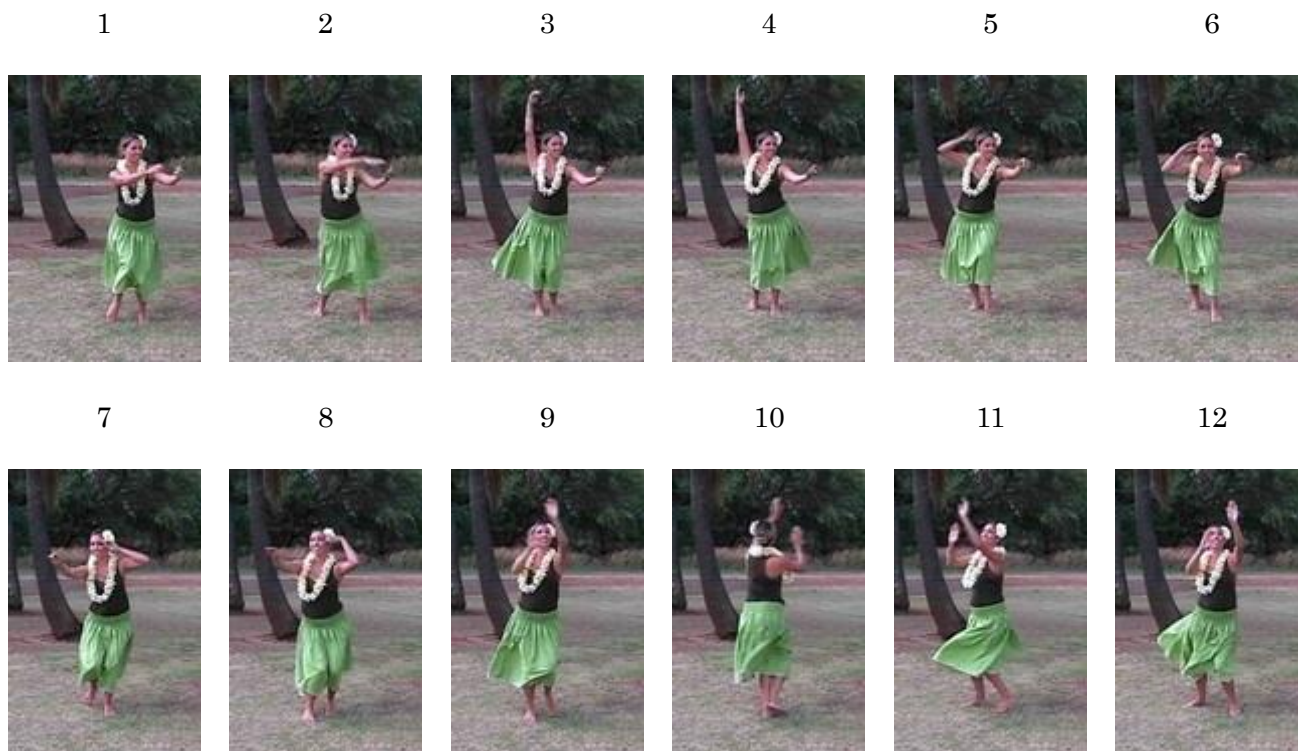
7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏	本件振付け 1 5 は、曲げた方の腕は同じ状態のまま、伸ばした方の腕の肘を曲げ、両手を胸の前に添え、胸の前で両手の掌を同時に握り、ひもを結ぶような動作で体の外側（左右）へ向かって一度引っ張るという動作を 2 回行っている点で、他の振付けとは異なる。	乙 3 2 の 1, 3, 4 及び 5 の振付けと同様であり、これは、間奏に対応するハンドモーションである。胸の前で両手の掌を同時に握り、ひもを結ぶような動作で体の外側（左右）へ向かって一度引っ張るという動作を 2 回行う動作は、lino に対応するハンドモーションのアレンジである。

9.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Wahiawa, e 'ike 'ia Leilehua (ワヒ ヴァ エ イケ イ ア レイレファ)</p>	<p>Wahiawa の部分の振付けで、本件振付け 1 5 は、前に伸ばした左腕は動かさず、左手の指をやや上に向けて伸ばしつつ、右手の掌を内側に向け、右腕を伸ばしたまま真上へまっすぐ持ち上げていく動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>Leilehua' の部分の振付けで、本件振付け 1 5 は、左手の掌を正面に向け指を伸ばし揃え、左腕を正面斜め上にまっすぐ伸ばす、右手は掌を正面に向け指を伸ばし揃え、脇を開けずに右腕の肘を曲げて、右手の掌を左手の掌の右下に添え、両腕・両手ともに同じ状態のまま左回りに 3 6 0 度ターンする振りを用いてい</p>	<p>前に伸ばした左腕は動かさず、左手の指をやや上に向けて伸ばしつつ、右手の掌を内側に向け、右腕を伸ばしたまま真上へまっすぐ持ち上げていく動作は、場所を表すハンドモーションそのものである。</p> <p>左手の掌を正面に向け指を伸ばし揃え、左腕を正面斜め上にまっすぐ伸ばす、右手は掌を正面に向け指を伸ばし揃え、脇を開けずに右腕の肘を曲げて、右手の掌を左手の掌の右下に添える動作は、レイレファ高原の語義を有する Leilehua と関連する高地の語義を有する Mauna に対応するハンドモーショ</p>

	る点で、他の振付けとは異なる。	ンである。左回りに360度ターンする動作は、既存のステップである。
--	-----------------	-----------------------------------

10.

1



2



3



4



5



6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
I wili 'ia me ka lei kaulana (イ ヴ ィ リ イ ア メ カ レイ カウラ ナ)	I wili 'ia me の部分で、本件振付け 1 5 は、両手の掌の指先を伸ばし内側を向けて、顔の前と頭の上で両手を 2 回交差させながら、両手を顔の前から頭の上まで運び、両腕をまっすぐ上に伸ばす点で、他の振付けとは異なる。	両手の掌の指先を伸ばし内側を向けて、顔の前と頭の上で両手を 2 回交差させる動作は、乙 3 2 の 1, 3 及び 5 の振付けと同様である。ステップは、既存のステップである。

11.

1

2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
He blossom neni ho'i e (へ ブロッ サム ナニ ホイ エ)	上記4と同様	上記4と同様

12.

1

2

3

4

5

6



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ho'olana i ka malie (ホオラナ イ カ マリエ)	上記 5 と同様	上記 5 と同様

13.

1

2

3

4



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

14.

上記 9 から 12 までの振りをもう一度繰り返す。

15.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏	上記 8 と同様	上記 8 と同様

16.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Pu'uloa o ka i'a hamau leo (プ ロア オ カ イ ア ハーマウ レ オ)</p>	<p>Pu'uloa の部分で、本件振付け 1 5 は、 体の向きをやや右斜め前に向け、左手の 指先を伸ばし掌を下に向けて左腕を左 斜め前にまっすぐ伸ばし、同時に右手の 指先を伸ばし掌を下に向け、右腕を左腕 に添えるように左斜め前にまっすぐ伸 ばし、続いて、体を右斜め前に向けたま ま、脇を開けて右腕の肘を曲げ、胸の前 をなぞるように後ろに動かし体の右側 (右斜め後ろへ) まっすぐ伸ばす動作を 行っている点で、他の振付けとは異なる。 o ka i'a hamau leo の部分で、本件振付 け 1 5 は、体の向きと右腕は直前の振り と同じ状態のまま、顔と視線の向きを左</p>	<p>Pu'uloa の部分の振付けは、乙 3 2 の 1 と同様のものであり、これは、場所を 表現するハンドモーションそのもの、 またはそのアレンジである。 o ka i'a hamau leo の部分の振付けのう ち、左腕を伸ばした状態のままで左腕 の掌を下から上へ 1 回大きくシェイク</p>

	<p>手へ向け、左腕を伸ばした状態のまま左腕の掌を下から上へ1回大きくシェイク（波打たせる）させた後、脇を開いて左腕の肘を曲げ、左手の人差し指を立て口の前に添えてから再び左斜め前へ左腕をまっすぐ伸ばし、左腕を伸ばすと同時に脇を開いて右腕の肘を曲げ、指先を伸ばし右手の掌を下に向けて口の右横に添える振りを用いている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>さらに、他の振付けには、歌詞に対応して「真珠」を連想させる動作（両手を貝のように開く動作や親指と人差し指で小さい丸を作る動作が用いられているが、本件振付け15はそのような動作をあえて用いていない。</p>	<p>（波打たせる）させる動作は、乙32の1及び3の振付けと同様であり、左手の人差し指を立て口の前に添えてから再び左斜め前へ左腕をまっすぐ伸ばす動作は、乙32の1、4及び5の振付けと同様である。左腕を伸ばすと同時に脇を開いて右腕の肘を曲げ、指先を伸ばし右手の掌を下に向けて口の右横に添える動作は、独創性を根拠付けるほどのものではない。</p>
--	--	---

17.

1

2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>A me ka momi a ho'ohenoheno (ア メ カ モミ ア ホオヘノヘノ)</p>	<p>本件振付け15は、体の向きを左右変えつつ、両手で腕をさするように、両手をシェイク（上下に波打たせる）しながら、右手で左上腕部、左手で右上腕部を同時になで上げたり、なでおろす動作が含まれる点で、他の振付けとは異なる。胸の前で両腕を交差させている時間の長さ、その際の両腕の動かし方、顔や体の向き、姿勢、ステップ、前後の振りの流れ等が、本件振付け15と他の振付けでは異なっている。</p>	<p>体の向きを左右変えつつ動作を行うことは、既存のステップである。片方の手でもう片方の手をなで上げたり、なでおろす動作は、乙32の3の振付けと同様であり、これは、愛するという語義を有する ho'ohenoheno と同義の aloha に対応するハンドモーションの微細なアレンジである。</p>

18.

1

2

3

4

5

6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
He blossom nani ho'i e (へ ブロッ サム ナニ ホイ エ)	上記 4 と同様	上記 4 と同様

19.

1



2



3



4



5



6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ho'olana i ka malie (ホオラナ イ カ マリエ)	上記5と同様	上記5と同様

20.

1

2

3

4



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

21.

上記 16 から 19 までの振りをもう一度繰り返す。

22.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏	上記 8 と同様	上記 8 と同様

23.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ha'ina mai ana ka puana (ハイナマイアナカプアナ)</p>	<p>Ha'ina の部分で、本件振付け 1 5 は、鼻の前あたりから前へ伸ばす腕と反対側の腕を、手の指を伸ばして掌を内側に向け、まっすぐ前に伸ばしている点で、他の振付けと異なっている。</p>	<p>乙 3 3 の振付けと同様であり、これは、ha'ina ないし aloha に対応するハンドモーションである。</p>

24.

1

2

3

4

5

6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
I wili 'ia me ka lei kaulana (イ ヴ イリ イア メ カ レイ カウラ ナ)	上記10と同様	上記10と同様

25.

1

2

3

4

5

6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
He blossom nani ho'i e (へ ブロッ サム ナニ ホイ エ)	上記4と同様	上記4と同様

26.

1



2



3



4



5



6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ho'olana i ka malie (ホオラナ イ カ マリエ)	上記5と同様	上記5と同様

27.

1

2

3



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

28.

上記 23 から 26 までの振りをもう一度繰り返す。

29.

1

2

3

4

5

6



7

8

9

10

11

12



13

14

15

16

17



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ka pua `ala onaona (カ プア アラ オナオナ) ~後奏</p>	<p>Ka pua `ala onaona の部分で、本件振付け15は、体の向きを右横に向け、右腕を後方へまっすぐ伸ばした後、右手の指先をすぼめ上を向けながら体の向きをやや右斜め前まで戻しつつ、体の右側を回すように右腕を右斜め前へまっすぐ伸ばし（このとき左腕は、脇を開いて肘を曲げ、左手の掌を上に向け指を伸ばし</p>	<p>体の向きを右横に向け、右腕を後方へまっすぐ伸ばした後、右手の指先をすぼめ上を向けながら体の向きをやや右斜め前まで戻しつつ、体の右側を回すように右腕を右斜め前へまっすぐ伸ばし（このとき左腕は、脇を開いて肘を曲げ、左手の掌を上に向け指を伸ばし左胸の前に添える。）、続いて、直前の</p>

	<p>左胸の前に添える。), 続いて, 直前の動作と体の向き・右腕が同じ状態のまま, 左手の指先を揃え下に向けた状態で, 左腕を右斜め前へまっすぐ伸ばし, 左手で右手のすぼめた指先部分に一度触れた後, 脇を開けたまま左腕の肘を曲げて, 左手が鼻の前を通るように右斜め前から左斜め前に動かし, 左腕を左斜め前へまっすぐ伸ばす振りを行っており, 他の振付けとは異なる。</p> <p>歌詞終了後の後奏の部分で, 本件振付け 1 5 は, 体を正面に向け, 右手の掌を下にして指先を伸ばして右腕を右へ伸ばし, 左腕は脇を開いて肘を曲げ, 左手の掌を下にして指先を伸ばして左胸の前に添え, その両腕の状態のまま, 両手の掌を一度シェイク (波打たせる) した後, 左腕は同じ状態のまま, 右腕の脇を開いて肘を曲げ, 右手を右胸の前に添える, そのとき胸の前で両手の掌を同時に握りひもを結んで体の外側 (左右) へ向かって一度引っ張るような動作を行い, 最後に, 左足をやや大きく一步左斜め後ろに引き体を左斜め前に向け, 右腕を伸ばし右手の指先を伸ばした状態で, 体の右側で右回りの大きな円を描くように右手を動かし, その流れで右腕を真上へまっすぐ伸ばした後, 右手の掌を上に向け, 右腕を上から下ろしてやや右斜め前</p>	<p>動作と体の向き・右腕が同じ状態のまま, 左手の指先を揃え下に向けた状態で, 左腕を右斜め前へまっすぐ伸ばし, 左手で右手のすぼめた指先部分に一度触れた後, 脇を開けたまま左腕の肘を曲げて, 左手が鼻の前を通るように右斜め前から左斜め前に動かし, 左腕を左斜め前へまっすぐ伸ばす動作は, 乙 3 2 の 3 及び 5 の振付けと同様であり, これは, pua 及び onaona に対応するハンドモーションを組み合わせたものである。ステップは, 既存のステップである。</p> <p>体を正面に向け, 右手の掌を下にして指先を伸ばして右腕を右へ伸ばし, 左腕は脇を開いて肘を曲げ, 左手の掌を下にして指先を伸ばして左胸の前に添え, その両腕の状態のまま, 両手の掌を一度シェイクする (波打たせる) 動作は, 間奏に対応するハンドモーションであり, ステップも典型的なものである。左腕は同じ状態のまま, 右腕の脇を開いて肘を曲げ, 右手を右胸の前に添える, そのとき胸の前で両手の掌を同時に握りひもを結んで体の外側 (左右) へ向かって一度引っ張るような動作は, lino に対応するハンドモーションのアレンジである。最後に, 左足をやや大きく一步左斜め後ろに引き体を左斜め前に向け, 右腕を伸ばし右手の指先を伸ばした状態で, 体の右側で右回りの大きな円を描くように右手</p>
--	---	--

	<p>へ伸ばす振りを用いている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>を動かし、その流れで右腕を真上へまっすぐ伸ばした後、右手の掌を上に向け、右腕を上から下ろしてやや右斜め前へ伸ばす動作は、ダンス等の演技の最後にしばしば行われる挨拶の一種であり、振付けではない。仮に、振付けであったとしても、乙32の3の振付けと同様の動作である。</p>
--	-----------------------------------	---

以 上

(別紙)

本件振付け 1 6 に関する主張対比表

1.



歌詞	原告の主張	被告の主張
前奏		

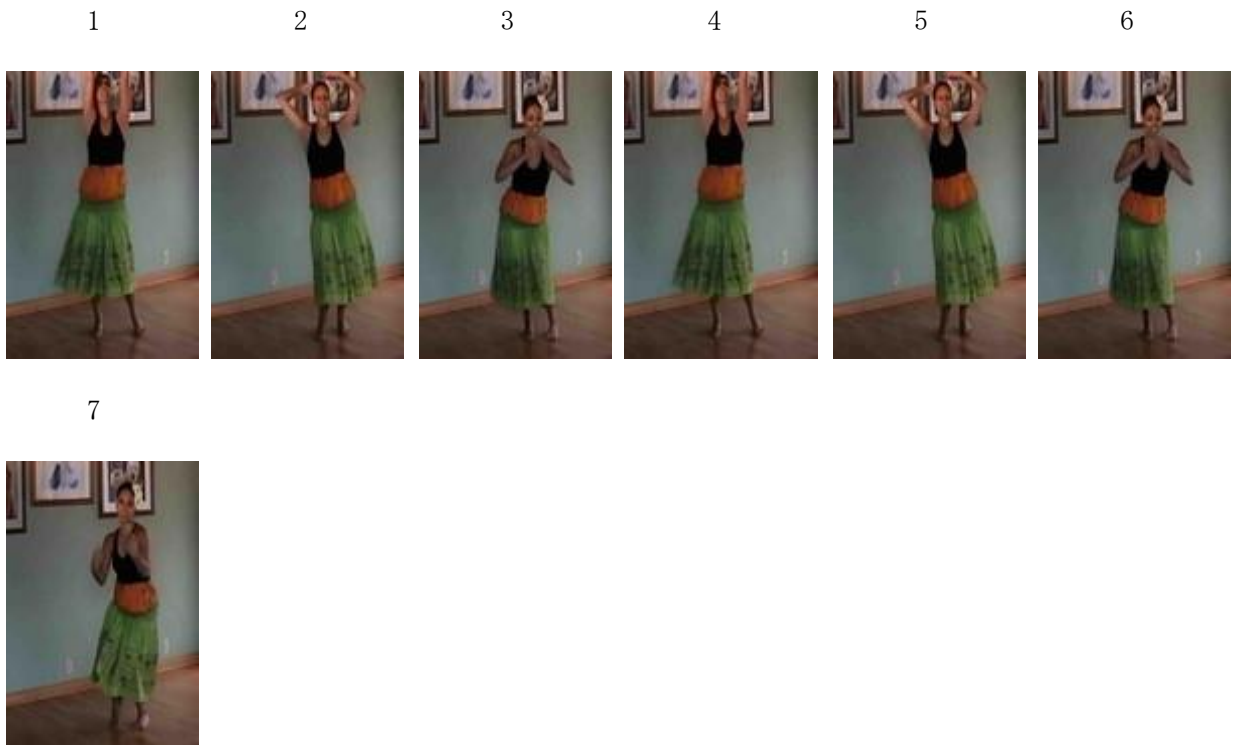
2.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He 'ala onaona kūpaoa (へ アラ オナオナ クパ オア)</p>	<p>He 'ala の部分の振付けで、本件振付け 1 6 は、両手の掌を体の内側に向け、脇を開きやや右手を上、鼻の前に置き、その後両腕を右斜め前の方向に同時に伸ばしている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~3)He' ala の部分の振付けで、甲 3 3 の他の振付けはいずれも、本件振付け 1 6 と同様、自分の鼻の前に手を置き、その後、手を斜め前方に伸ばして広げる。 本件振付け 1 6 は、これを両手で行っているにすぎない。 onaona の部分の振付けで、甲 3 3 の左下及び右下の振付けは、本件振付け 1 6 と同様、両手または片手を、息を吸い込みながら鼻先に</p>

		<p>もってくるところ, これは, onaona に対応するハンドモーションであ る。</p> <p>kūpaoa の部分の振付けで, 甲 3 3 の左下及び右下の振付けとも, 本 件振付け 1 6 と同様, 両手を自分 の鼻の前に置き, その後, 両手を 広げる。</p>
--	--	---

3.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>e moani mai nei (エ モアニ マ イ ネイ)</p>	<p>本件振付け 1 6 には、上に伸ばした 両腕の肘を曲げて頭上で一度交差 させ、両腕を曲げたままの状態 で、両手の指先を伸ばして掌を内側 に向け、顔の前に持っていくという動 作が含まれる点で他の振付けとは 異なる。本件振付け 1 6 は、両腕を 頭の上から同時に下ろしていく動 作の直前に両腕を体の正面で一度 交差させる動作が含まれない点、一 連の動作を、体を左向きにした状態</p>	<p>(1~7)e moani mai nei の部分の振 付けで、甲 3 3 の左下及び右下の 振付けも、本件振付け 1 6 と同様、 両手を頭上に挙げ、広げる。 両腕を交差させるのは微細なアレ ンジであり、ターンはクォーター カホロというステップにすぎな い。</p>

	で開始し、大きく左右にステップを踏みながら体を右向きの状態になるまでターンしながら行うという点で、他の振付けとは異なる。	
--	--	--

4.



歌詞	原告の主張	被告の主張
E kono mai ana ia'u,e (エ コモ マイ アナ イ ア ウ エ)	E kono mai ana の部分の振付けについては、本件振付け16は、左右交互に両手で招くような動作を行うにあたり、両手を正面に向かって伸ばして動作を行うという点で、他	(1~7)e komo mai ana の部分の振付けで、甲33の左下及び右下の振付けとも、本件振付け16と同様、自分の方へ手招きする動作を行うところ、これは、mai に対応するハ

	<p>の振付けとは異なる。本件振付け16は、左右ではなく前後の動きを中心としたステップを踏み、ターンを用いることがないという点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>ia ‘u, e の部分の振付けについては、本件振付け16は、脇を開いて両手を胸の前に添えた状態から、両腕を同時に体の正面にまっすぐ伸ばし、その後伸ばした両腕を曲げて両手を再び胸の前に添えるという動作を2回繰り返している点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>ンドーションである。</p> <p>踊り手の向きの違いに独自性はないし、動作の合間に両手を胸の前に置くというのは微細なアレンジにすぎず、ターンはカホロという既存のステップである。</p> <p>(8~14)ia’ ue の部分の振付けで、甲33の左下及び右下の振付けも、本件振付け16と同様、両手を自分の胸の前にもって行き、手のひらを自分の方に向けるところ、これは、auに対応するハンドーションである。同じ動作を複数回繰り返す点に独自性はない。</p>
--	--	---

5.

1

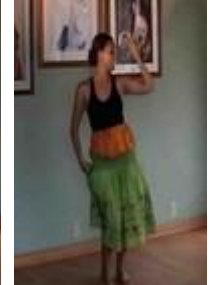
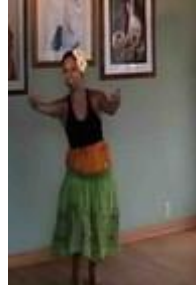
2

3

4

5

6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>'Auhea 'oe, e ku'u nani, (アウヘア オエ エクウ ナニ)</p>	<p>'Auhea 'oe の部分で、甲 3 3 の左下及び右下の振付けがいずれも片手を目の上にかざして何かを探すような動作を行っているのに対し、本件振付け 1 6 は、両手を胸元で交差させた後、両腕を左右斜め前方向に開くように伸ばしていく動作を行っている。</p>	<p>両手を胸元で交差させた後、両腕を左右斜め前方向に開くように伸ばしていく動作は、Auhea に対応するハンドモーションである（乙 2 7, 2 8, 3 0）。</p> <p>e ku' u nani の部分の振付けで、甲 3 3 の左下及び右下の振付け</p>

		<p>は、本件振付け16と同様、両手または片手を上に挙げ、頭から、体の線をなぞりながら、降ろしていくところ、これは、naniに対応するハンドモーションである。</p>
--	--	---

6.



歌詞	原告の主張	被告の主張
ku'u pua, e milika'a ai (ク ウ プア エ ミリカ ア ア イ)	本件振付け16は、両手をまっすぐ正面に伸ばしきった後、左手を右手の下に添えた状態で、両肘を曲げて胸の前に持って来るといふものであり、両腕をまっすぐ正面に向かって伸ばし、正面を向いた状態のまま両腕を曲げてくる点で、他の振付けとは異なる。一連の動作をゆっくりと流れるように行っている点も他の振付けに見られない特徴である。甲33の他の振付けはいずれも、指	(1~7)ku' u pua の部分の振付けで、甲33の他の振付けも、本件振付け16と同様、両手ないし片手で、つまむような形を作り、上に向け、花のつぼみのかたちを模するところ、これは、pua に対応するハンドモーションである。 (8~9)e milika' a ai の部分で、甲

	<p>をすぼめて上に向けた片手を、もう片方の手で上から撫でるような動作が含まれるのに対し、本件振付け16は、もう片方の手を下に添えるだけであり、片方の手を上から撫でるような動作は含まれない。</p>	<p>33の他の振付けも、本件振付け16と同様、両手を胸の前に引き寄せる動作を行う。指をすぼめて上に向けた片手を、もう片方の手で上から撫でるような動作が含まれるか否かは、微細なアレンジの違いにすぎない。</p>
--	---	---

7.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ka pua 'Awapuhi 'auli'i (カプア アワプヒ アウ リイ)</p>	<p>Ka pua の部分で、本件振付け 1 6 は、直前の動作の両手の状態（指をすぼめて上に向けた左手の下に、掌を上に向けた右手を添える状態）を維持したまま、両腕を正面に伸ばし</p>	<p>(1~3)ka pua の部分の振付けで、甲 3 3 の他の振付けも、本件振付け 1 6 と同様、両手ないし片手で、つまむような形を作り、上に向け、花のつぼみのかたちを模するとこ</p>

	<p>つつ、体が右斜め後ろを向くまでターンするという点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>'Awapuhi の部分で、本件振付け 1 6 は、体を正面の向きに戻しながら、左腕を曲げ、掌を下に向けた左手を鼻の前を通し、掌の向きを上へ返しながら左斜め前へ伸ばしている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>'auli'i の部分で、本件振付け 1 6 は、左斜め前に伸ばした左腕を、掌を内側に向けつつ肘を曲げて鼻の前に寄せ、その後再び左斜め前へ伸ばし、左掌を指をすぼめて上向きにする点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>ろ、これは、pua に対応するハンドモーションである。</p> <p>(4~15)Awapuhi 'auli' i の部分の振付けで、甲 3 3 の他の振付けも、本件振付け 1 6 と同様、両手ないし片手で、つまむような形を作り、上に向け、花のつぼみのかたちを模するところ、これは pua に対応するハンドモーションである。</p> <p>原告が指摘する差異は、振付けの枢要部分ではない。</p>
--	--	---

8.

1

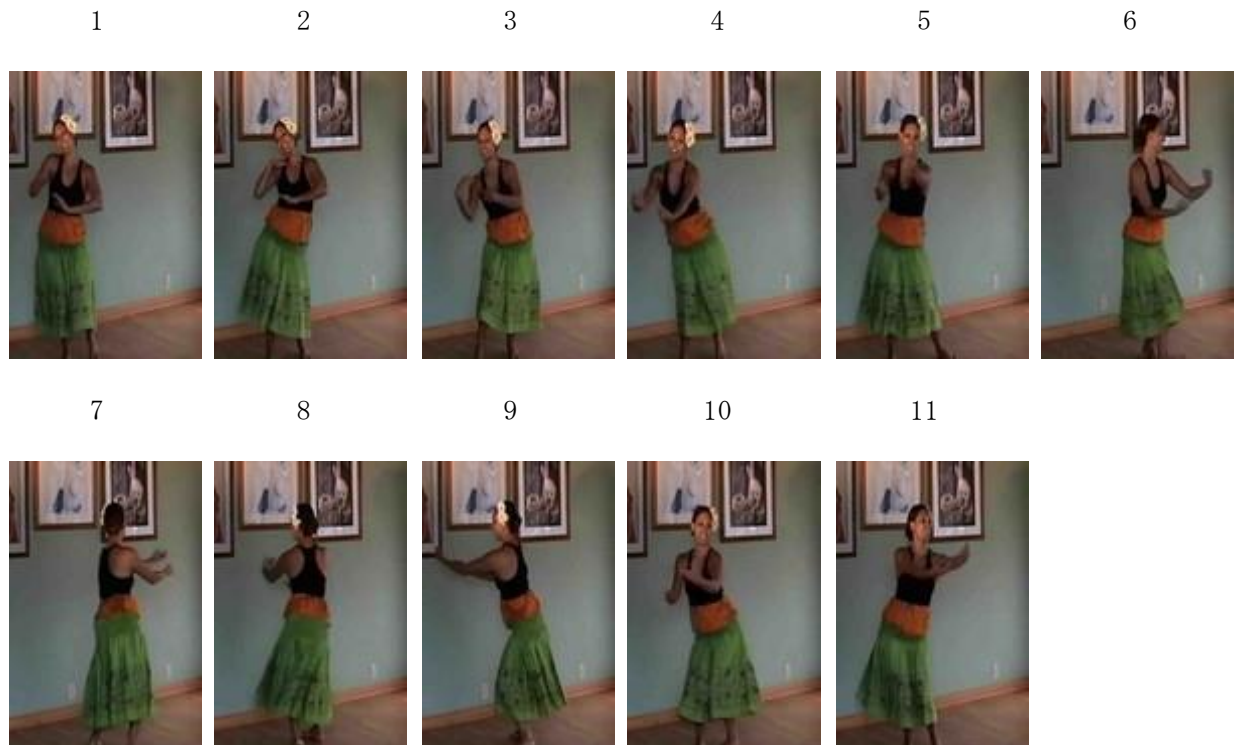
2

3



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>I kāhea mai ia'u, (イ カ ヘ ア マイ イアウ)</p>	<p>甲 3 3 の左下及び右下の振付けが、いずれも左斜め前に腕を伸ばした後、伸ばした腕を曲げて胸の前に手を置くという動作であるのに対し、本件振付け 1 6 は、左腕は脇を開き、掌を正面に向け口の左横に添え、その左手の状態のまま、右腕は掌を下に向けて正面に伸ばし、右腕を正面に伸ばしたまま左斜め前から右斜め前へ、体の向きとともに動かしていくという点で、他の振付けとは異なる。また、甲 3 3 の右上の振付けは、右足を持ち上げつつ、右に伸ばした右腕と顔の左に添えた左手を持ち上げるというものであり、これも本件振付け 1 6 と全く異なる。</p>	<p>(1~3)I kahea mai ia' u の部分の振付けで、甲 3 3 の右上及び右下の振付けも、本件振付け 1 6 と同様、片方の手を口元に持って行き、片方の手を伸ばして、「呼ぶ」というしぐさを行う。</p>

9.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>e walea me 'oe,i lalia (エ ワレア メ オエ イ ライラ)</p>	<p>e walea me 'oe の部分の振付けについては、本件振付け16は、体を右斜め前に向け、左手の掌を下へ向けつつ、左腕の肘を曲げた状態のまま左手を胸の前まで下ろし、それと同時に右斜め前に伸ばした右腕を曲げて右掌を下に向けた状態で首の前辺りに置いた後、両掌を上に向けつつ両腕を右斜め前にまっすぐ伸ばしていくという点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~11)e walea me 'oe I Laila の部分の振付けで、甲33の他の振付けも、両手を体の前に伸ばす。「体を右斜め前に向け、左手の掌を下へ向けつつ、左腕の肘を曲げた状態のまま左手を胸の前まで下ろし、それと同時に右斜め前に伸ばした右腕を曲げて右掌を下に向けた状態で首の前辺りに置いた後」の部分は、微細なアレンジにすぎない。</p>

	<p>i lalia の部分の振付けについては、本件振付け 16 は、両腕を正面に伸ばし両掌を上に向けた状態のまま、両掌を 4 回波打たせながら、右斜め前から左回りに 450 度ターンし、左斜め前を向く点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>原告が指摘するターンは、スピンターンという既存のステップである。</p>
--	---	---

10.

1

2

3

4

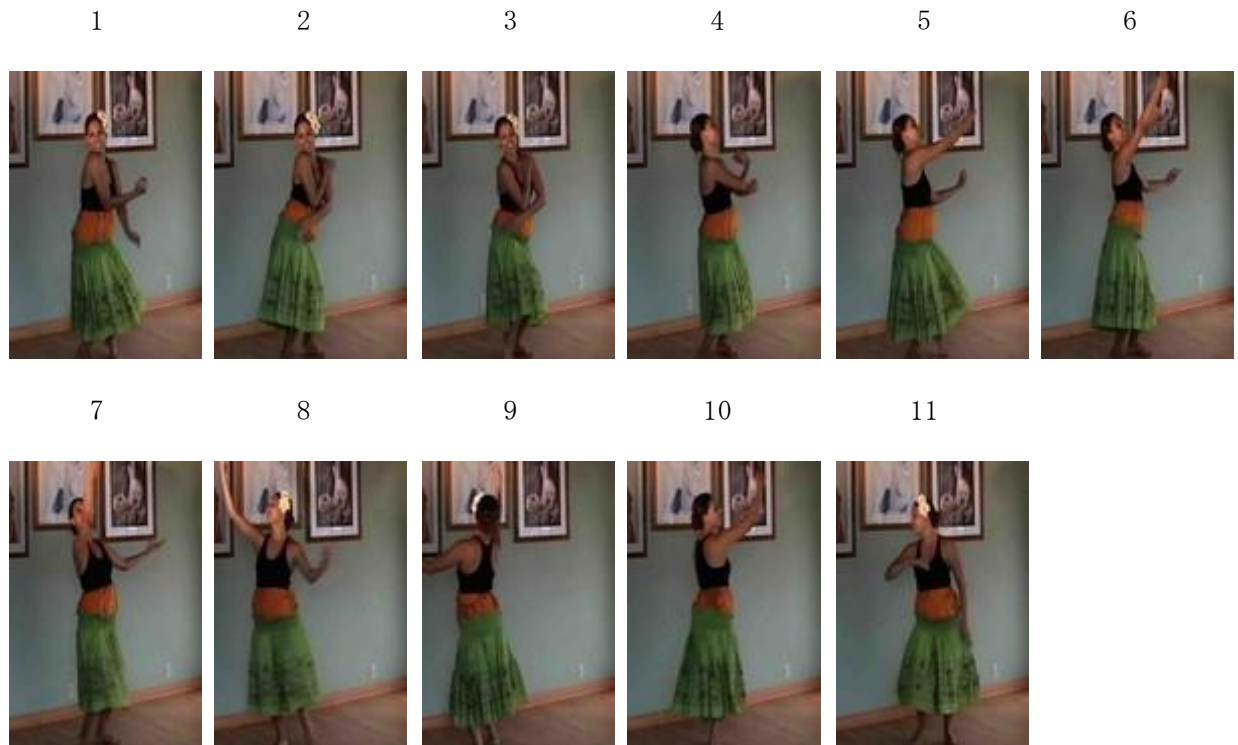
5



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Pulupe i ka ua, (プルペイ カウア)</p>	<p>甲 3 3 の左下及び右下の振付けは、斜め上に伸ばした両腕を下ろしてくるという点においてのみ本件振付け 1 6 と共通するものの、いずれも両手の掌を小刻みに震わせながら両腕を下ろしてくるという点で、そのような動作が含まれない本件振付け 1 6 と明らかに異なる。また、甲 3 3 の左下の振付けが左右に大きくステップを踏んでいる点、甲 3 3 の右下の振付けがターンを用いている点においても、移動の少ないステップを用いている本件振付け 1 6 と異なっている。甲 3 3 の右上の振付けには、斜め上に伸ばした両腕を下ろしてくるという動作は含まれず、そも</p>	<p>(1~5)pulupe I ka ua の部分の振付けで、甲 3 3 の左下及び右下の振付けも、本件振付け 1 6 と同様、両手を上に挙げて、雨が降るように指先を細かく動かしながら、上から下に降ろす動作をするところ、これは、ua に対応するハンドモーションである。 両手の掌を小刻みに震わせるか否かは、微細なアレンジにすぎない。原告が指摘するステップは、カオという既存のステップである。</p>

	そも本件振付け 1 6 と全く異なる。	
--	---------------------	--

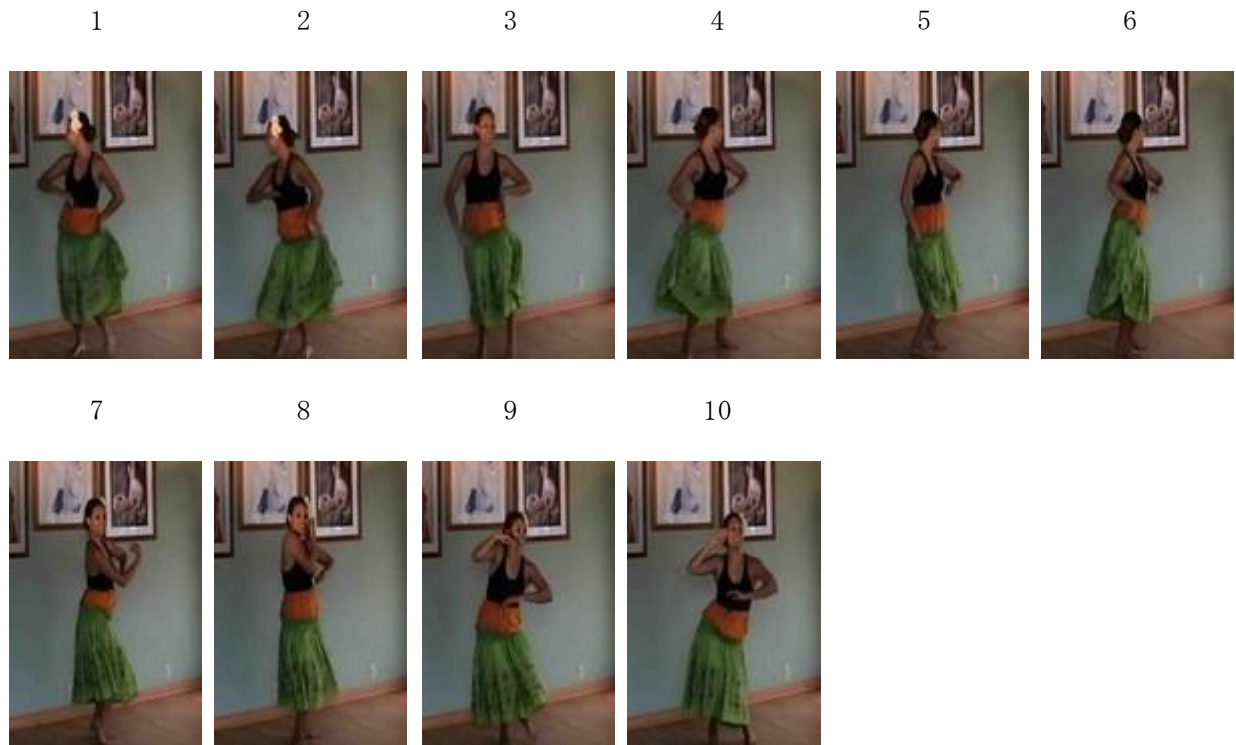
11.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>le'ale'a kāua i ka nahele,e (レ アレア カウア イ カ ナヘレ エ)</p>	<p>le'ale'a kāua の部分で、本件振付け 1 6 は、体の向きを左斜め前へ向 け、右腕は肘を曲げて掌を内側に向 け、右手の指先を上にして左肩に添 え、左腕は、腕を下ろした状態で肘 を軽く曲げ、左掌を内に向け、腰の 右側に添えるという動作を行って いる点で、他の振付けとは異なる。 i ka nahele,e の部分で、本件振付 け 1 6 は、体の向きを左に向け、右 腕を体の前方で上に伸ばし、右掌を</p>	<p>(1~3)le' ale' a kāua の部分の振 付けで、甲 3 3 のいずれの振付け も、本件振付け 1 6 と同様、相手 と抱き合うという動作を行う。 (4~11)I ka nahele,e の部分の振付 けで、甲 3 3 の他の振付けも、本 件振付け 1 6 と同様、両手を広げ</p>

	<p>内側に向け，左腕は左斜め前に，左掌を上に向けて軽く伸ばし，その両腕の状態を保ちながら右回りに360度ターンするというものであり，ターンを用いるという点で，他の振付けとは異なり，両腕の動かし方等についても，他の振付けとは異なる。</p>	<p>片手ないし両手を上に上げる。 原告が指摘するターンは，スピンターンという既存のステップである。</p>
--	--	--

12.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Ua ho'i akula ka helena (ウア ホイ アクラ カ ヘレナ)</p>	<p>本件振付け16は、顔と体を右斜め前に向け、右腕は脇を開き、肘を曲げ、右掌を下に向け胸の前に添え、左腕は脇を開き軽く曲げ腰の左側に添えるという動作を左右交互に行う点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>本件振付け16は、体を左斜め前に向けた状態で、左腕は肘を曲げて脇を開き、左掌を下に向け胸の前に添え、体を正面に向け直しながら、右腕は肘を曲げて脇を開き、右掌を内</p>	<p>(1~10)ua ho' i akula ka helena の部分の振付けで、甲33の他の振付けも、本件振付け16と同様、片方の腕を折り曲げる。原告が指摘する部分は、振付けの枢要部分ではない。</p> <p>ka helena の部分の振付けで、甲33の他の振付けも、本件振付け16と同様、掌を頬に添えている。</p>

	側に向けまず左の頬に添え、その後 に掌を外に返しながら右の頬へと 移動させ、右掌を外に向けた状態で 右の頬に添える点で、他の振付けと は異なる。	
--	--	--

13.

1

2

3

4

5



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>o ka pua ho'oheno (オ カ プア ホオヘノ)</p>	<p>本件振付け 1 6 は、両手の指を伸ばして掌を外に向け、右手が左手よりやや高い位置となる状態を保ちつつ、両手を左上にまっすぐ伸ばし、その後、左上に伸ばした両腕を、胸の正面の位置にくるまで同時に下ろしつつ、両手の掌を返しつつ指をすぼめながら指先を上に向け、胸の正面の位置で両腕を揃えて右斜め前へ伸ばす点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>(1~5)o ka pua ho' oheno の部分の振付けで、甲 3 3 の他の振付けも、本件振付け 1 6 と同様、両手ないし片手で、つまむような形を作り、上に向け、花のつぼみのかたちを模するところ、これは、pua に対応するハンドモーションである。原告は、両手を胸の前で交差させないが、これは微細なアレンジにすぎない。</p>

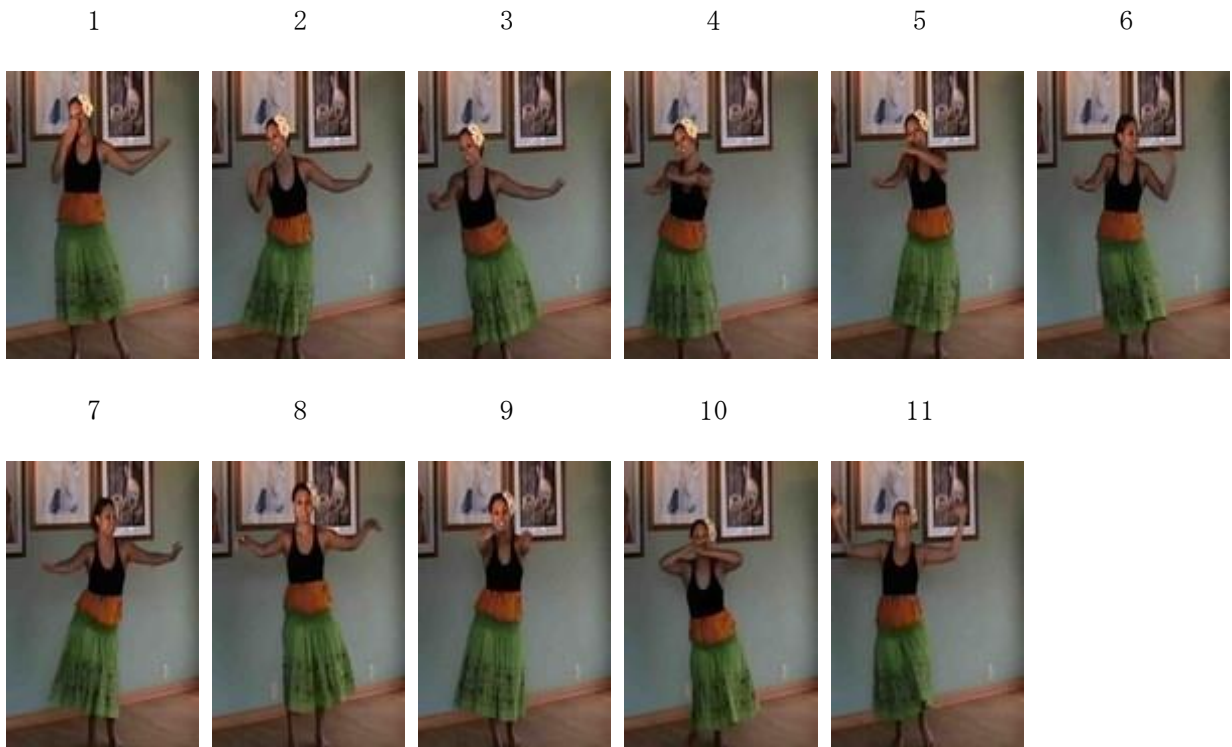
14.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Māpu mau mai ke 'ala anuheā (マブ マウ マイ ケ アラ アヌヘア)</p>	<p>本件振付け 1 6 は、両手の掌を内側に返しつつ、右斜め前に伸ばした両腕を引き戻し、両手の指を伸ばして掌を内側に向け、右手を鼻の前、左手をその下に添え、その後再び両腕</p>	<p>(1~14)Māpu mau mai ke' ala anuheā の部分の振付けで、甲 3 3 の他の振付けも、本件振付け 1 6 と同様、両手ないし片手を鼻の前に持って行き、香りをかぐという動作をし、</p>

	<p>を右斜め前に伸ばしつつ、右手の指をすぼめながら、指先を上に向ける点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>本件振付け16は、左腕を顔の前に引き寄せ、左掌を下側に向け鼻の前に添え、そこから左腕を左斜め上にまっすぐ伸ばし、その後左腕を顔の前に引き寄せ、左掌を下側に向け鼻の前に添え、そこから再度左腕を左斜め上にまっすぐ伸ばす点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>その後、ゆったりと手を伸ばして、香りが空間を漂っていることを表す。原告は、香りをかいだり、香りが漂っていることを表す動作をしたりしているし、片手でつまむような形を作り、手を上に向けるところ、花の香りについて歌われている箇所での振付けに pua に対応するハンドモーションを用いることに独自性はない。</p>
--	--	--

15.



歌詞	原告の主張	被告の主張
He 'ala onaona k ūpaoa (へ ア ラ オナオナ ク パオア)	上記 2 と同様	上記 2 と同様

16.

1



2



3

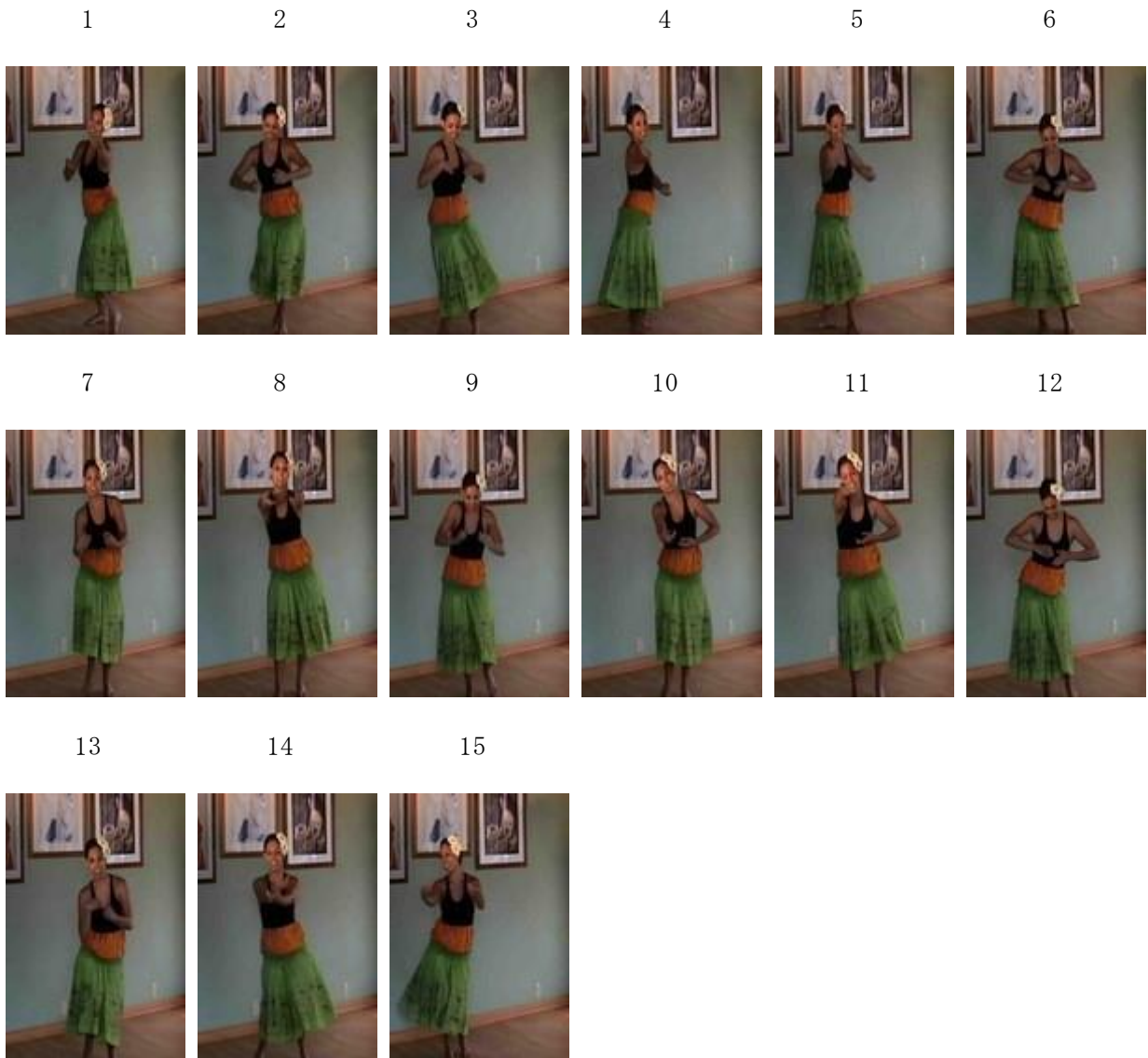


4



歌詞	原告の主張	被告の主張
e moani mai nei (エ モアニ マ イ ネイ)	上記3と同様	上記3と同様

17.



歌詞	原告の主張	被告の主張
E kono mai ana ia 'u,e (エ コ モ マイ アナ イア ウ エ)	上記 4 と同様	上記 4 と同様

18.

1

2

3

4

5

6



歌詞	原告の主張	被告の主張
'Auhea 'oe, e ku'u nani, (アウヘア オエ エクウ ナ ニ)	上記5と同様	上記5と同様

19.

1



2



3



4



5



6

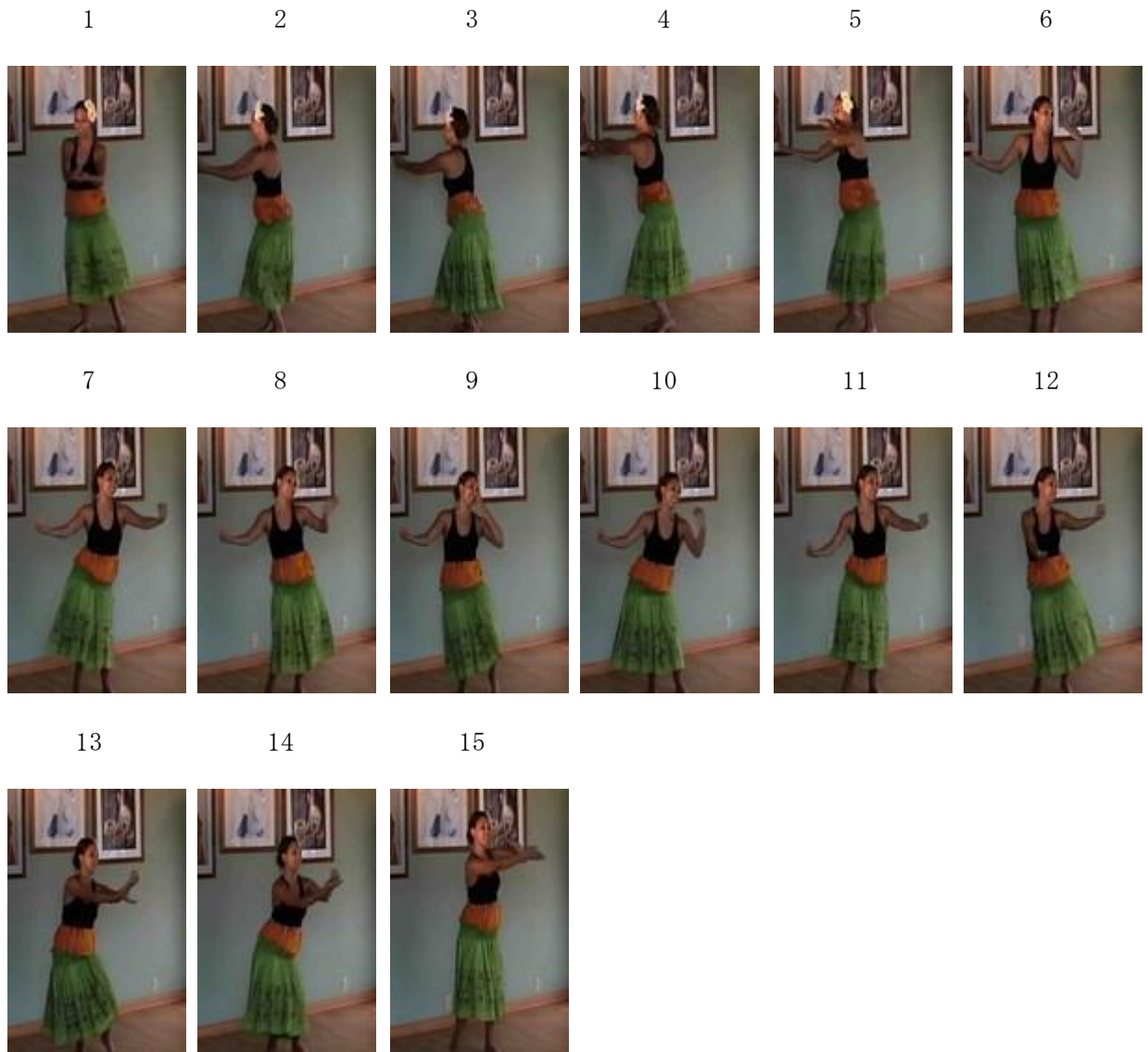


7



歌詞	原告の主張	被告の主張
ku'u pua, e milika'a ai (クウ プア エ ミリカ ア アイ)	上記6と同様	上記6と同様

20.



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ka pua 'Awapuhi 'auli'i (カプア アワプヒ アウ リイ)	上記 7 と同様	上記 7 と同様

21.

1



2



3



4



歌詞	原告の主張	被告の主張
I kahea mai ia'u, (イ カヘア マ イ イアウ)	上記 8 と同様	上記 8 と同様

22.

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



歌詞	原告の主張	被告の主張
e walea me 'oe,i lalia (エ ワレア メ オエ イ ライラ)	上記9と同様	上記9と同様

23.

1



2



3



歌詞	原告の主張	被告の主張
Pulupe i ka ua, (プルペ イ カ ウア)	上記10と同様	上記10と同様

24.

1



2



3



4



5



6



7



8



9

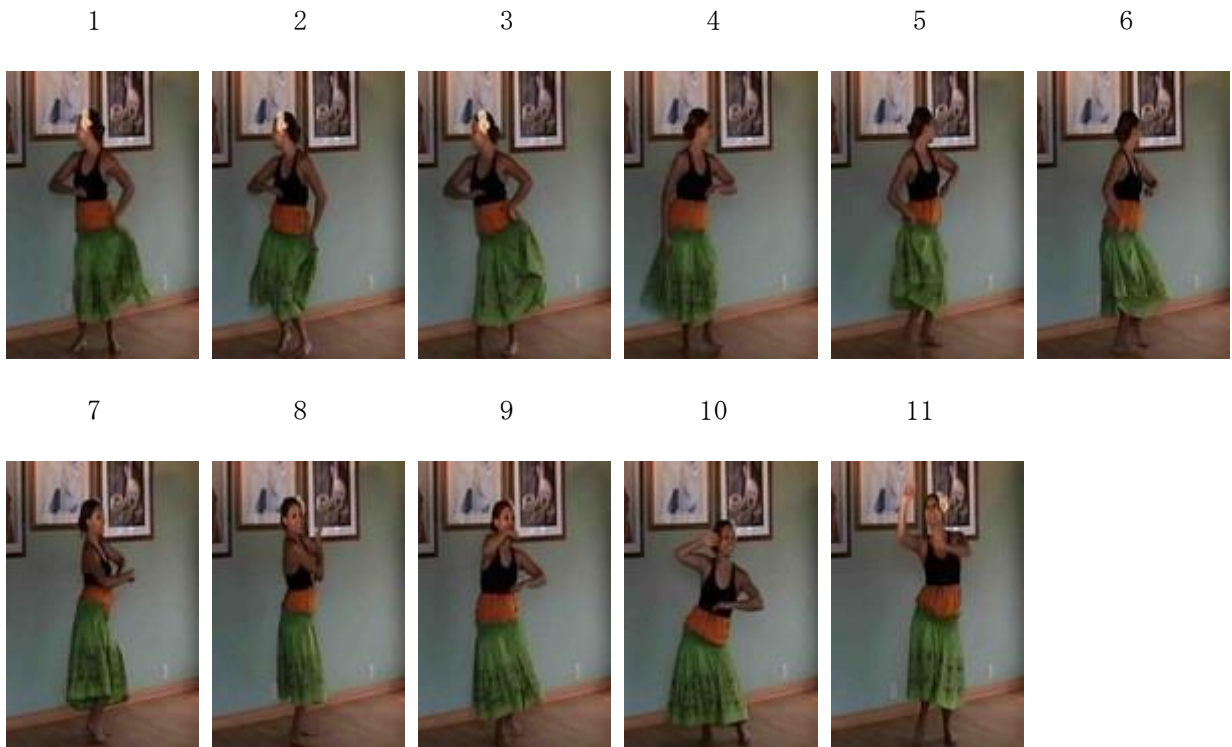


10



歌詞	原告の主張	被告の主張
le'ale'a kāua i ka nahele,e (レ アレア カウア イ カ ナヘレ エ)	上記 1 1 と同様	上記 1 1 と同様

25.



歌詞	原告の主張	被告の主張
Ua ho'i akula ka helena (ウア ホイ アクラ カ ヘレナ)	上記 1 2 と同様	上記 1 2 と同様

26.

1



2



3



4



歌詞	原告の主張	被告の主張
o ka pua ho'oheno (オ カ プア ホオヘ ノ)	上記 1 3 と同様	上記 1 3 と同様

27.



歌詞	原告の主張	被告の主張
Māpu mau mai ke 'ala anuheā (マプ マウ マ イ ケ アラ ア ヌヘア)	上記 1 4 と同様	上記 1 4 と同様

28.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Māpu mau mai ke 'ala anuheā (マプ マウ マ イ ケ アラ ア ヌヘア)</p>	<p>上記 1 4 と同様</p>	<p>上記 1 4 と同様</p>

29.

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



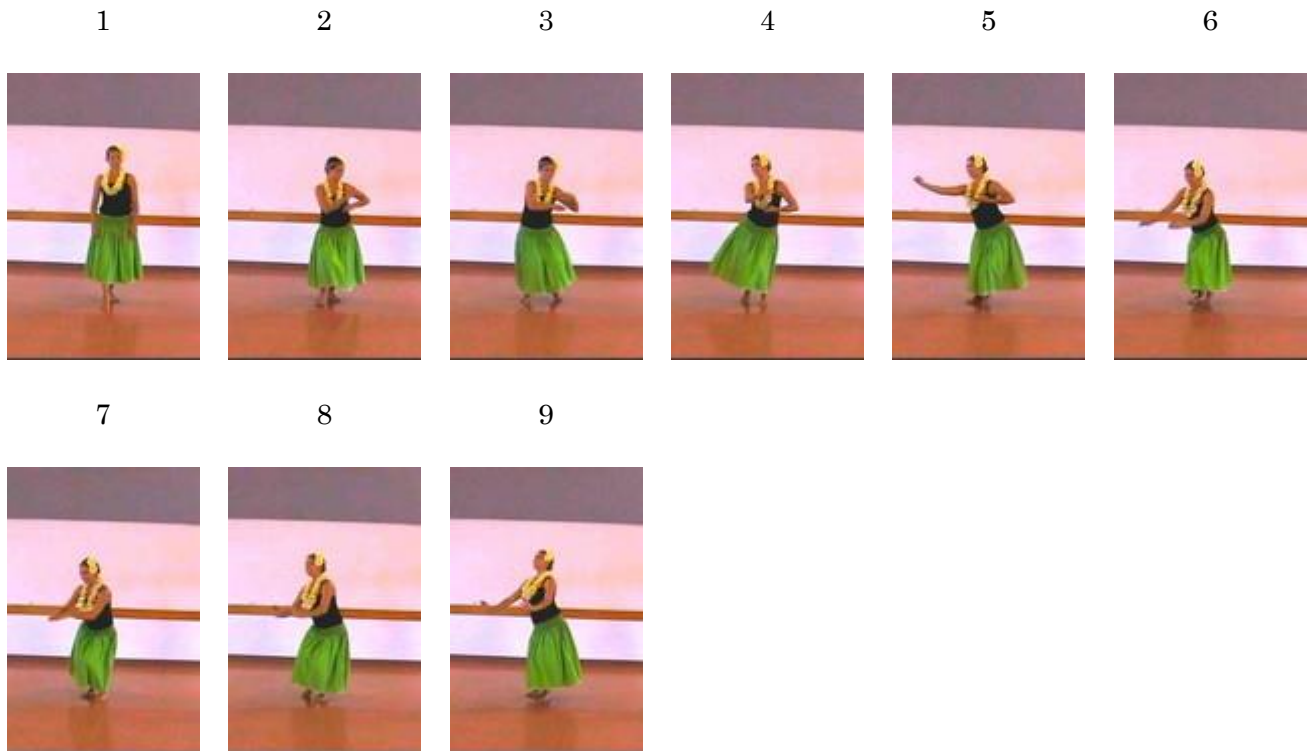
歌詞	原告の主張	被告の主張
アウトロ		

以 上

(別紙)

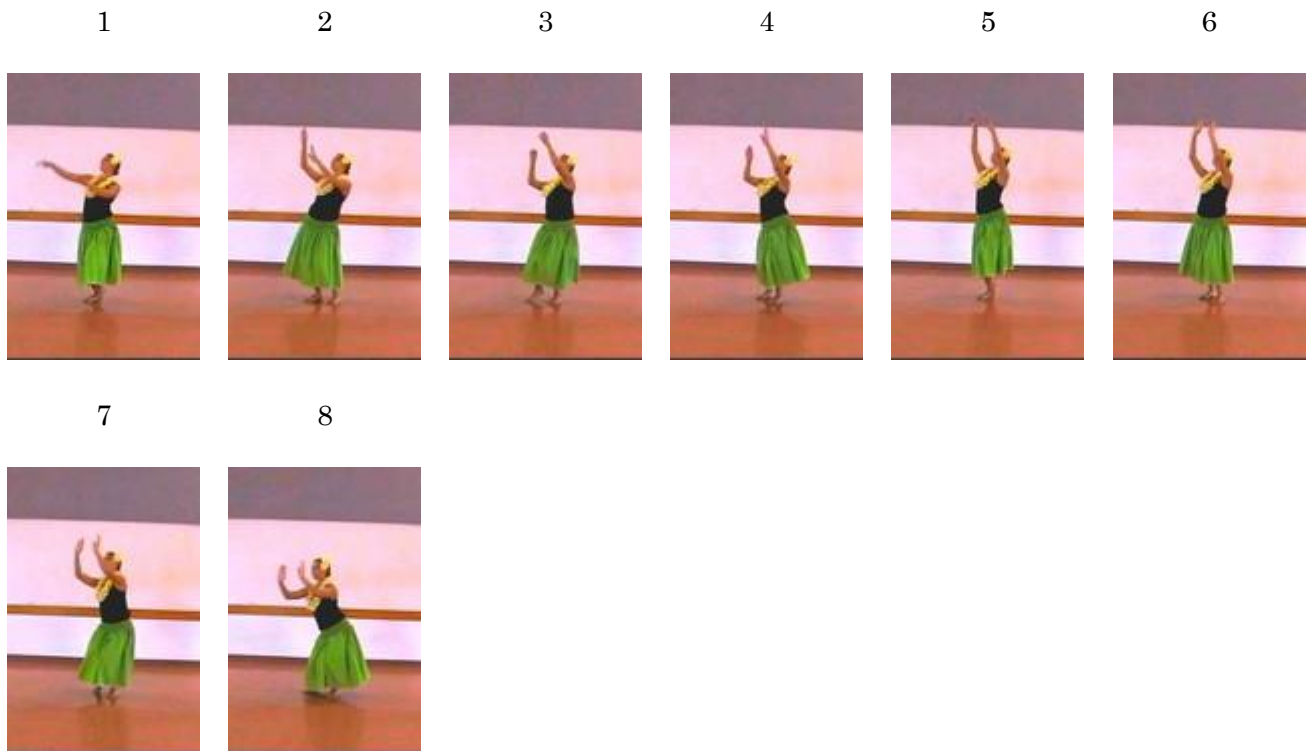
本件振付け 1 7 に関する主張対比表

1.



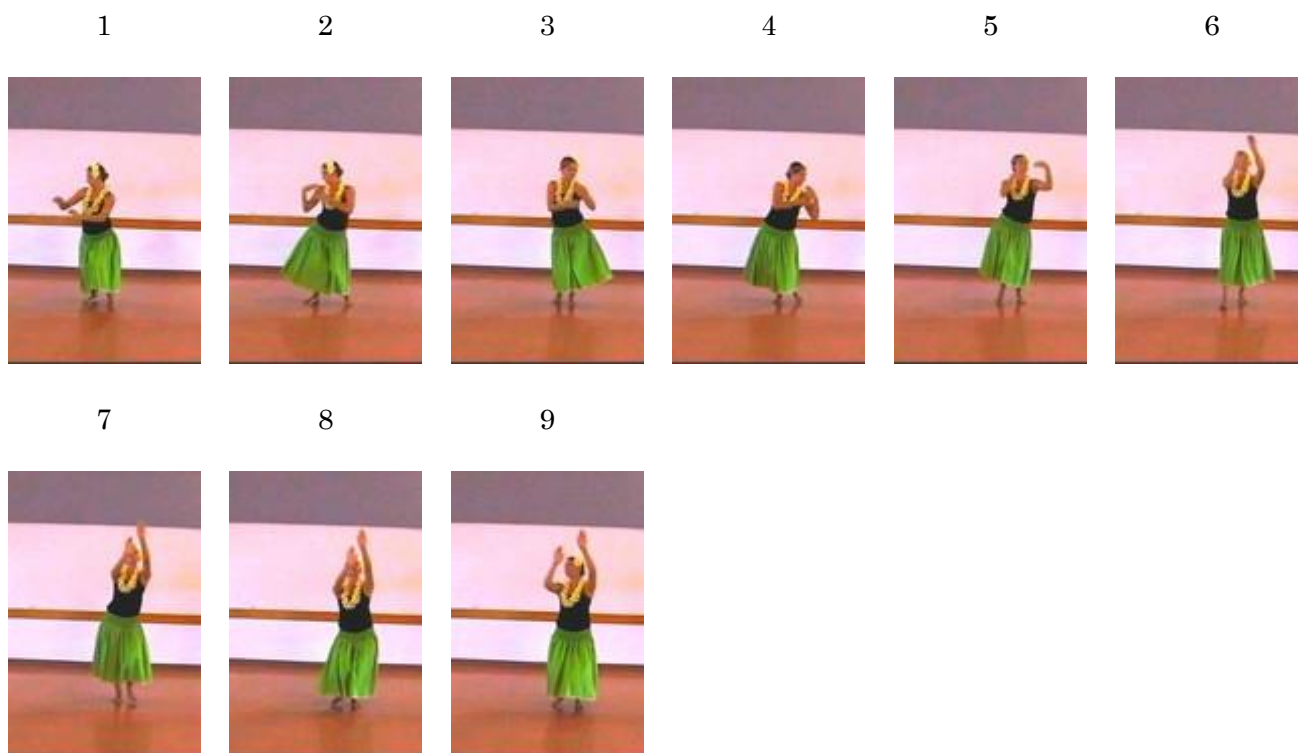
歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He aloha nō 'o Maunaleo (ヘ アロハ ノー マ ウナレオ)</p>	<p>He aloha の部分で、本件振付け 1 7 は、左腕を、掌を下に向け指先を伸ばし左胸の前に添え掌を上に戻し、右腕は、掌を下に向け指先を伸ばし、左胸の前に添えた左掌の周りを一周回し、掌を上に戻しながら体の前から回すように右方向へ肘を伸ばす動作を行っており、他の振付けとは異なる。</p>	<p>胸の前で手を回転させる動作は、僅か 2 秒足らずのものであり、独自性もない。 (3~6)ステップは、既存のステップである。 (7~9)ステップは、既存のステップである。</p>

2.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>I lohia e ke kilihuna (イ ロ ヒア エ ケ キ リフナ)</p>	<p>I lohia e ke の部分で、本件振付け 1 7 は、右掌を左掌よりもやや高くかかげ、両手の掌を一度握りしめ再び指先を伸ばして開き、その後、左右の掌の位置を入れ替え、再び掌を握って開く動作を用いており、他の振付けとは異なる。</p> <p>kilihuna の部分で、本件振付け 1 7 は、指を揃えて両掌を開き、掌を前に向け、両腕を伸ばした後、両掌の高さを揃えて掌を前に向けたまま両掌の指を細かく震わせつつ、左右の掌を同時にゆっくりと胸の前まで降ろしてくる動作を用いており、他の振付けとは異なる。</p>	<p>掌を握って開くという動作は、甲 3 5 の 6 の振付けと同様のものである。左右の手のいずれかをやや高く掲げる動作は、ua に対応するハンドモーションの微細なアレンジである。</p> <p>(2~4)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(7~9)ステップは、既存のステップである。</p>

3.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Kohu ‘ahu‘ao no ka uka (コフ アフ アオ ノ カ ウ カ)</p>	<p>‘Kohu ‘ahu‘ao’ の部分で、本件振付け 1 7 は、右腕は脇を軽く閉じて肘を曲げ、右手の指を揃えて伸ばし指先を体の方へ向けて右肩の上あたりに添え、これと同時に、左腕は脇を軽く閉じて肘を曲げ、左手の指を伸ばして左掌を体の方へ向けつつ右肩の前へ添え、続いて、右手と左手の位置を代えて左右対称の動きを行う動作を用いており、他の振付けとは異なる。</p>	<p>肘を曲げて、肩の辺りに手を近づけ、コートに肩に掛けるような動作は、甲 4 6 の左下及び乙 3 5 の 6 の振付けと同様である。このような動作を何回繰り返しても、独自性が生じるわけではない。 (1~4)ステップは、既存のステップである。 (5~9)ステップは、既存のステップである。</p>

4.

1

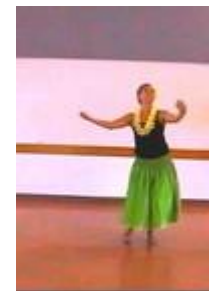
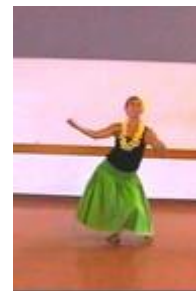
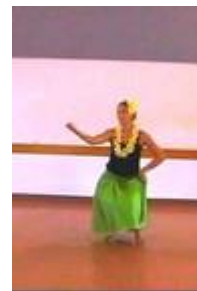
2

3

4

5

6



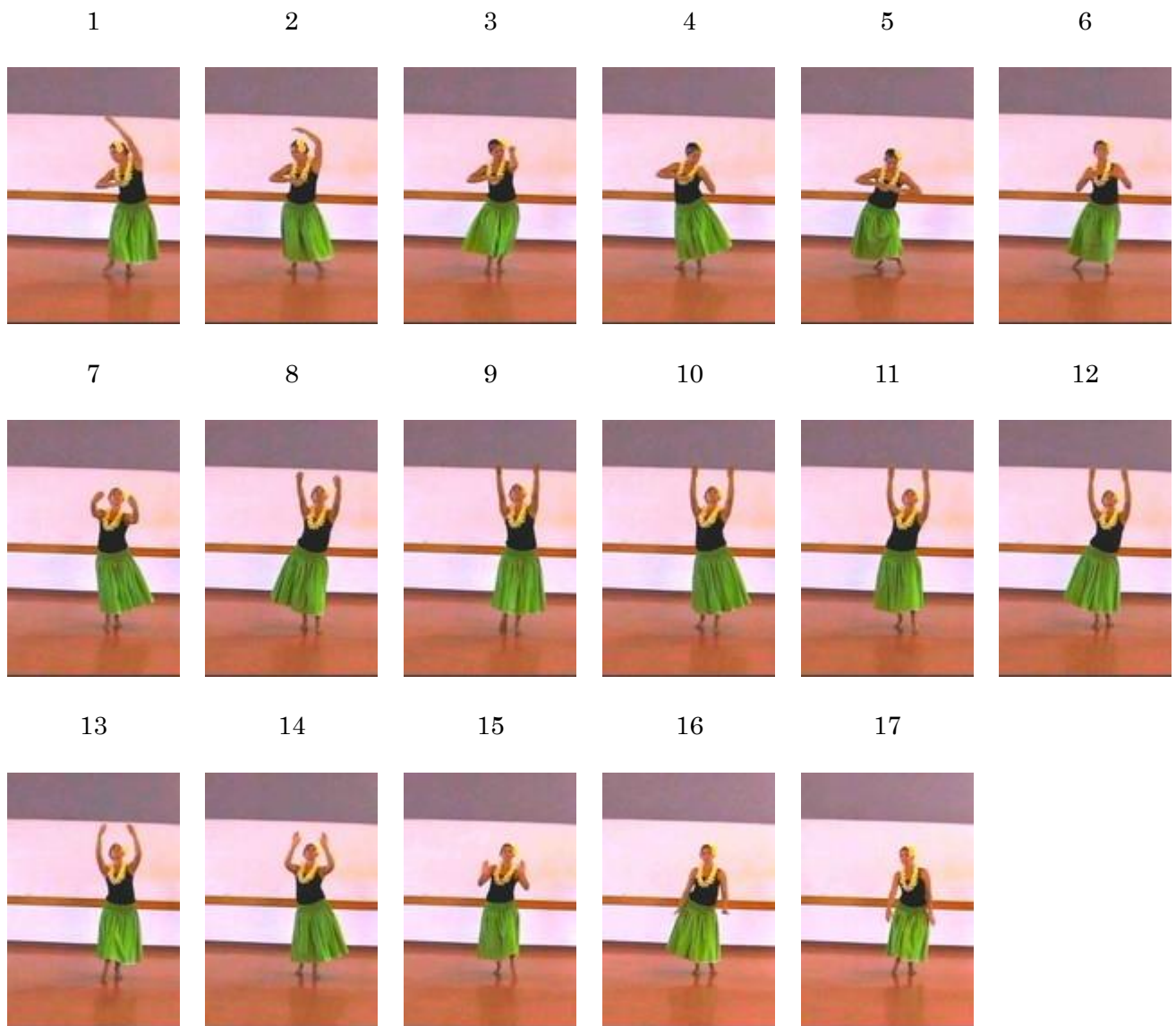
7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He kamalani kamaehu kau i ka hano ē (へ カマ ラニ カマエフ カウ イ カ ハ ノエ)</p>	<p>i ka hano ē の部分で、本件振付け 1 7 は、右腕を右斜め前に伸ばした状態で、左腕をゆっくり左斜め上に伸ばしていく動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>本件振付け 1 7 では、両腕を上には伸ばしており、乙 3 4 の 2 ないし 5 の振付けと同様である。 (1~4)ステップは、既存のステップである。 (5~6)ステップは、既存のステップである。</p>

5.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He kamalei, kamahiwa pā i ka lani ē ka lani ē (ヘ カマレイ カマヒヴァ パ イ カ ラニエ カ ラニエ)</p>	<p>He kamalei, kamahiwa pā i ka lani ē の部分で、本件振付け 17 は、右掌を下 に向け指先を伸ばして右胸の前に水平 に添え、その状態のまま、左腕を左斜め 前に伸ばした状態から頭の上の方へ動 かし、左手を頭の上から首の後ろ、左肩 の前を通るように降ろしていき、左胸の 前まで持ってきたところで、左掌を下に</p>	<p>左腕を左斜め前に伸ばした状態から頭 の上の方へ動かし、左手を頭の上から 首の後ろ、左肩の前を通るように降ろ していく動作は、甲 46 の左下の振付 けと同様のものであり、これは、 kamalei と同音を含む lei に対応するハ ンドモーションである。両手をゆっく り正面上まで伸ばしきるとい動作</p>

	<p>向けて指を揃えて伸ばし、胸の前で左掌と右掌との指先をつき合わせるように揃え、その後両手をゆっくり正面上まで伸ばしきるという動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>は、他の振付けと同様のものであり、これは、lani に対応するハンドモーションである。</p> <p>(1~8)ステップは、既存のステップである。</p> <p>(9~17)ステップは、既存のステップである。</p>
--	--	--

6.

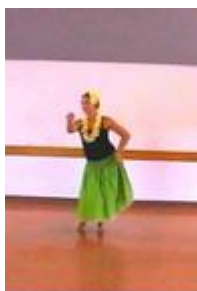
1



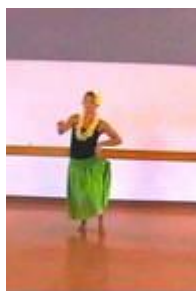
2



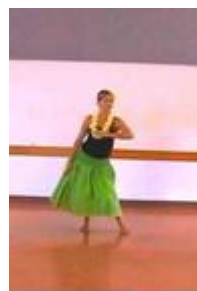
3



4



5



6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

7.

上記 1 から 6 までの振りをもう一度繰り返す。

8.

1

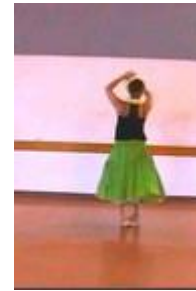
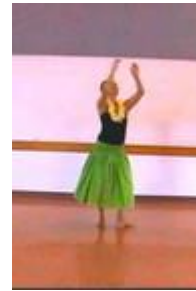
2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Po'ohina i ka 'ohu kolo (ポオヒナ イ カ オフ コ ロ)</p>	<p>本件振付け 1 7 は、両手の指先を伸ばし、こめかみ横の髪の生え際に一度当ててから、両掌を返して内側へ向けた状態で、両腕をゆっくり上に伸ばす動作を用い、霧に覆われている様子を表すために、顔の正面斜め上の位置で、両手の掌を回転させるように上下の位置を 2 回入れ替えつつターンする動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>顔の正面斜め上の位置で、両手の掌を回転させるように上下の位置を 2 回入れ替えつつターンする動作は、甲 4 6 の左下及び乙 3 4 の 2 の振付けと同様のものであり、ターン(5~8)も既存のステップである。 (1~4)ステップは、既存のステップである。</p>

9.

1

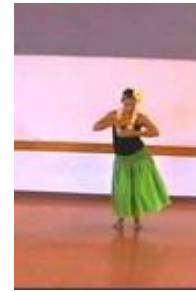
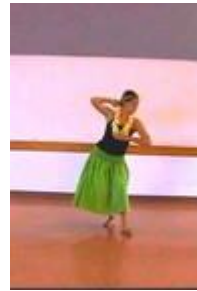
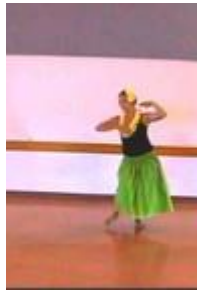
2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Kahiko no ka poli ‘olu (カヒコ ノ カ ポリ オル)</p>	<p>Kahiko no ka の部分で、本件振付け 1 7 は、右腕の脇を開いて肘を曲げ、右掌 を体の方に向け指先を伸ばした状態で 右胸の前に添えつつ、左腕の脇を開いて 肘を曲げ、左掌を体の方に向け指先を伸 ばした状態で首の後ろに添えた後、左手 と右手の位置を入れ替えて左右対称の 振りを行うという動作を用いている点 で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>左腕の脇を開いて肘を曲げ、左掌を体 の方に向け指先を伸ばした状態で首の 後ろに添える動作は、lei に対応するハ ンドモーションの微細なアレンジであ る。 (1~4)ステップは、既存のステップであ る。 (5~8)ステップは、既存のステップであ る。</p>

10.

1

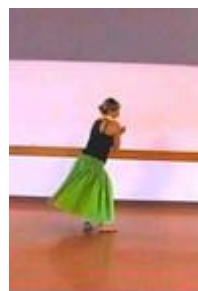
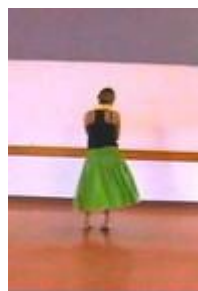
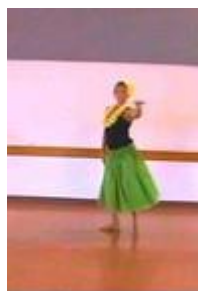
2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Apo ʻia e nā kualono (アポイア エ ナー ク アロノ)</p>	<p>e nā kualono の部分で、本件振付け 1 7 は、体が正面と反対側（左斜め後ろ側）に向いた状態のまま、両手の掌の指先を伸ばし体の前へ向け、左腕を正面斜め上に伸ばし、右腕の肘を軽く曲げ、右掌を左掌のやや下（顔の前あたり）に置く動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>体が正面と反対側（左斜め後ろ側）に向いた状態のまま、両手の掌の指先を伸ばし体の前へ向け、左腕を正面斜め上に伸ばし、右腕の肘を軽く曲げ、右掌を左掌のやや下（顔の前あたり）に置く動作は、甲 4 6 の他の振付け並びに乙 3 4 の 2 及び 3 の振付けと同様のものであり、これは、mauna に対応するハンドモーションである。原告は、体の向きに独自性を見いだすようであるが、既存のステップの組み合わせ次第で体の向きが変わっているにすぎない。 (1~4)ステップは、既存のステップである。</p>

		(5~8)ステップは、既存のステップである。
--	--	------------------------

11.

1

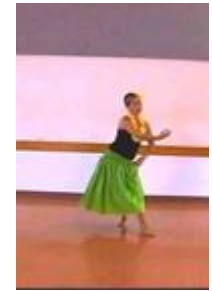
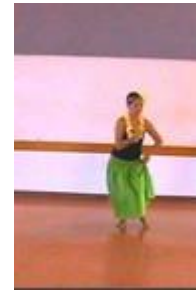
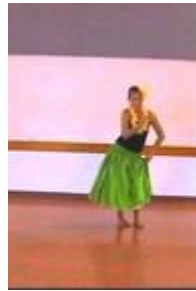
2

3

4

5

6



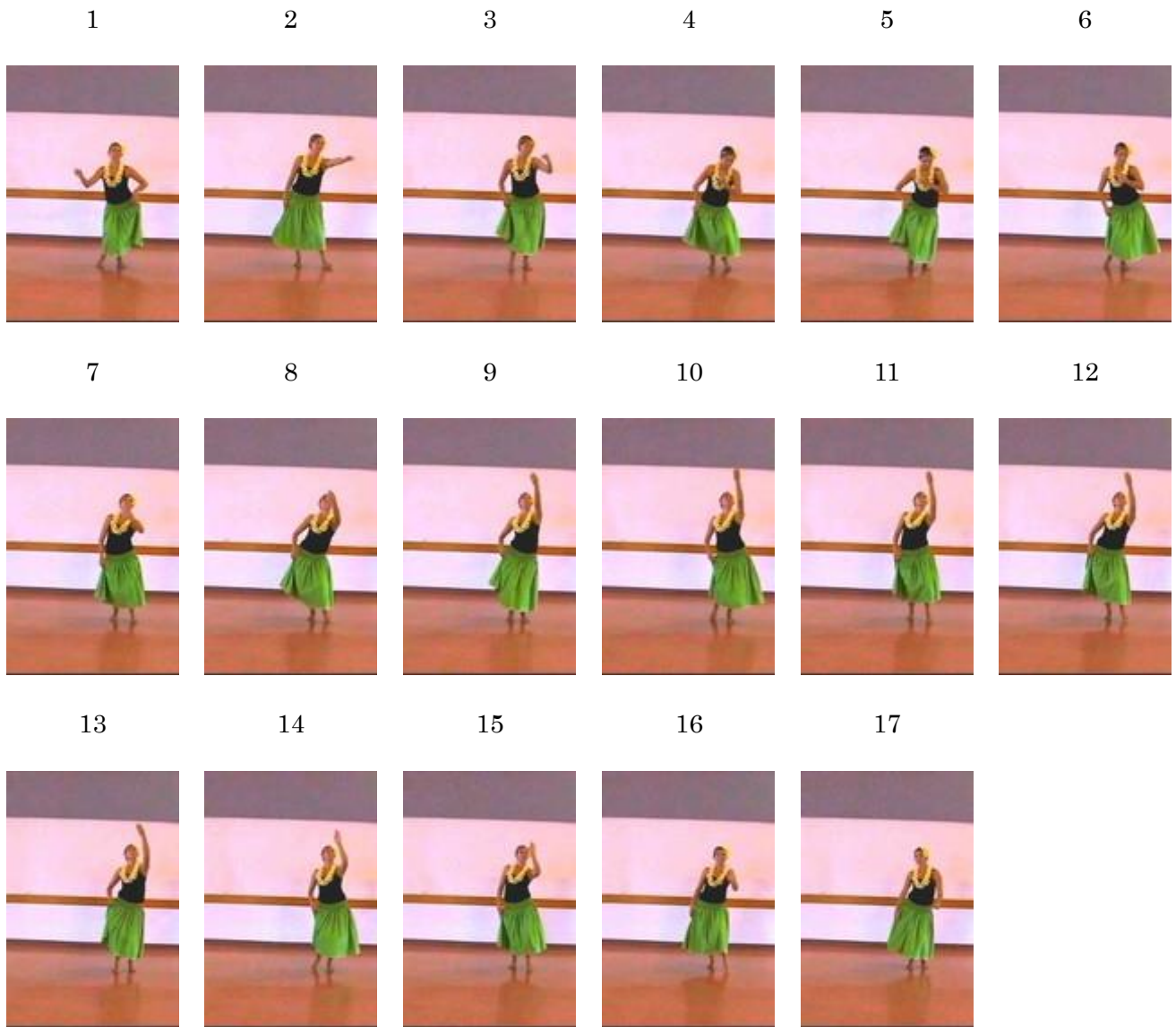
7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>He hi'ina, hi'alo, aloha ē (へ ヒイ ナ ヒイアロ ア ロハ エ)</p>	<p>本件振付け 1 7 は、右腕を左斜め前へ伸ばし、伸ばしきったところで物をつかみ取るように一度右手のこぶしを素早く握り、右腕の肘を曲げて右掌を胸の前に添え、続いて、右掌を開いて上に向けて右腕を再び左斜め前に伸ばし、体の前を回すように右斜め前まで移動させる動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>腕を伸ばしてからこれを曲げて胸の前に抱きかかえるように持ってくる動作は、乙 3 4 の 2 及び乙 3 5 の 8 などの振付けと同様のものである。こぶしを握るか否かは、微細なアレンジにすぎない。 (1~4)ステップは、既存のステップである。 (5~8)ステップは、既存のステップである。</p>

12.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Hi'ipoli, hi'ilei, hi'ilani ē hi'ilani ē (ヒイポイ ヒイレ イ ヒイラニ エ ヒイラニ エ)</p>	<p>本件振付け 1 7 は、左腕を左斜め前へ伸ばし、伸ばしきったところで物をつかみ取るように一度左手のこぶしを素早く握り、左腕の肘を曲げて左掌を胸の前に添え、続いて、左掌を開いて体の方へ向けて指先を伸ばし、左腕をまっすぐ上に伸ばし、その後、左掌を正面に返し、左腕をゆっくり降ろしていく動作を用い</p>	<p>腕を伸ばしてからこれを曲げて胸の前に抱きかかえるように持ってくる動作は、乙 3 5 の 8 の振付けと同様であり、これは、lani に対応するハンドモーションを片手で行うものであるところ、hi'ilani ē の歌詞に対応する振付けとして lani に対応するハンドモーションを行うことは、甲 4 6 の他の振付け、</p>

	<p>ている点で，他の振付けとは異なる。</p>	<p>乙34の3ないし5の振付け，乙35の6及び8の振付けで行われている。こぶしを握るか否かは，微細なアレンジにすぎない。</p> <p>(1~5)ステップは，既存のステップである。</p> <p>(6~8)ステップは，既存のステップである。</p> <p>(9~17)ステップは，既存のステップである。</p>
--	--------------------------	--

13.

1



2



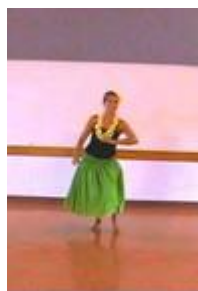
3



4



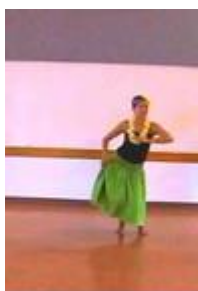
5



6



7



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

14.

上記8から13までの振りをもう一度繰り返す。

15.

1

2

3

4

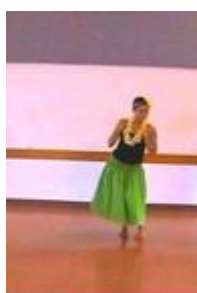
5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Eia ku‘u lei aloha (エイア クウ レイ アロハ)</p>	<p>lei aloha の部分で、本件振付け 1 7 は、正面を向いた状態で、両腕を同時に上へ伸ばし、頭の後ろへ回してから、それぞれ両肩の前を通して胸へまで降ろす動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>正面を向いた状態で、両腕を同時に上へ伸ばし、頭の後ろへ回してから、それぞれ両肩の前を通して胸へまで降ろす動作は、lei に対応するハンドモーションを両手で行うようにアレンジしたものであるところ、このようなアレンジは、乙 3 4 の 4 の振付け、乙 3 5 の 8 及び 1 1 の振付けにおいても行われている。 (1~8)ステップは、既存のステップである。</p>

16.

1

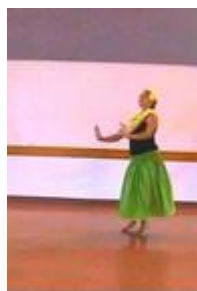
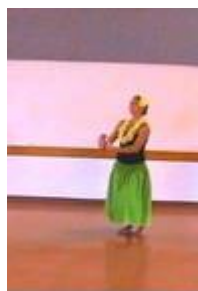
2

3

4

5

6



7

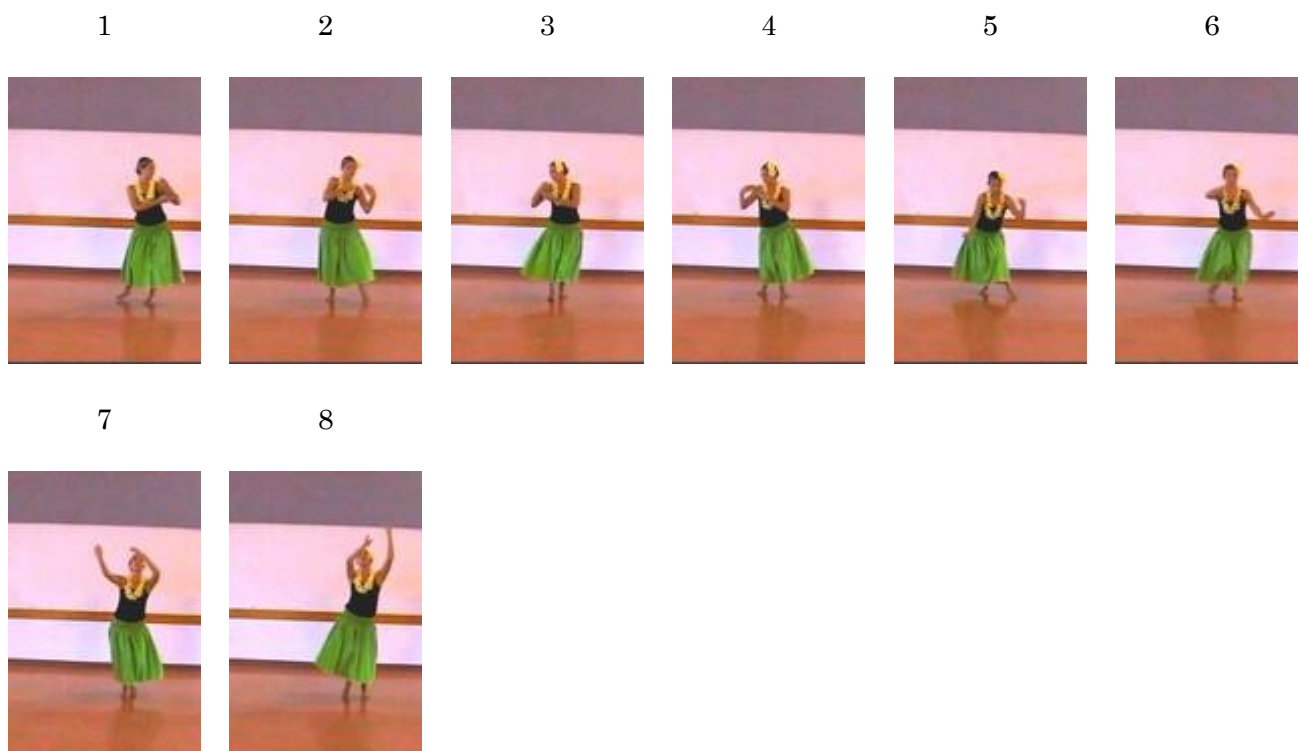
8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>No Maunaleo i ka nani (ノ マウナレオ イ カ ナニ)</p>	<p>本件振付け17は、体の向きを斜め右前に向け、両手を揃えたまま両腕を同時に腰の前までまっすぐ伸ばし、指先を伸ばして両掌を下へ向け、続いて両腕をゆっくり波打たせた後、両掌を同時に返して正面へ受け、胸の前辺りで両手を左右にゆっくりと開く動作を行っている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>両手を左右に広げる動作は、甲46の左下及び右下の振付け、乙34の1及び2の振付けと同様である。 (1~9)ステップは、既存のステップである。</p>

17.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>‘Ohu‘ohu i ka Mālie (オフオフイカマリエ)</p>	<p>‘Ohu‘ohu の部分で、本件振付け 1 7 は、左手を左肩の上、右手を左肩の前に添え、その後、両手を入れ替えて左右対称に行う動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p> <p>i ka Mālie の部分で、本件振付け 1 7 は、腰の高さ辺りから頭の上まで、両腕の肘を軽く曲げて両掌の指先を伸ばした状態で、右腕、左腕、右腕の順に下から上に内回りで半円を描くように交互に揺らしながら、両腕を持ち上げていく動作</p>	<p>左手を左肩の上、右手を左肩の前に添え、その後、両手を入れ替えて左右対称に行う動作は、lei に対応するハンドモーションを両手で行うようにアレンジしたものであるところ、このように ‘Ohu‘ohu の歌詞に対応する振付けとして lei に対応するハンドモーションを両手で行うようにアレンジしたものは、乙 3 4 の 3 の振付けと同様である。</p>

	を用いている点で、他の振付けとは異なる。	(1~8)ステップは、既存のステップである。
--	----------------------	------------------------

18.

1

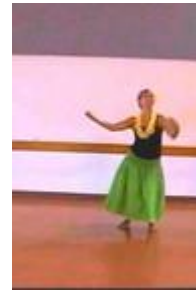
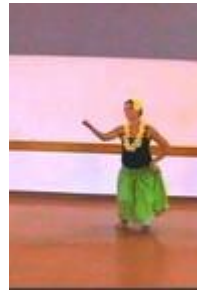
2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
He kamalani kamaehu kau i ka hano ē (へ カマ ラニ カマエフ カウ イ カ ハ ノエ)	上記4と同様	上記4と同様

19.

1

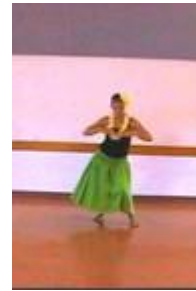
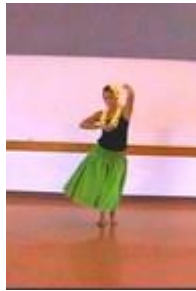
2

3

4

5

6



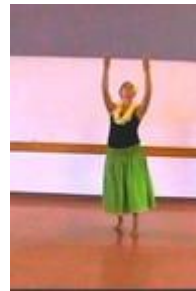
7

8

9

10

11



歌詞	原告の主張	被告の主張
He kamalei, kamahiwa pā i ka lani ē (へ カマ レイ カマヒヴァ パ イ カ ラニ エ)	上記5の一部と同様	上記5の一部と同様

20.

1

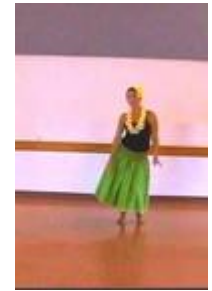
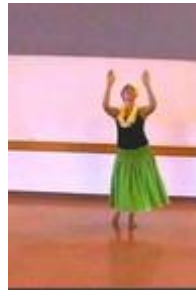
2

3

4

5

6



歌詞	原告の主張	被告の主張
ka lani ē (カ ラニ エ)	上記5の一部と同様	上記5の一部と同様

21.

1

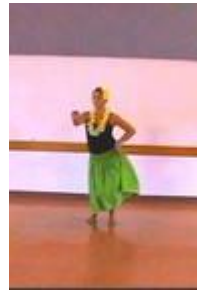
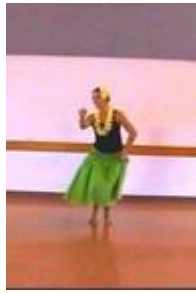
2

3

4

5

6



7

8



歌詞	原告の主張	被告の主張
間奏		

22.

上記15から19までの振りをもう一度繰り返す。

23.

1

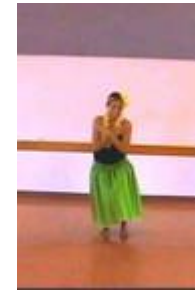
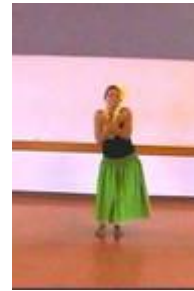
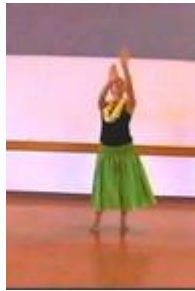
2

3

4

5

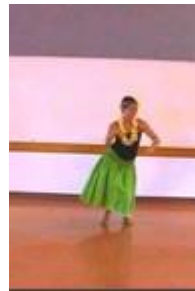
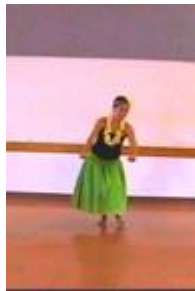
6



7

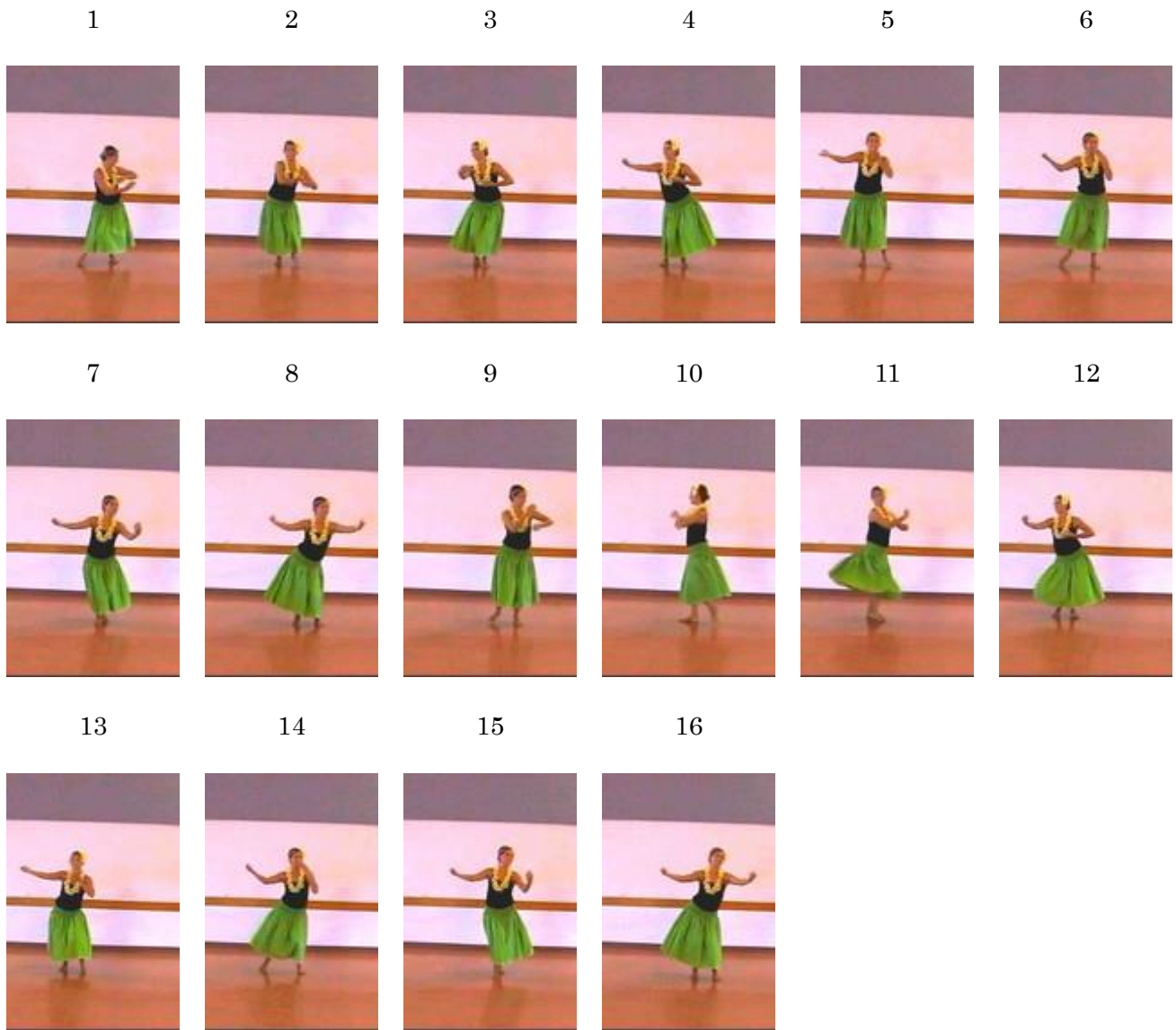
8

9



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>No Maunaleo ke aloha kū i ka la'i ē (ノ マウナレオ ケ アロハ クイ カ ラ イ エ)</p>	<p>本件振付け17は、両掌を正面に向けて両腕を上へ伸ばし、右掌を左掌のやや下に添え、続いて、両腕の肘を同時に曲げて両手を胸の前で交差させ、その後、両掌を下へ向け、肘を軽く曲げつつ、腰の高さで両腕を前へ伸ばし、両手をゆっくり左右に開く動作を用いているで、他の振付けとは異なる。</p>	<p>両掌を正面に向けて両腕を上へ伸ばし、右掌を左掌のやや下に添える動作は、mauna に対応するハンドモーションである。両腕の肘を同時に曲げて両手を胸の前で交差させる動作は、aloha に対応するハンドモーションである。(1~8)ステップは、既存のステップである。</p>

24.



歌詞	原告の主張	被告の主張
<p>Aloha ē, aloha ē (アロハ エ ア ロハ エ)</p>	<p>Aloha ēの部分で、本件振付け17は、右腕を右斜め前に伸ばした状態で、左腕を曲げて左手を一度口に当て、左掌を上に向けた状態で左腕を左斜め前にまっすぐ伸ばしていくという動作を用いている点で、他の振付けとは異なる。</p>	<p>右腕を右斜め前に伸ばした状態で、左腕を曲げて左手を一度口に当て、左掌を上に向けた状態で左腕を左斜め前にまっすぐ伸ばしていくという動作は、alohaに対応するハンドモーションである。 (1~8)ステップは、既存のステップである。</p>

		(9~16)ステップは, 既存のステップである。
--	--	--------------------------

25.

1



2



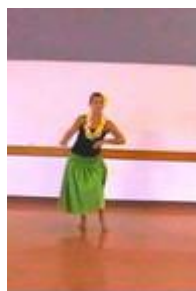
3



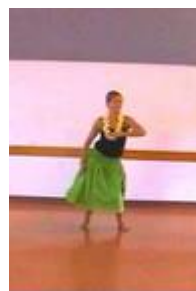
4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



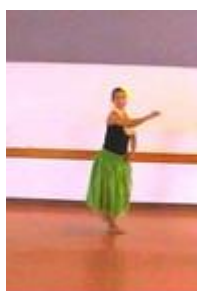
14



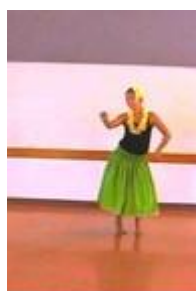
15



16



17



18



19



20



21



22



23



歌詞	原告の主張	被告の主張
終奏		

以上

(別紙)

原告が創作した振付け及び作曲した楽曲の上演・演奏状況一覧表

年	月	年月日	イベント	場所	本件振付け 6(エ・ピリ・ マイ)	本件振付け 11(レイ・ホ オヘノ)	本件振付け 13(ウア・ラ ニピリ・イ・ カ・ナニ・オ・ パパコーレ ア)	本件振付け 15(ブロッ サム・ナニ・ ホイ・エ)	本件振付け 16(マブ・マ ウ・ケ・アラ)	本件振付け 17(マウナ レオ)	本件振付け (本件楽曲) 1~3, 4	原告創作振 付け・作曲 楽曲の総数	証拠
H26	11	H26.11.1	損害賠償請求の対象期間の始期										
	12	H26.12.2	パーティ	福岡	0	0	0	0	0	0	0	4	Z95
		H26.12.3	パーティ	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	2	Z96
		H26.12.4	パーティ	長崎	0	0	0	0	0	0	0	1	Z97
		H26.12.5	パーティ	佐世保	0	0	1	0	0	0	0	3	Z98
H27	1	H27.1.25	パーティ	北九州	0	1	0	0	0	0	0	3	Z99
		H27.1.26	パーティ	熊本	0	0	0	0	0	0	0	2	Z100
		H27.1.27	パーティ	宮崎	0	0	0	0	0	0	0	2	Z101
		H27.1.28	パーティ	久留米	0	0	0	0	0	0	0	2	Z102
		H27.1.29	パーティ	大分	0	0	0	0	0	0	0	2	Z103
		H27.1.30	パーティ	広島	0	0	0	0	0	0	0	2	Z104
	2	H27.2.15	コンペ	福岡	1	1	0	0	0	1	0	19	Z133
	3												
	4	H27.4.12	ホイケ	佐世保	0	0	0	0	1	0	0	27	Z61
	5	H27.5.10	ホイケ	北九州	1	1	3	0	2	0	0	33	Z62
		H27.5.31	ホイケ	佐賀	0	1	0	0	0	0	0	14	Z63
	6	H27.6.21	ホイケ	大分	0	0	1	1	3	0	0	28	Z64
		H27.6.28	ホイケ	宮崎	0	1	0	0	0	0	0	16	Z65
	7	H27.7.19	ホイケ	長崎	0	0	1	1	1	0	0	38	Z66
		H27.7.20	ホイケ	長崎	0	2	0	2	1	0	0	25	Z67
	8												
	9	H27.9.6	ホイケ	福岡	1	1	0	0	0	0	0	24	Z68
		H27.9.12	ホイケ	熊本	2	0	0	0	0	1	0	26	Z69
		H27.9.13	ホイケ	熊本	0	0	0	1	0	1	0	26	Z70
	10	H27.10.3	ホイケ	山陰	0	0	0	0	0	0	0	6	Z71
	11	H27.11.24	パーティ	長崎	0	0	0	1	0	0	0	3	Z105
		H27.11.25	パーティ	佐世保	0	0	0	0	1	0	0	2	Z106
		H27.11.26	パーティ	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	1	Z107
		H27.11.27	パーティ	大分	0	0	0	0	0	0	0	3	Z108
		H27.11.30	パーティ	山陰	0	0	0	0	0	0	0	1	Z109
	12	H27.12.1	パーティ	岩国	0	0	0	0	0	0	0	1	Z110

H28	1	H28.1.25	パーティ	宮崎	0	0	0	0	0	0	0	2	Z111
		H28.1.26	パーティ	熊本	0	0	0	0	0	0	0	4	Z112
		H28.1.27	パーティ	福岡	0	0	0	0	0	0	0	2	Z113
		H28.1.28	パーティ	北九州	0	0	0	0	0	0	0	2	Z114
		H28.1.29	パーティ	広島	0	0	0	0	0	0	0	2	Z115
	2												
	3												
	4												
	5	H28.5.15	ホイケ	佐世保	0	0	0	0	0	0	0	16	Z72
		H28.5.22	ホイケ	福岡	1	1	0	0	1	1	0	24	Z73
		H28.5.29	ホイケ	佐賀	0	0	0	1	0	0	0	7	Z74
	6	H28.6.12	ホイケ	北九州	3	0	2	0	0	0	0	28	Z75
		H28.6.18	ホイケ	福山	0	0	0	0	0	0	0	4	Z76
	7	H28.7.2	ホイケ	長崎	0	1	0	0	0	0	0	24	Z77
		H28.7.3	ホイケ	長崎	0	1	0	2	0	1	0	25	Z78
		H28.7.10	ホイケ	大分	1	0	1	0	0	0	0	16	Z79
		H28.7.17	ホイケ	宮崎	0	0	0	0	2	2	0	15	Z80
	8												
	9	H28.9.4	ホイケ	広島	0	0	0	0	0	0	0	6	Z81
	10	H28.10.10	ホイケ	熊本	0	1	2	0	3	1	0	26	Z82
	11	H28.11.21	パーティ	大分	1	0	0	0	0	0	0	2	Z116
		H28.11.22	パーティ	佐賀	0	0	0	0	0	0	0	2	Z117
		H28.11.24	パーティ	長崎	0	0	0	0	0	0	0	2	Z118
		H28.11.25	パーティ	佐世保	0	0	0	0	0	0	0	2	Z119
		H28.11.28	パーティ	山陰	0	0	0	0	0	0	0	1	Z120
		H28.11.29	パーティ	岩国	0	0	0	0	0	0	0	1	Z121
	12												
H29	1	H29.1.23	パーティ	宮崎	0	0	0	0	0	0	0	2	Z122
		H29.1.24	パーティ	久留米	0	0	0	0	0	0	0	1	Z123
		H29.1.25	パーティ	熊本	0	0	1	0	0	0	0	2	Z124
		H29.1.26	パーティ	北九州	0	0	0	0	0	0	0	1	Z125
		H29.1.29	パーティ	広島	0	0	0	0	0	0	0	1	Z126
	2	H29.2.12	コンペ	熊本	0	1	1	0	1	0	0	17	Z134
	3												
	4												
	5	H29.5.14	ホイケ	佐賀	0	0	0	0	0	2	0	6	Z84
		H29.5.21	ホイケ	宮崎	0	1	0	0	0	1	0	10	Z85
	6	H29.6.4	ホイケ	佐世保	0	0	0	0	1	0	0	21	Z86
		H29.6.11	ホイケ	北九州	0	0	2	0	0	0	0	18	Z87
		H29.6.18	ホイケ	大分	0	0	0	0	0	0	0	9	Z88
		H29.6.25	ホイケ	長崎	0	1	0	0	3	0	0	39	Z89

7	H29.7.16	ホイケ	山陰	0	0	0	0	0	0	0	5	Z90
	H29.7.30	ホイケ	福岡	0	0	0	0	1	1	0	26	Z91
8												
9												
10	H29.10.7	ホイケ	広島	0	0	0	0	0	0	0	10	Z92
	H29.10.8	ホイケ	広島	0	0	0	0	0	0	0	1	Z93
	H29.10.21	ホイケ	熊本	0	0	1	0	0	1	0	10	Z94
	H29.10.22	ホイケ	熊本	0	3	1	0	0	1	0	24	Z94
	H29.10.31	損害賠償請求の対象期間の終期										
損害賠償請求対象期間を通じた合計										90	732	
平成27年10月分を除いた合計										90	726	